

# レクリエーションの森の利用・管理等に 関する行政評価・監視

## 結果報告書



平成 30 年 12 月

総務省関東管区行政評価局

## 前 書 き

「レクリエーションの森」制度は、昭和48年度に、国有林野内における自然の保護及び森林レクリエーションのため秩序ある開発利用を図るために創設された「自然休養林」制度を発展させる形で創設された。国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）第4条第1項の規定に基づき策定された「国有林野の管理経営に関する基本計画」（平成25年12月25日。計画期間：26年4月1日～36年3月31日）では、「公衆の保健のための活用の推進」として、「公益重視の管理経営の一層の推進を旨とする方針の下で、自然景観が優れ、森林浴や自然観察、野外スポーツ等への利用が期待される「森林空間利用タイプ」の森林のうち、国民の保健・文化・教育的利用に積極的に供することが適当と認められる国有林野を「レクリエーションの森」として選定して、広く国民に開かれた利用に供することにより、森林とのふれあいを通じた豊かな国民生活の実現に資することとする」（4(2)）とされている。

レクリエーションの森については、国民のニーズの変化等を踏まえた見直しや制度改正が行われており、平成17年4月、いわゆる「リフレッシュ対策要領」（林野庁長官通達）を発出し、「これまでの『量的充足』を重視するあり方から利用者ニーズに即して『質的向上』を重視するあり方へと方向転換することとされた。同通達では、レクリエーションの森の廃止を含めた設定の見直しの推進のほか、施設等の整備や森内における利用者の安全対策などについて、具体的な指針や方針も示された。

その後、会計検査院の決算検査の結果に基づく処置要求（平成26年10月）や北海道管区行政評価局及び東北管区行政評価局の独自企画による調査（地域計画調査）の結果に基づく改善意見の通知（所見表示。北海道管区局は同年12月、東北管区局は27年2月）を踏まえ、①27年4月に「質的向上通達」の発出、②同年11月に「リフレッシュ対策要領」の大幅な改訂（共に、林野庁長官通達）が行われた。

さらに、「明日の日本を支える観光ビジョンー世界が訪れたい日本へー」（平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議、議長：内閣総理大臣）において、観光は地方創生・成長戦略の柱であるとの認識のもと、「『観光立国』の実現に向け、政府一丸、官民を挙げて、常に先手を打って攻めていくこととされた」を踏まえ、林野庁は、森林も農山村の重要な観光資源の一コンテンツとして、その活用を推進することとした。29年度から、観光資源としての活用の推進が期待されるレクリエーションの森において、重点的な観光整備等を行うための森林景観を活かした観光資源の創出事業（以下「観光資源創出事業」という。31年度までの3年間）を実施し、山村地域における観光需要の拡大を図ることとしている。

同事業では、レクリエーションの森のうち、「特に魅力的な自然景観を有する等、観光資源としての活用の推進が期待される」ものを「日本美しい森 お薦め国有林」（以下「美しい森」という。）として選定し、①「環境整備事業」（多言語標識類の設置、施設修繕等、木道補修、景観整備等）、②「情報発信・効果測定事業」（多言語情報発信、利用動向把握等の効果測定事業）を実施することとされている。「美しい森」は、全国で93か所、関東地方では高尾山自然休養林など7か所が選定されている。

これまで、レクリエーションの森を対象として、各管区行政評価局が地域計画調査を実施してきており（上記の北海道管区局及び東北管区局（共に平成26年度）、さらに近畿管区局（28年度）、当管区局は4番目の実施となった。調査に当たり、単に、先行3管区局の調査をなぞるのでなく、新たに開始された観光資源創出事業の実施状況やE B P M（Evidence Based Policy Making：証拠に基づく政策決定）

の視点から、基本的な指標（利用者数）の捉え方についても、調査を行った。

さらに、当局を含めた4管区局の調査結果に共通する課題等が見受けられ、全国的に認識すべきものと考えられることから、総務省及び農林水産省の両本省間においても意思疎通を図るべき旨提案を行った。総務省本省（行政評価局）は、農林水産省（林野庁）に対して、課題の通知を行うものと承知している。

今回の調査に当たって、関東森林管理局及び同局管内の5つの森林管理署、関東地方環境事務所のほか、「美しの森」に施設等を設置し維持管理を行っている都や市町村、関係する団体の方々の御協力を頂いた。この場を借りて、感謝申し上げる。

レクリエーションの森、その中から選定された「美しの森」は、国民の健康志向の高まりやワークライフバランス（仕事と生活の両立）による余暇活動の充実、著しい増加傾向にある訪日外国人旅行者への対応や関連する地域の活性化などに、様々な貢献ができるものと期待される。また、国民の祝日として「山の日」（8月11日）が設けられて2年が経過した。

今回の調査結果が森林管理局及び関係する皆様に活用されて、「美しの森」を含むレクリエーションの森がより便利に、より安全に安心して利用できるようになり、また、広く国民に知られることによりその利用者数が増加していくことを期待する。

## 目 次

第1 行政評価・監視の目的等	1
第2 行政評価・監視の結果	2
1 レクリエーションの森の管理経営状況	2
(1) レクリエーションの森に係る体制及び予算	2
(2) レクリエーションの森設定の推移	9
(3) 管理経営方針書の適切な作成	16
2 美しい森お薦め国有林	26
(1) 美しい森に係る事業の実施状況	26
(2) 美しい森の維持管理	41
(3) 美しい森に係る情報発信	56
3 レクリエーションの森の利用動向の的確な把握	70
4 レクリエーションの森に係るウェブサイトの情報	88

# 図表等目次

## 1 レクリエーションの森の管理経営状況

### (1) レクリエーションの森に係る体制及び予算

図表 1-(1)-1	国有林野管理経営規程（抜粋）	5
図表 1-(1)-2	レクリエーションの森選定調査実施要領（抜粋）	5
図表 1-(1)-3	レクリエーションの森の種類及び設定箇所数	6
図表 1-(1)-4	レクリエーションの森関係業務に従事する職員数の推移	7
図表 1-(1)-5	森林管理署における業務体制（日光森林管理署の例）	7
図表 1-(1)-6	レクリエーションの森関係予算の推移	8

### (2) レクリエーションの森設定の推移

図表 1-(2)-1	レクリエーションの森の設定見直しに関する通達等(その1)	11
図表 1-(2)-2	レクリエーションの森の設定見直しに関する通達等(その2)	12
図表 1-(2)-3	全国のレクリエーションの森の設定数の推移	12
図表 1-(2)-4	レクリエーションの森の設定見直しに関する通達等(その3)	13
図表 1-(2)-5	レクリエーションの森の設定見直しに関する通達等(その4)	14
図表 1-(2)-6	関東地方のレクリエーションの森の廃止の推移	14
図表 1-(2)-7	調査対象5森林管理署管内で廃止されたレクリエーションの森	15

### (3) 管理経営方針書の適切な作成

図表 1-(3)-1	国有林野管理経営規程の運用について（抜粋）	19
図表 1-(3)-2	方針書作成要領（抜粋）	19
図表 1-(3)-3	方針書作成要領の別紙様式（第2の5関係）（抜粋）	20
図表 1-(3)-4	作成要領取扱通達（抜粋）	21
図表 1-(3)-5	会計検査院の改善の処置の要求（抜粋）	22
図表 1-(3)-6	会計検査院法（抜粋）	22
図表 1-(3)-7	管理経営方針書を調査対象としたレクリエーションの森(42か所)	23
図表 1-(3)-8	管理経営の方針の記載状況に関する調査結果（集計表）	23
図表 1-(3)-9	管理経営の方針に係る記載事項の漏れの有無	24
図表 1-(3)-10	平成 27～29 年度に地域管理経営計画の編成時期が到来していたレクリエーションの森（29 か所）のうち、依然として管理経営方針書に不備があるもの 28 か所の変更状況	25

## 2 美しい森お薦め国有林

### (1) 美しい森に係る事業の実施状況

図表 2-(1)-1	明日の日本を支える観光ビジョン（抜粋）	30
図表 2-(1)-2	観光資源創出事業の概要	30
図表 2-(1)-3	関東地方における美しい森（7か所）の概要	31
図表 2-(1)-4	「日本美しい森 お薦め国有林一覧」（林野庁が平成29年4月に公表した93か所）	32
図表 2-(1)-5	「日本美しい森 お薦め国有林 位置図」（林野庁が平成29年4月に公表した93か所）	33
図表 2-(1)-6	実施要領（抜粋）	34
図表 2-(1)-7	観光資源創出事業の大まかな進行スケジュール	38
図表 2-(1)-8	関東地方における7か所の「美しい森」のグループ割り	38
図表 2-(1)-9	関東地方における環境整備事業の実施状況	39
図表 2-(1)-10	実施要領に反し、標識が多言語表記になっていないもの	40
図表 2-(1)-11	事業の効果を十分発揮できない状況にあるもの	40

### (2) 美しい森の維持管理

図表 2-(2)-1	リフレッシュ対策要領（抜粋）	45
図表 2-(2)-2	方針書作成要領（抜粋）	45
図表 2-(2)-3	作成要領取扱通達（抜粋）	46
図表 2-(2)-4	安全対策指針（抜粋）	46
図表 2-(2)-5	安全対策指針の「別紙1」施設等点検表	47
図表 2-(2)-6	国有林野貸付契約書及び使用許可書により付された条件の例	47
図表 2-(2)-7	美しい森における施設等の点検の実施状況	48
図表 2-(2)-8	安全確保の観点から改善を要する事例	49
図表 2-(2)-9	利便確保の観点から改善を要する事例	51
図表 2-(2)-10	バリアフリー機能の確保の観点から改善を要する事例	52
図表 2-(2)-11	レクリエーションの森の質的向上の観点から改善を要する事例	53
図表 2-(2)-12	レクリエーションの森の適切な管理の観点から改善を要する事例	53
図表 2-(2)-13	野反自然休養林案内標識の現状と整備（吾妻森林管理署作成）	55

### (3) 美しい森に係る情報発信

図表 2-(3)-1	安全対策指針（抜粋）	59
図表 2-(3)-2	関東地方における観光資源創出事業による情報発信事業の実施状況〔関東地方の美しい森（7か所）のうち、平成30年10月現在事業が完了済みの3か所〕	60
図表 2-(3)-3	情報発信事業で整備されたウェブサイト・リーフレットに掲載された現地案内図（奥久慈自然休養林）	61

図表 2-(3)-4	情報発信事業で整備されたウェブサイト・リーフレットに掲載された現地案内図（野反自然休養林）	62
図表 2-(3)-5	情報発信事業で整備されたウェブサイト・リーフレットに掲載された現地案内図（高尾山自然休養林）	63
図表 2-(3)-6	危害を与えるおそれのある野生動物に関する注意喚起情報が提供されていない事例	64
図表 2-(3)-7	遊歩道の立入禁止に関する情報が適切に提供されていない事例	65
図表 2-(3)-8	危険な歩道等について利用者への注意喚起情報が適切に提供されていない事例	66
図表 2-(3)-9	同じ経路に設置された2基の標識に、表示内容の整合性がない事例	67
図表 2-(3)-10	現地の標識や案内板の表示内容が事実と異なっていたり分りづらくなっている事例	68
図表 2-(3)-11	現地に設置されたトイレに利用者の誤解を招くおそれのある表示がなされている事例	69

### 3 レクリエーションの森の利用動向の的確な把握

図表 3-1	「森林・林業白書」の「レクリエーションの森の整備状況及び利用者数」	79
図表 3-2	管理経営方針書における入込み者数の記載状況	79
図表 3-3	関東地方のレクリエーションの森の種類別利用者数の推移	81
図表 3-4	種類別利用者数の全国との対比	81
図表 3-5	レクリエーションの森別利用者数の推移	82
図表 3-6	利用者数の把握方法（平成29年度）	83
図表 3-7	森林管理署における利用者数の推計方法	84
図表 3-8	利用者数の把握方法の変更の別による増減	86
図表 3-9	「美しの森」に係る利用者数の異同	86
図表 3-10	国立公園満喫プロジェクト有識者会議要旨（抜粋）	86

### 4 レクリエーションの森に係るウェブサイトの情報

図表 4-1	廃止されたレクリエーションの森を掲載（12か所）	91
図表 4-2	利用者が必要と考えられる基本的な現地情報の提供が不十分なレクリエーションの森	91
図表 4-3	アクセス情報の掲載内容に誤り等（13か所）	92

# 第 1 行政評価・監視の目的等

## 1 目的

この行政評価・監視は、関東地方のレクリエーションの森について、訪日外国人旅行者を含む利用者の立場で、利便性の向上、安全の確保等を図る観点から、観光資源創出事業の実施状況、レクリエーションの森の利用状況、利用者向け情報提供の状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施するものである。

## 2 対象機関

### (1) 調査対象機関

農林水産省林野庁関東森林管理局、茨城森林管理署、日光森林管理署、利根沼田森林管理署、吾妻森林管理署、東京神奈川森林管理署、環境省関東地方環境事務所

### (2) 関連調査等対象機関

東京都、常陸太田市、太子町、片品村

## 3 担当部局

関東管区行政評価局

## 4 調査実施時期

平成 30 年 7 月～11 月

〔現地調査実施日〕

奥久慈自然休養林：平成 30 年 9 月 13 日

小田代・湯ノ湖自然観察教育林：平成 30 年 5 月 17 日

武尊<sup>ほたか</sup>自然休養林：平成 30 年 9 月 6～7 日

野反<sup>のぞり</sup>自然休養林：平成 30 年 8 月 31 日

高尾山自然休養林：平成 30 年 8 月 2 日、同年 10 月 3 日

芦ノ湖風景林：平成 30 年 8 月 2 日

(注) 小田代・湯ノ湖自然観察教育林は、調査準備段階において現地確認を行った。

## 5 調査参画

地域総括評価官（管区局担当）、地域総括評価官（茨城行政監視行政相談センター）、地域総括評価官（群馬行政監視行政相談センター）、神奈川行政評価事務所



## 第2 行政評価・監視の結果

### 1 レクリエーションの森の管理経営状況

#### (1) レクリエーションの森に係る体制及び予算

調査結果	説明図表番号
<p>【制度の概要】 (レクリエーションの森制度)</p> <p>国有林野管理経営規程（平成11年農林水産省訓令第2号）において、国有林野は、「その有する諸機能のうち第一に発揮すべき機能によって」5つの機能類型に区分されており（第3条第1項）、そのうち「森林空間利用タイプ」（同条同項第3号）は、「保健・レクリエーション機能又は文化機能の発揮を第一とすべき国有林野」とされている（同条第4項）。</p> <p>レクリエーションの森について、「森林空間利用タイプ」の国有林野から、「国民の保健・文化・教育的利用に供する施設又は森林の整備を特に積極的に行うことが適当と認められるもの」が選定される（第13条第5項）。</p> <p>また、森林管理局長は、「国有林野施業実施計画」を策定しなければならないとされ（第12条第1項）、同計画で定める事項の一つに、「レクリエーションの森の名称及び区域」（同条第2項第8号）が挙げられている。</p>	<p>図表1-(1)-1</p>
<p>レクリエーションの森は、「レクリエーションの森選定調査実施要領」（昭和47年9月1日付け47林野計第326号林野庁長官通達。最終改正：平成27年11月9日付け27林国経第53号）により、レクリエーションの森として整備すべき国有林野ごとに特徴や利用の目的に応じて、「自然休養林」、「自然観察教育林」、「森林スポーツ林」、「野外スポーツ地域」、「風景林」及び「風致探勝林」の6種類に区分されている。</p>	<p>図表1-(1)-2</p>
<p>レクリエーションの森は、平成30年4月1日現在、全国に881か所設定されており、種類別には、自然休養林84か所、自然観察教育林137か所、森林スポーツ林39か所、野外スポーツ地域183か所、風景林339か所及び風致探勝林99か所となっている。</p> <p>(レクリエーションの森の制度の変遷)</p> <p>レクリエーションの森の制度は、主として、次のように変遷してきた。</p> <p>昭和43年度に、森林レクリエーション需要の増大、観光事業等の無秩序な自然の開発利用の増加等を背景に、国有林野内における自然の保護及び森林レクリエーションのための秩序ある開発利用を図るため、国有林野内に自然休養林を指定する制度が創設された。</p> <p>昭和48年度には、森林の公益的機能に対する国民的要請の高まり、国民の保健休養的利用の量的増加及び利用形態の多様化等を背景に、自然休養林制度を発展させ、「レクリエーションの森」の制度が創設された。当初、「自然休養林」、「自然観察教育林」、「野外スポーツ林」及び「風景林」の4つの区分であった。</p> <p>平成2年度には、森林の保健機能に対する国民的要請の高度化・多様化や森林の保健機能の増進を図るための法制度の確立等を背景に、国有林において、保健</p>	<p>図表1-(1)-3</p>

機能の増進を図るべき森林として整備すべきものを明確にするため、レクリエーションの森の種類区分が「自然休養林」、「自然観察教育林」、「森林スポーツ林」、「野外スポーツ地域」、「風景林」及び「風致探勝林」の6つに再編され、現在もこの区分によっている。

（「美しい森 お薦め国有林」）

林野庁は、政府が平成28年3月に観光先進国日本の実現に向けた「明日の日本を支える観光ビジョンー世界が訪れたくなる日本へー」（平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定、議長：内閣総理大臣。以下「明日の日本を支える観光ビジョン」という。）を策定したことを受け、レクリエーションの森等の森林景観を観光資源として活用し山村地域にインバウンド需要を呼び込む必要があるとして、平成29年度～31年度に「森林景観を活かした観光資源の創出事業」（以下「観光資源創出事業」という。）を実施し、モデル箇所として選定した「日本美しい森 お薦め国有林」（以下「美しい森」という。）について、重点的な環境整備等の取組を行っている（詳細は、項目2(1)参照）。

（注）観光資源創出事業は、平成30年度には「木づかい・森林づくり推進事業」の「森林景観を活かした観光資源の整備」として実施されているが、本報告書においては、30年度の事業も含めて「観光資源創出事業」とする。

#### 【調査結果】

今回、当局では、関東森林管理局の管轄区域のうち、当局の管轄区域と重複する茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県及び山梨県の1都8県（以下「関東地方」という。）内に所在するレクリエーションの森を調査対象とした。なお、関東森林管理局は、上記以外に、福島県及び静岡県も管轄している。

関東地方には、平成30年4月現在、173か所のレクリエーションの森が設定されている。種類別の内訳は、「自然休養林」13か所、「自然観察教育林」35か所、「森林スポーツ林」11か所、「野外スポーツ地域」54か所、「風景林」42か所及び「風致探勝林」18か所である。また、これらのうち7か所（奥久慈自然休養林、小田代・湯ノ湖自然観察教育林、武尊自然休養林、野反自然休養林、高尾山自然休養林、丹沢自然休養林及び芦ノ湖風景林）が「美しい森」に選定されている。

調査対象とした森林管理署は、これら7か所を管轄する5森林管理署（茨城、日光、利根沼田、吾妻及び東京神奈川森林管理署）である。

#### ア レクリエーションの森に関する業務の実施体制

関東森林管理局において、レクリエーションの森に関する業務を担当しているのは、計画保全部保全課森林利用係であり、主に管理経営方針書に関する事務を担当している。同係は、係長及び係員の2人であり、加えて企画官1人の計3人体制で同業務に当たっているが、いずれも他の業務と兼ねている。レクリエーションの森に関する業務以外では、主に予算要求に関する業務等を担当

図表1-(1)-3  
(再掲)

図表1-(1)-4

<p>している。これらの体制は、平成25年度以降、同人数である。</p> <p>また、調査対象の5森林管理署においては、森林技術指導官等(1人)がレクリエーションの森に関する業務を担当している。具体的には、主にレクリエーションの森に係る関係機関等との調整、管理経営方針書に関する事務等を担当している。ただし、それぞれ他の業務と兼ねており、具体的には「民国連携」等の業務を担当している。また、レクリエーションの森の巡視等現場における施設の維持管理に関する業務について、森林管理署の下部機関である森林事務所に配属された森林官(原則各事務所1人)が、他の管内国有林内の整備・保護業務と併せて実施している。</p> <p>なお、高尾山自然休養林には、所管署である東京神奈川森林管理署と別に、関東森林管理局直轄の組織である「高尾森林ふれあい推進センター」が設置されている。主に高尾山の国有林野を活用して行うNPO等の活動に対する技術的支援や高尾山自然休養林に関する広報活動等を担当している。</p>	<p>図表 1-(1)-5</p>
<p>イ レクリエーションの森関係予算</p> <p>関東森林管理局全体におけるレクリエーションの森関係予算額について、平成25年度以降減少傾向であったが、29年度に観光資源創出事業が開始されたことにより、30年度とともに約2,400万円となっており、28年度の約900万円から2.6倍に増額された。</p> <p>なお、調査対象5森林管理署に配分されている予算額の推移をみると、日光森林管理署(平成26年度以降、「0」が継続)を除き、「一律配分」でなく、年度によって変動している。これについて、関東森林管理局は、「各署からの施設の整備や修繕等維持管理費用に係る要望を考慮した上で、予算を効率的に配分しているため」としている。</p>	<p>図表 1-(1)-6</p>

**図表 1-(1)-1 国有林野管理経営規程（抜粋）**

<p>(国有林野の機能類型)</p> <p>第3条 国有林野の要存置林野は、<u>その有する諸機能のうち第一に発揮すべき機能によって次に掲げる類型に区分するものとする。</u></p> <p>(1) 山地災害防止タイプ</p> <p>(2) 自然維持タイプ</p> <p>(3) <u>森林空間利用タイプ</u></p> <p>(4) 快適環境形成タイプ</p> <p>(5) 水源涵養タイプ</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 森林空間利用タイプは、国民に憩いと学びの場を提供し、又は豊かな自然景観や歴史的風致を構成する観点から、<u>保健・レクリエーション機能又は文化機能の発揮を第一とすべき国有林野</u>をいう。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>(計画の細目等)</p> <p>第12条 森林管理局長は、森林計画及び地域管理経営計画に即して、森林計画区別に当該区域に係る要存置林野につき、当該森林計画区に係る地域管理経営計画と計画期間を同じくする国有林野施業実施計画（以下「実施計画」という。）を定めなければならない。</p> <p>2 実施計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>レクリエーションの森の名称及び区域</u></p> <p>(9) (略)</p> <p>(計画の内容)</p> <p>第13条 1～4 (略)</p> <p>5 前条第2項第8号の<u>レクリエーションの森は、第3条第4項に規定する森林空間利用タイプのうち、自然景観、森林の保健・文化・教育的利用の現状及び将来の見通し、地域の要請等を勘案して、国民の保健・文化・教育的利用に供する施設又は森林の整備を特に積極的に行うことが適当と認められる国有林野を選定するものとする。</u></p>
--

(注) 下線は当局が付した。

**図表 1-(1)-2 レクリエーションの森選定調査実施要領（抜粋）**

<p>2 調査事項</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 管理経営の方針</p> <p>(1)及び(2)を踏まえ、レクリエーションの森として整備すべき国有林野ごとに、次の事項に配慮するなどにより、それぞれの特徴に応じた設置すべき施設のタイプ及び設置の基準、目標とする森林の構成等について取りまとめる。なお、国土の保全、水質源の涵養及び自然環境の保全に関し特に留意すべき事項があれば併せて取りまとめる。</p> <p>ア <u>自然観察教育林</u></p> <p>(ア) 自然観察等に必要の歩道、案内板、展示施設等を適切に配置すること。</p> <p>(イ) 野生動植物の観察や自然探勝を目的とする場合は、林床の植物の成育に必要な照度の確保、採餌木の植栽、巣箱の設置等動植物の生息・成育環境の維持・形成に努めること。</p> <p>(ウ) 林業生産活動のモデルとする場合は、森林施業に対する理解を深められるような林分の配置とするよう配慮しつつ、資源の循環利用林における管理経営に準じて取り扱うこと。</p> <p>イ <u>森林スポーツ林</u></p> <p>(ア) キャンプ場、クロスカントリースキーのコース、サイクリングロード等の野外スポーツに供する施</p>
--

<p>設を森林との一体性が確保されるよう配置すること。</p> <p>(イ) 森林内において快適なスポーツを楽しめるよう、特に施設周辺の林分について明るく変化に富み開放的で親しみやすい森林の維持造成に努めること。</p> <p>ウ <u>野外スポーツ地域</u></p> <p>(ア) 各種スポーツ施設、宿泊施設等を利用者の規模、地況等に応じて適切に配置すること。</p> <p>(イ) 施設周辺の林分については、イの(イ)に準ずることとするほか、地形、施設の種類・形態等に応じ、防風や土砂の流出の防備等の機能が適切に確保されるものとする。</p> <p>エ <u>風景林</u></p> <p>地域における自然的条件に加え、周辺の地形や地物との関係、当該景観の文化的意義等を考慮し、特徴的な自然景観の維持・形成に努めること。</p> <p>オ <u>風致探勝林</u></p> <p>(ア) 探勝、散策、滞在等に必要な遊歩道、あずまや、展望台等の休養施設、案内標、宿泊施設等を適切に配置すること。</p> <p>(イ) 森林内における快適な心身の休養に資するよう、湖沼、溪谷等との一体的な美的環境の維持、施設周辺の林分における風致の維持に努めること。</p> <p>カ <u>自然休養林</u></p> <p>ゾーン区分ごとに、アからオまでに準じて取り扱うこと。</p>
--

(注) 下線は当局が付した。

図表 1-(1)-3 レクリエーションの森の種類及び設定箇所数

(単位：か所)

種 類	特 徴	設定箇所数	
		全国	関東地方
自然休養林	特に風景が美しく、保健休養に適している森林。自然探勝、登山、ハイキング、キャンプなど多様な森林レクリエーションを楽しむことができる。	84	13
自然観察教育林	森林環境教育や自然観察に適している森林。自然探勝を楽しみながら植生、野鳥などの観察や森林の働きなどを学ぶことができる。	137	35
森林スポーツ林	森林とふれあいながらスポーツを楽しめる森林。キャンプ、フィールドアスレチック、サイクリングなど、アウトドアライフを楽しむことができる。	39	11
野外スポーツ地域	雄大な自然と新鮮な空気の中で、スキー、テニスなどのスポーツで爽快な汗を流し、リフレッシュすることができる。	183	54
風景林	名所、旧跡等と一体となって景勝地を形成している森林。森林の雄大な眺望と地域の歴史を感じることができる。	339	42
風致探勝林	湖沼、溪谷と一体となり優れた自然を構成している地域。様々な樹木、自然美を楽しむことができる。	99	18
計		881	173

(注) 1 関東森林管理局の資料に基づき、当局が作成した。

2 「設定箇所数」は、平成 30 年 4 月 1 日現在である。

図表 1-(1)-4 レクリエーションの森関係業務に従事する職員数の推移

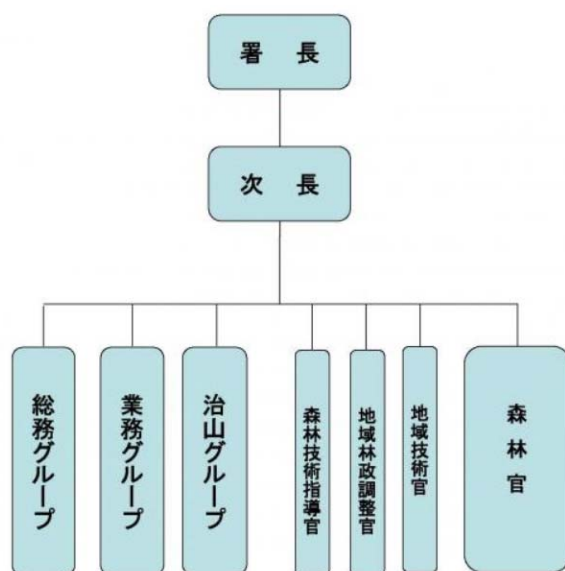
(単位：人)

森林管理局署	平成 25 年度	26	27	28	29	30
関東森林管理局	3	3	3	3	3	3
茨城森林管理署	1	1	1	1	1	1
日光森林管理署	1	1	1	1	1	1
利根沼田森林管理署	1	1	1	1	1	1
吾妻森林管理署	1	1	1	1	1	1
東京神奈川森林管理署	1	1	1	1	1	1

(注) 1 当局の調査結果による。

2 各年度末時点である (ただし、平成 30 年度については、7 月 1 日現在)。

図表 1-(1)-5 森林管理署における業務体制 (日光森林管理署の例)



※ 森林官には、首席森林官、森林官がある。

(注) 関東森林管理局のウェブサイトから転載した。

図表 1-(1)-6 レクリエーションの森関係予算の推移

(単位：千円)

森林管理局署	平成 25 年度	26	27	28	29	30
<b>関 東 森 林 管 理 局</b>	<b>25,562</b>	<b>18,591</b>	<b>11,354</b>	<b>9,044</b>	<b>24,161</b>	<b>23,710</b>
茨 城 森 林 管 理 署	60	1,560	1,250	0	2,270	2,362
日 光 森 林 管 理 署	105	0	0	0	0	0
利 根 沼 田 森 林 管 理 署	2,290	390	2,276	0	0	1,000
吾 妻 森 林 管 理 署	40	986	530	900	6,672	500
東 京 神 奈 川 森 林 管 理 署	524	1,050	700	630	5,210	3,200
5 森林管理署の小計	3,019	3,986	4,756	1,530	14,152	7,062

(注) 1 当局の調査結果による。

2 各年度末時点である (ただし、平成 30 年度については、7 月 1 日現在)。

## (2) レクリエーションの森設定の推移

調査結果	説明図表番号
<p><b>【制度の概要】</b></p>	
<p>林野庁は、昭和48年度の「レクリエーションの森」制度の「創設から相当期間が経過し施設等の整備水準が低下する中で」、レクリエーションの森利用者のニーズが「情報提供等のソフト対策を重視して、ゆとりや満足を実際に享受できるようにしたいとする方向に大きく変化している」として、「「レクリエーションの森」のリフレッシュ対策の実施について」（平成17年4月25日付け17林国業第13号林野庁長官通達。最終改正平成27年11月9日付け林国経第53号。以下「リフレッシュ対策要領」という。）を発出し、全国の森林管理局長に対し、具体的な場合分けも示して、レクリエーションの森の廃止、単独施設化、区域の変更又は統合の検討など設定を見直すものとするを指示している。</p>	図表1-(2)-1
<p>(注) リフレッシュ対策要領には、「「レクリエーションの森」の設定の見直し方針」（別添1）など、各種の取組の方針等が具体的に示されている。</p>	図表1-(2)-2
<p>この指示を受け、平成17年4月には全国に1,249か所あったレクリエーションの森の廃止等が進められ、5年後の22年4月には1,093か所（156か所、12.5%の減）へと減少し、その後、数年間はやや横ばいの状態が続いた。</p>	図表1-(2)-3
<p>平成26年度には会計検査院による改善処置要求や北海道管区行政評価局及び東北管区行政評価局による行政評価・監視に基づく改善意見通知により、「一部のレクリエーションの森の利用が低位であること」、「国民ニーズの変化に応じてレクリエーションの森の質的向上を図るための取組が行われていないこと」等の指摘を受けた。林野庁は、これらを踏まえ、改めて、26年度から27年度にかけて、「レクリエーションの森の管理経営及びリフレッシュ対策の実施等について」（26年10月22日付け国有林野総合利用推進室長事務連絡。以下「管理経営事務連絡」という。）及び「「レクリエーションの森」の質的向上について」（27年4月1日付け26林国経第69号林野庁長官通達。以下「質的向上通達」という。）を発出した。これらにより、リフレッシュ対策要領の趣旨を徹底して、「設定の見直しに当たっては、利用の動向及び今後の見通し、整備の実現可能性、地元自治体を始めとする地域関係者の動向・協力体制等について総合的に検討」し、①設定目的が失われた地区、②利用の低位な地区、③今後の施設の整備や維持が期待できない地区、④管理に当たって地域関係者の協力が得られない地区については、「原則廃止を検討することとする」（質的向上通達）とし、「全てのレク森を対象として、地域管理経営計画の編成時期等に合わせて、原則平成32年度までに、廃止又は抜本的な見直しを含めて設定を見直す」（管理経営事務連絡）と、全国の森林管理局に指示している。</p>	図表1-(2)-4
<p>(注) 「地域管理経営計画」は、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）第6条の規定に基づき、森林管理局長が5年ごとに、対象とする国有林野の管理経営に関する基本的な事項等について定める計画である。</p>	図表1-(2)-5
<p>その結果、平成28年度以降、レクリエーションの森の廃止が再び加速され（特に、29年度は1年間で102か所を廃止）、全国におけるレクリエーションの森は、30年4月には881か所（17年同月1,249か所から、368か所、29.5%の減）となつ</p>	図表1-(2)-3 (再掲)



<p>ている。</p> <p><b>【調査結果】</b></p> <p>関東地方のレクリエーションの森について、平成 25 年度以降の設定見直し状況を調査した結果は、以下のとおりとなっている。</p> <p>関東地方におけるレクリエーションの森は、平成 25 年 4 月 189 か所から 29 年度までの 5 年間で 16 か所廃止 (8.5%減) され、173 か所となっている。廃止された 16 か所のうち、当局が調査対象とした 5 森林管理署の管内では、茨城森林管理署を除く 4 森林管理署管内で、計 12 か所廃止されている。</p> <p>(注) これらはいずれも、管理経営事務連絡や質的向上通達における「原則廃止を検討」との方針に従ったものであり、それぞれ所在する国有林の森林計画 (森林法 (昭和 26 年法律第 249 号) 第 7 条の 2 の規定に基づき森林管理局長が森林計画区別に立てる計画で、5 年ごとに見直される。) の更新時期 (5 年目の年度末) に合わせて、廃止されている。</p> <p>ア 日光森林管理署</p> <p>平成 25 年度に 2 か所 (茶ノ木平自然観察教育林、光徳自然観察教育林) を廃止した。その理由について、①茶ノ木平自然観察教育林では、ロープウェイや高山植物園、園地等を運営していた事業者及び日光市が撤退したため今後の利用見込みが低くなったこと、②光徳自然観察教育林では、歩道等の主要な施設整備の見込みがなく利用度が低くなっていたことによる。</p> <p>イ 利根沼田森林管理署</p> <p>平成 27 年度に 1 か所 (宝台樹スキー場) を廃止した。その理由について、貸付契約によりスキー場を営業していた事業者から、リフトが老朽化して使用不能になったのを機に返還されたことによる。</p> <p>ウ 吾妻森林管理署</p> <p>平成 29 年度に 7 か所 (須賀尾森林スポーツ林、有笠山風景林、浅間隠山風景林、吾妻溪谷風景林、草津道路風景林、鹿沢風致探勝林、石津スポーツ林) を廃止した。その理由について、いずれも、レクリエーションの森の設定から長期間が経過して、①施設整備がされておらず、整備の見込みもなかった 2 か所 (須賀尾森林スポーツ林、鹿沢風致探勝林)、②利用が低位で、施設整備の見込みもなかった 3 か所 (有笠山風景林、浅間隠山風景林、草津道路風景林)、③ダム予定地の中にあり、その完成後、水没する 1 か所 (吾妻溪谷風景林) ④宿泊施設等の主要施設が廃止され、利用低位となった 1 か所 (石津スポーツ林) としている。</p> <p>エ 東京神奈川森林管理署</p> <p>平成 28 年度から 29 年度にかけ、2 か所 (三宅島森林スポーツ林、津久井城山風景林) を廃止した。その理由について、①三宅島森林スポーツ林では、平成 12 年 6 月の海底火山の噴火により、全島に避難指示が出されレクリエーションの森の利用が困難となったこと、②津久井城山風景林では、付近の津久井城跡の発掘調査に伴い、神奈川県から歴史資料館建設等の整備を行うため国有地の買取り要望があり、これに応じたことによる。</p>	<p>図表 1-(2)-6</p> <p>図表 1-(2)-7</p>
---	-------------------------------------

図表 1-(2)-1 レクリエーションの森の設定見直しに関する通達等（その1）

○ 「リフレッシュ対策要領」（抜粋）

国有林野事業は、昭和48年度に「レクリエーションの森」制度を創設して以来、森林浴、自然観察、野外スポーツ等の多様な森林とのふれあいの場の提供を通じて、豊かな国民生活の推進に寄与してきたところである。

しかしながら、制度創設から相当期間が経過し施設等の整備水準が低下する中で、利用者のニーズも活動プログラムやガイド、情報提供等のソフト対策を重視して、ゆとりや満足を実際に享受できるようにしたいとする方向に大きく変化している。

こうした「レクリエーションの森」を取り巻く状況の変化を踏まえ、開かれた「国民の森林」の実現に向けた取組の一層の推進を図るため、地域関係者の意見を踏まえた設定の見直しを進めるとともに、民間活力を活かしつつ利用者のニーズに対応した施設の整備やソフトの提供等を行うことによって、「レクリエーションの森」を魅力あるフィールドとして整備し、その活用を推進していくこととしたので、下記事項に留意の上適切に措置し、遺憾のないようにされたい。

記

第1 基本的な考え方

公益重視の管理経営の一層の推進を旨とする方針の下、地域振興にも寄与する魅力ある「レクリエーションの森」を提供するとともに、効率的な事業の実施を図るため、森林とのふれあいに対する国民ニーズの多様化や地域の社会経済情勢の変化等「レクリエーションの森」の置かれた現状を踏まえ、廃止を含めた抜本的な設定の見直しを積極的に推進していくものとする。

また、多様な国民ニーズに対応したきめ細やかなサービスを提供するためには、地域振興を担う地元自治体を始めとする地域関係者や利用者等の協力が不可欠であることから、地元自治体、地域住民、NPO、企業等による施設の整備や維持管理、活動プログラムや情報提供等のソフト対策、安全対策等の取組を推進するとともに、地域の取組の自立に向けた「受益者負担」を積極的に求めていくものとする。

第2 設定の見直し

森林管理局長は、別添1「「レクリエーションの森」の設定の見直し方針」に基づき、地域管理経営計画の策定に合わせて、また必要が生じた都度、「レクリエーションの森」の設定を見直すものとする。

見直しに当たっては、利用の動向及び今後の見通し、整備の実現可能性、地元自治体を始めとする地域関係者の意向・協力体制等について総合的に検討し、設定目的が失われた地区、利用の低位な地区、今後の施設の整備や維持が期待できない地区、管理に当たって地域関係者の協力が得られない地区については原則廃止を検討する。

また、地域関係者の意見を踏まえた設定の見直しの検討が重要であることから、設定の見直しに当たっては、地域管理経営計画の策定において、学識経験者、地元自治体、商工・観光団体、教育関係機関、自然保護団体、ボランティア団体、民間事業者等の意見を聴取するものとする。（以下略）

(注) 下線は当局が付した。

図表 1-(2)-2 レクリエーションの森の設定見直しに関する通達等 (その 2)

○ 「リフレッシュ対策要領」の別添1「レクリエーションの森」の設定の見直し方針 (抜粋)

第1 具体的な見直し方針

「レクリエーションの森」の設定の見直しは、地元自治体を始めとする幅広い地域関係者、参画する事業者等の意見を十分勘案するとともに、各地域の振興計画等との調整を図りつつ、以下に基づき行うものとする。

1 次の事項のいずれかに該当する場合 (次の2によりタイプ区分を変更する場合を除く。) には、「レクリエーションの森」の廃止、単独施設化、区域の変更又は統合を検討するものとする。

(1) 「レクリエーションの森」の主要なアクセス道の路線変更や、周辺に類似施設が整備されている等によって、当該地区の設定目的が消失していると認められる場合には、原則として廃止すること。

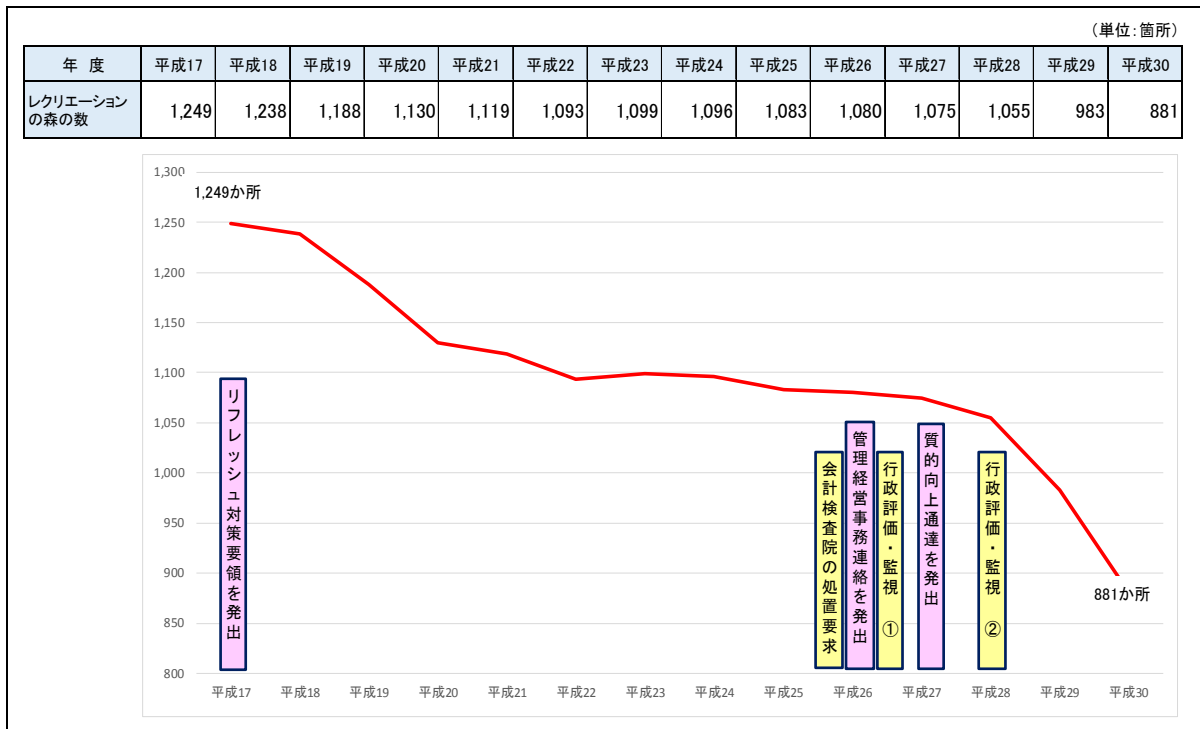
(2) 現に利用が低位にある地区であって、地元自治体やこれまで管理等を担ってきた関係団体が特に設定を継続することを期待しない場合には、原則として廃止すること。

(3) 施設の老朽化等の進行が著しく、かつ地元自治体を始めとする地域関係者等の協力を含めても必要な維持管理のための取組体制が整備できない地区であって、  
 ア 特定箇所<sup>イ</sup>の立入禁止等の措置を講じても利用者の安全性を確保できないと認められる場合には、廃止すること。  
 イ ア以外の場合には、安全対策の実施と併せて、必要に応じて単独施設化、区域の変更を行うこと。

(4)～(6) (略)

(注) 下線は当局が付した。

図表 1-(2)-3 全国のレクリエーションの森の設定数の推移



(注) 1 「国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況」(平成16～29年度、林野庁)に基づき当局が作成した。  
 2 箇所数は、各年度4月1日現在である。  
 3 「行政評価・監視 ①」は北海道管区行政評価局(平成26年12月)及び東北管区行政評価局(同27年2月)、「行政評価・監視 ②」は近畿管区行政評価局(同28年11月)による。

図表 1-(2)-4 レクリエーションの森の設定見直しに関する通達等（その3）

○ 「管理経営事務連絡」（抜粋）

レクリエーションの森の管理経営等については、「レクリエーションの森の管理経営について」（昭和48年9月26日付け48林野管第173号林野庁長官通知）、『「レクリエーションの森」のリフレッシュ対策の実施について』（平成17年4月25日付け17林国業第13号林野庁長官通知）等（以下、「関係通知」という。）の規定に基づき実施しているが、平成26年10月21日付け会計検査院長から林野庁長官宛て処置要求文書により、レクリエーションの森の管理経営等について関係通知どおりに実施されていない事例があること等の指摘を受けたところである。

については、下記の事項を適切に実施し、関係通知に基づいたレクリエーションの森の管理経営等に万全を期されたい。

（略）

記

1 レクリエーションの森の管理経営について

局署等は、以下によりレクリエーションの森（以下「レク森」という。）の管理経営方針書の整理及び設定の見直しを行った上で、全てのレク森について管理経営方針書に基づいた管理経営を行うこと。

(1) 管理経営方針書について

ア 管理経営方針書が作成されていないレク森については、平成27年度末までに管理経営方針書を作成すること。

イ 管理経営方針書の別表「施設の現状及び整備計画」が現況に即していない場合は、平成26年度末までに現地と一致させることとするが、降雪期を迎える等のため現地確認ができない等正当な理由がある箇所については、平成27年度末までに現地と一致させること。

なお、本文（「第1 現況等」及び「第2 レクリエーションの森ごとの個別方針」）を含めた管理経営方針書全体については、地域管理経営計画の編成時期等に合わせて、原則平成32年度までに現況と一致させること。

ウ～エ （略）

(2) レク森の設定の見直し及び質的向上を図るための取組の実施について

ア 全てのレク森を対象として、地域管理経営計画の編成時期等に合わせて、原則平成32年度までに、廃止又は抜本的な見直しを含めて設定を見直すとともに、需要動向等を以下のいずれかの手法で把握した上で、質的向上を図るための取組を管理経営方針書に明記すること。

- ① ホームページや紙媒体での利用者へのアンケートの実施
- ② 地元市町村やレク森の協議会への聞き取り
- ③ その他、局長又は署長等が定めた手法

イ レク森の設定見直しの計画を立てた上で、別紙様式のD欄に整理して平成27年2月27日までに林野庁に提出すること。また、当該計画の平成26年度以降毎年度末現在の実施状況を別紙様式のE欄に整理して、翌年度の5月末日までに林野庁に提出すること。

（以下略）

（注）下線は当局が付した。

図表 1-(2)-5 レクリエーションの森の設定見直しに関する通達等 (その4)

○ 「質的向上通達」(抜粋)

「レクリエーションの森」については、昭和43年度に自然休養林として制度が創設されて以来、森林とのふれあいに対する国民のニーズに対処するため、国民の保健・文化・教育的利用に国有林野を供してきている。一方、平成26年度の会計検査院からの処置要求や行政評価・監視の調査結果に基づく改善通知により、一部の「レクリエーションの森」の利用が低位であることや、国民ニーズの変化に応じて「レクリエーションの森」の質的向上を図るための取組等が行われていないこと等の指摘を受け、廃止を含めた設定の見直し等についての処置要求等をされたところであり、「レクリエーションの森」の質的向上が求められている。

このような状況から、今後、適切かつ効率的な管理経営を図りつつ、魅力ある「レクリエーションの森」とするため、「レクリエーションの森」のリフレッシュ対策の実施について(平成17年4月25日付け17林国業第13号林野庁長官通達)等を改正したので遺漏のないようにされたい。

今後、改正した当該通達等に基づき「レクリエーションの森」の設定の見直しを行うこととなるが、設定の見直しに当たっては、利用の動向及び今後の見通し、整備の実現可能性、地元自治体を始めとする地域関係者の動向・協力体制等について総合的に検討し、設定目的が失われた地区、利用の低位な地区、今後の施設の整備や維持が期待できない地区及び管理に当たって地域関係者の協力が得られない地区については、原則廃止を検討することとする。 (以下略)

(注) 下線は当局が付した。

図表 1-(2)-6 関東地方のレクリエーションの森の廃止の推移

(単位:か所)

年 度	廃止されたレクリエーションの森の数								レクリエーションの森の設定数 (年度当初 → 年度末)
	調査対象5森林管理署						左記以外の森林管理署	計	
	茨城	日光	利根沼田	吾妻	東京神奈川	小 計			
平成25	0	2	0	0	0	2	0	2	189 → 187
26	0	0	0	0	0	0	0	0	187 → 187
27	0	0	1	0	0	1	0	1	187 → 186
28	0	0	0	0	1	1	1	2	186 → 184
29	0	0	0	7	1	8	3	11	184 → 173
計	0	2	1	7	2	12	4	16	189 → 173

(注) 当局の調査結果による。

図表 1-(2)-7 調査対象 5 森林管理署管内で廃止されたレクリエーションの森

年 度	森林管理署	レクリエーションの森の名称	森林計画区	レクリエーションの森を廃止した理由・経緯等
平成 25	日 光	茶ノ木平自然観察教育林	鬼怒川森林計画区	ロープウェイや高山植物園、園地等を運営していた事業者及び日光市が撤退したため、今後の利用見込みが低くなった。
		光徳自然観察教育林		歩道等の主要な施設整備の見込みがなく利用度が低くなっていた。
27	利 根 沼 田	宝台樹スキー場	利根上流森林計画区	スキー場（敷地の大部分が民有地で、レクリエーションの森はごく一部）に設置されていた複数のリフトのうち、レクリエーションの森に設置されていたリフトが老朽化して使用不能となり、スキー場運営業者が修理を望まず、レクリエーションの森部分の切り離しを希望した。
28	東京神奈川	三宅島森林スポーツ林	伊豆諸島森林計画区	元々利用者が少なかったが、平成12年6月に海底火山が噴火し同年9月に全島避難指示が出されるなど、レクリエーションの森の利用が困難となった。 ※ 避難指示は平成17年2月に解除されたものの、火山ガスにより多くの樹木が枯れてしまい、現在も至る所に立入禁止区域がある。
29	吾 妻	須賀尾森林スポーツ林	吾妻森林計画区	施設整備がされておらず、整備の見込みもなかった。
		有笠山風景林		利用が低位で、施設整備の見込みもなかった。
		浅間隠山風景林		同 上
		吾妻溪谷風景林		風景林が八ッ場ダム予定地の中にあり、ダムの完成（平成31年度予定）後、水没してしまう。
		草津道路風景林		利用が低位で、今後の施設整備の見込みがなかった。
		鹿沢風致探勝林		施設整備がされておらず、整備の見込みもなかった。
		石津スポーツ林		宿泊施設等の主要施設が廃止され、利用低位となった。
東京神奈川	津久井城山風景林	神奈川森林計画区	風景林ということもあり、元々施設は遊歩道くらいしかなかった。 平成8年、地元自治体（相模原市）により、レクリエーションの森の近くにある津久井城跡の発掘調査が開始され、それに伴い、神奈川県がレクリエーションの森に隣接する県立公園内に歴史資料館を建設するなどの整備を行った。同県から署に対し「更に広いエリア（レクリエーションの森も含む。）を一体的に整備したいので売却してほしい。」との要望があったため、これに応じた。 ※ 平成19年度から売却を進め、30年度に全ての売却が完了	

(注) 当局の調査結果による。

### (3) 管理経営方針書の適切な作成

調査結果	説明図表番号
<p><b>【制度の概要】</b> (管理経営方針書の作成)</p> <p>レクリエーションの森について、「国有林野管理経営規程の運用について」(平成11年1月29日付け11林野経第3号林野庁長官通達。最終改正平成27年11月9日27林国経第53号)において、「施設の設置その他当該国有林野の利用に関する具体的な方針を定めるものとする」とされている(25(2))。</p> <p>森林管理局長は、「レクリエーションの森管理経営方針書作成要領」(以下「方針書作成要領」という。)(注)において、レクリエーションの森について、上記の方針を定めるときは「管理経営方針書を作成するものとする」とされている(第2本文)。</p> <p>(注)「レクリエーションの森の管理経営について」(昭和48年9月26日付け48林野管第173号林野庁長官通達。最終改正平成27年4月1日26林国経第68号)の別添1</p> <p>管理経営方針書には、レクリエーションの森の現況及び管理経営の基本方針等(方針書作成要領第2の3(1)及び(2))のほか、「施設の現状及び整備計画を別表に整理して記載する」(別紙様式の脚注8)こととされている。</p> <p>これらの記載内容について、方針書作成要領で、「森林管理局長は、レクリエーション需要の動向等に注意を払い、管理経営方針書の内容が常に実態に即するよう留意する」(第2の6)こととされている。特に、施設の整備状況については、「レクリエーションの森管理経営方針書作成要領の取扱いについて」(昭和58年4月1日付け58林野管第71号林野庁管理課長通達。最終改正平成27年4月1日26林国経第70号。以下「作成要領取扱通達」という。))において、森林管理局長は、施設の整備状況を年度ごとに把握し、毎年度末に当該年度の整備状況を管理経営方針書に整理追記するものとする(5)とされている。</p> <p>さらに、「地域管理経営計画の策定又は変更に合わせて、当該地域管理経営計画に係る管理経営方針書の内容について全面的な検討を行うものとする」(方針書作成要領第2の6)とされている。</p>	<p>図表1-(3)-1</p> <p>図表1-(3)-2</p> <p>図表1-(3)-2 (再掲)</p> <p>図表1-(3)-3</p> <p>図表1-(3)-2 (再掲)</p> <p>図表1-(3)-4</p> <p>図表1-(3)-2 (再掲)</p>
<p>(管理経営事務連絡)</p> <p>会計検査院は、レクリエーションの森における管理経営等について、平成26年10月21日付けで林野庁に対し、会計検査院法(昭和22年法律第73号)第36条の規定に基づく改善処置の要求を行った。レクリエーションの森の「管理経営を計画的かつ適切に」行うことはもとより、「限られた人員で利用者の需要動向等に即した質的向上を図っていくためには、リフレッシュ対策を効率的かつ効果的に行う必要がある」(3)としており、管理経営方針書に関する主な指摘は、次のとおりである。</p> <p>① 各森林管理局に対して、レクリエーションの森の現況に合わせて速やかに管理経営方針書を作成又は変更するよう指導を徹底すること(3ア)。</p> <p>② 各森林管理局に対して、レクリエーションの森の需要動向等を把握した上</p>	<p>図表1-(3)-5</p> <p>図表1-(3)-6</p>

<p>で、質的向上を図るための具体的な取組を管理経営方針書に明記し、管理経営方針書に従ってレクリエーションの森の管理経営を計画的かつ適切に行うよう指導を徹底すること（3イ）。</p> <p>林野庁は、これを受けて、平成26年10月22日付けで管理経営事務連絡を発出した。同事務連絡では、①管理経営方針書の別表「施設の現状及び整備計画」が現況に即していない場合は、平成26年度末までに現地と一致させること（降雪期を迎える等のため現地確認ができない場合等正当な理由がある箇所については、27年度末まで）（1(1)イ）、②管理経営方針書全体については、地域管理経営計画の編成時期等に合わせて、原則平成32年度までに現況と一致させること（1(1)イ）、③全てのレクリエーションの森を対象として、地域管理経営計画の編成時期等に合わせて、原則平成32年度までに、需要動向等をいずれかの手法（1(2)ア①～③）で把握した上で、質的向上を図るための取組を管理経営方針書に明記すること（1(2)ア）等が指示されている。</p>	<p>図表1-(2)-4 (再掲)</p>
<p><b>【調査結果】</b></p> <p>今回、当局が調査対象とした5森林管理署が管轄するレクリエーションの森のうち、それぞれ種類別に面積の広いもの2か所まで、計42か所（茨城森林管理署8か所、日光森林管理署7か所、利根沼田森林管理署11か所、吾妻森林管理署10か所、東京神奈川森林管理署6か所）（注）を抽出し、それらレクリエーションの森に係る管理経営方針書について、①方針書作成要領が定める記載事項が記載されているか、②管理経営事務連絡の指示に沿った更新が行われているかという視点で記載状況を調査した結果、次のとおりの状況がみられた。</p> <p>（注）調査対象5森林管理署それぞれのレクリエーションの森の6つの種類ごとに、面積が広いもの上位2か所ずつ抽出した。ただし、種類別によっては、該当するレクリエーションの森が1か所しかない、又は全くないものもあり、調査対象は42か所となった。</p>	<p>図表1-(3)-7</p>
<p>ア 方針書作成要領の定めと異なるもの</p> <p>① 別紙様式「第2 レクリエーションの森ごとの個別方針」の「1 現況等」の「その他特記すべき事項」には、「当該レクリエーションの森ごとの入込み者数の推移」を記載する（脚注6.）とされているにもかかわらず、全く記載がない、枠組みのみで人数の記載がないなど適切でないもの41か所（茨城森林管理署8か所、日光森林管理署7か所、利根沼田森林管理署10か所、吾妻森林管理署10か所、東京神奈川森林管理署6か所）</p> <p>なお、記載が適切なものは、平成22年度に新たに設定され、27年度に初めて管理経営方針書が策定された雨乞山自然観察教育林（利根沼田森林管理署1か所のみであった（詳細について、項目3ア参照）。</p>	<p>図表1-(3)-3 (再掲)</p>
<p>② 別紙様式「第2 レクリエーションの森ごとの個別方針」の「2 管理経営の方針」に掲載の7事項（「その他特記すべき事項」を除く。）について漏れがあるもの33か所（日光森林管理署7か所、利根沼田森林管理署10か所、吾妻森林管理署10か所、東京神奈川森林管理署6か所）</p>	<p>図表1-(3)-8 図表1-(3)-9</p>



<p>なお、管理経営方針書に上記 7 項目に係る欄を適切に設けているのは、茨城森林管理署の全てのレクリエーションの森(8 か所)及び上記の雨乞山自然観察教育林の合わせて9 か所であった。</p> <p>③ 別表「施設の現状及び整備計画」が現地の実態に即しておらず、一致しないもの3 か所(茨城森林管理署1 か所、利根沼田森林管理署1 か所、東京神奈川森林管理署1 か所。詳細について、項目2(2)オ①参照)。</p>	
<p>イ 管理経営事務連絡に沿った対応がとられていないもの</p> <p>管理経営事務連絡では、管理経営方針書全体について、原則として5年ごとに行う「地域管理経営計画の編成時期等に合わせて、原則平成32年度までに現況と一致させること」(1(1)イ)、需要動向等をいずれかの手法で「把握した上で、質的向上を図るための取組を管理経営方針書に明記すること」とされている(1(2)ア)。</p>	<p>図表1-(2)-4 (再掲)</p>
<p>調査対象のレクリエーションの森42か所のうち、管理経営事務連絡が発出された平成26年10月以降で、27～29年度に地域管理経営計画の編成時期が到来していた29か所(茨城森林管理署1か所、日光森林管理署1か所、利根沼田森林管理署11か所、吾妻森林管理署10か所、東京神奈川森林管理署6か所)について、その対応状況をみると、上記の雨乞山自然観察教育林を除く28か所において、上記アで挙げるような方針書作成要領の定めと異なる記載が依然としてある。その内訳は、同期間において①管理経営方針書の変更がないもの12か所、②施設撤去等に伴う「施設の現状」欄の変更や様式変更に係る対応を一部行っているが依然として記載事項に漏れがあるもの16か所となっている。このように、平成29年度までの地域管理経営計画の編成時期では、いずれも同事務連絡に沿った対応が取られていない。</p>	<p>図表1-(3)-10</p>
<p>以上のとおり、管理経営方針書について、方針書作成要領の定めと異なることや管理経営事務連絡に沿った対応がとられていないことについて、関東森林管理局は、「管理経営方針書の変更の際して、所管する森林管理署が原案を作成し、変更内容を確認するという流れで内部手続を行っている。しかし、変更箇所のみ着目し、全体の確認まで十分に行えていなかった。」と説明している。</p>	
<p><b>【所見】</b></p> <p>したがって、関東森林管理局は、レクリエーションの森の適切な管理運営を推進する観点から、管理経営方針書について、方針書作成要領及び管理経営事務連絡を踏まえ、適切に改訂を行う必要がある。</p>	

**図表 1-(3)-1 国有林野管理経営規程の運用について (抜粋)**

25 第13条第5項について

- (2) レクリエーションの森については、国有林野施業実施計画に即し、「レクリエーションの森の管理経営について」(昭和48年9月26日付け48林野管第173号林野庁長官通達)に基づき、施設の設置その他当該国有林野の利用に関する具体的な方針を定めるものとする。

(注) 下線は当局が付した。

**図表 1-(3)-2 方針書作成要領 (抜粋)**

第2 管理経営方針書の作成

森林管理局長は、「国有林野管理経営規程の運用について」(平成11年1月29日付け11林野経第3号林野庁長官通達)の25に基づき、レクリエーションの森について、施設の設置その他当該国有林野の利用に関する具体的な方針を定めるときは、次により管理経営方針書を作成するものとする。

なお、管理経営方針書の主な内容については、「地域管理経営計画書、国有林野施業実施計画書及び伐採造林計画簿作成様式について」(平成11年1月29日付け11林野経第4号林野庁長官通達)に基づき地域管理経営計画書及び国有林野施業実施計画書にも必要事項を記載するものとする。

1 作成の単位

管理経営方針書は、地形、交通条件、レクリエーション利用の形態等からみて有機的に関連した地域を形成し、同一の管理経営方針書を作成することが適当と認められるレクリエーションの森(以下「森林レクリエーション地区」という。)ごとに作成するものとする。

2 作成又は変更

(1) 作成

森林管理局長は、レクリエーションの森が選定されたときは、速やかに管理経営方針書を作成し、その写しを林野庁長官に提出するものとする。

(2) 変更

ア 森林管理局長は、レクリエーション需要の動向等に変動があったため、必要と認めるときは、管理経営方針書を変更することができるものとする。

イ 管理経営方針書を変更した場合は、速やかに必要な図面等を添えて林野庁長官に提出するものとする。

3 記載事項

管理経営方針書の記載事項は、次のとおりとする。

(1) 現況

ア レクリエーションの森の名称、位置及び面積

イ 地況及び林況

ウ 交通条件、水利状況、電気通信施設その他公共施設の状況等

エ レクリエーション利用の現状及びレクリエーション需要の動向等

オ 自然公園の指定その他法令による制限の状況

(2) 管理経営の基本方針

ア レクリエーション利用の目標

イ 施設の整備・維持管理の基本方針

ウ 森林の景観対策等の基本方針

エ 安全対策に関する基本方針

オ 受益者負担の収受及び活用に関する基本方針

カ ソフト対策に関する基本方針

キ 整備・管理体制に関する基本方針

4 作成又は変更上の留意事項
管理経営方針書は、利用者の快適な利用及び安全の確保、国土の保全、自然の保護、環境及び風致の保全形成、地域の振興等に十分配慮するとともに、「『レクリエーションの森』のリフレッシュ対策の実施について」(平成17年4月25日付け17林国業第13号林野庁長官通達。以下「リフレッシュ対策要領」という。)に定める指針等を踏まえ作成するものとし、特に次の事項に留意するものとする。 (1)～(8) (略)
5 様式
管理経営方針書は、別紙様式の例により作成するものとする。
6 点検
森林管理局長は、レクリエーション需要の動向等に注意を払い、管理経営方針書の内容が常に実態に即するよう留意するものとし、 <u>地域管理経営計画の策定又は変更に合わせて、当該地域管理経営計画に係る管理経営方針書の内容について全面的な検討を行うものとする。</u>
7 実施状況の整理
森林管理局長は、 <u>レクリエーションの森に係る諸事項及び施設の整備状況を管理経営方針書により整理するものとする。</u>
第3 (以下略)

(注) 下線は当局が付した。

図表1-(3)-3 方針書作成要領の別紙様式(第2の5関係)(抜粋)

○○森林レクリエーション地区管理経営方針書		
作成		平成 年 月 日
期間		自 平成 年 月 日
		至 平成 年 月 日
○○森林管理局 (○○森林管理署(支署))		
(注) A4縦用紙に横書きすること。		
第1 現況等		
1 レクリエーションの森等の名称及び位置		
2 概況		
第2 レクリエーションの森ごとの個別方針		
1 現況等		
(レクリエーションの森の名称)	所在地 (○○県○○郡市○○町村 ○○森林管理署○林班外○林班)	面積 ha
レクリエーションの森の特徴		
公共施設の状況		
法令制限の状況		
その他特記すべき事項		
2 管理経営の方針		
レクリエーション利用の目標		
施設の整備・維持管理		
森林の景観対策等		
安全対策		
受益者負担の収受・活用		
ソフト対策		

整備・管理体制	
その他特記すべき事項	

(注) 1.～5. (略)

6. 第2の1のその他特記すべき事項欄には、当該レクリエーションの森ごとの入込み者数の推移及びその他特に記載すべき事項について記載する。
7. 第2の2のレクリエーション利用の目標欄には、当該レクリエーションの森の需要動向、望ましい利用形態等を予測し、重点的に推進すべきレクリエーション施策等について記載する。
8. 第2の2の施設の整備・維持管理欄には、リフレッシュ対策要領別添2「レクリエーションの森」内の施設の配置及び整備技術指針を参考に検討の上、今後、整備すべき施設状況及び整備内容並びに施設の維持管理方法等について記載する。  
なお、施設の現状及び整備計画を別表に整理して記載する。
9. 第2の2の森林の景観対策等欄には、景観対策等の必要性、今後予定する森林の整備状況、整理・管理方法等について記載する。
10. 第2の2の安全対策欄には、リフレッシュ対策要領別添3「レクリエーションの森」の安全対策指針を参考に検討の上、施設等の点検・維持管理及び緊急時の連絡・サポート体制について、実施内容等を記載する。
11. 第2の2の受益者負担の収受・活用欄には、当該レクリエーションの森における募金箱方式、物品販売及び利用料金との組合せ方式等の受益者負担の取組内容及びその活用方法について記載する。
12. 第2の2のソフト対策欄には、当該レクリエーションの森を活用した活動プログラムやイベント、人材の活用及び情報の提供の考え方について記載する。
13. 第2の2の整備・管理体制欄には、当該レクリエーションの森の整備・管理及び活用について、国、協議会、サポーター及び施設設置主体等別にその役割を記載する。
14. 第2の2のその他特記すべき事項欄には、当該レクリエーションの森に係る環境保全、被害防止、その他記載すべき事項について記載する。

別表

施設の現状及び整備計画

1 施設の現状

番号	施設名	林小班	面積	施設の概要	設置主体名	設置年度	備考

2 施設の整備計画

番号	施設名	林小班	面積	工種	施設の概要	設置主体名	設置予定年度	備考

(注) 1.～7. (略)

第3 (以下略)

(注) 下線は当局が付した。

**図表 1-(3)-4 作成要領取扱通達 (抜粋)**

- 5 作成要領第2の7の取扱いについて  
施設の整備状況を年度ごとに把握し、毎年度末に当該年度の整備状況を整理追記するものとする。

(注) 下線は当局が付した。

### 図表 1-(3)-5 会計検査院の改善の処置の要求 (抜粋)

レクリエーションの森における管理経営及び国有林野の貸付等について

(平成 26 年 10 月 21 日付け 林野庁長官宛て)

標記について、下記のとおり、会計検査院法第 36 条の規定により改善の処置を要求し、及び同法第 34 条の規定により是正改善の処置を求める。

#### 記

1～2 (略)

3 本院が要求する改善の処置及び求める是正改善の処置

前記のとおり、貴庁が選定しているレク森の数は、25 年度末時点において 1,080 か所に上っている。したがって、レク森の管理経営を計画的かつ適切に行ったり、国有林野の貸付等を適正に行ったりすることはもとより、限られた人員で利用者の需要動向等に即した質的向上を図っていくためには、リフレッシュ対策を効率的かつ効果的に行う必要がある。

については、貴庁において、レク森の管理経営等が適切に行われるよう、次のとおり改善の処置を要求し及び是正改善の処置を求める。

ア 各森林管理局に対して、レク森の現況に合わせて速やかに方針書を作成又は変更するよう指導を徹底するとともに、レク森の現況を適時適切に各森林管理署等から各森林管理局に報告させるための手続を定めること、また、各森林管理局及び各森林管理署等に対して、方針書に従ってレク森の管理経営を計画的かつ適切に行うよう、指導を徹底すること (会計検査院法第 36 条による改善の処置を要求するもの)

イ 各森林管理局に対して、再度、全てのレク森を対象に廃止を含めた設定の見直しを行わせるとともに、レク森の需要動向等を把握した上で、質的向上を図るための具体的な取組を方針書に明記し、方針書に従ってレク森の管理経営を計画的かつ適切に行うよう指導を徹底すること、また、需要動向等の把握に当たっては、その具体的な方法について検討の上、各森林管理局に示すこと (同法第 36 条による改善の処置を要求するもの)

ウ～エ (略)

(注) 下線は当局が付した。

### 図表 1-(3)-6 会計検査院法 (抜粋)

第 36 条 会計検査院は、検査の結果法令、制度又は行政に関し改善を必要とする事項があると認めるときは、主務官庁その他の責任者に意見を表示し又は改善の処置を要求することができる。

(注) 下線は当局が付した。

図表 1-(3)-7 管理経営方針書を調査対象としたレクリエーションの森 (42 か所)

種 類	森 林 管 理 署				
	茨 城	日 光	利根沼田	吾 妻	東京神奈川
自然休養林	奥久慈自然休養林	奥鬼怒自然休養林	武尊自然休養林	芳ヶ平自然休養林	高尾山自然休養林
				野反自然休養林	丹沢自然休養林
自然観察教育林	花貫溪谷自然観察教育林	小田代・湯ノ湖自然観察教育林	玉原自然観察教育林	榛名自然観察教育林	城山自然観察教育林
	花立自然観察教育林		雨乞山自然観察教育林	白根山自然観察教育林	箱根自然観察教育林
森林スポーツ林	筑波山森林スポーツ林	—	玉原森林スポーツ林	—	—
	北山森林スポーツ林		川場森林スポーツ林		
野外スポーツ地域	—	鶏頂スポーツ林	玉原スポーツ林	草津・白根スポーツ林	—
		湯元スキー場	四季の森ホワイトワールド 尾瀬岩鞍	バラギスポーツ林	
風景林	御前山風景林	大坊山風景林	三国峠風景林	四方風景林	芦ノ湖風景林
	高鈴山風景林		照葉峡風景林	岩櫃山風景林	小下沢風景林
風致探勝林	花貫溪谷風致探勝林	高館山風致探勝林	赤城山風致探勝林	榛名湖風致探勝林	—
		鬼怒川風致探勝林	吾妻耶山風致探勝林	万座風致探勝林	

(注) 1 「網掛け」を付したレクリエーションの森は「美しの森」に選定されているものである。

2 それぞれの種類別に、面積の広い2か所を選定した。ただし、種類によって、1か所しかない又は皆無のものがある。

図表 1-(3)-8 管理経営の方針の記載状況に関する調査結果 (集計表)

(単位：か所)

区 分	森林管理署名 (調査対象レクリエーションの森数)					計 (42)	
	茨城 (8)	日光 (7)	利根沼田 (11)	吾妻 (10)	東京神奈川 (6)		
記載事項に漏れないレクリエーションの森	8	0	1	0	0	9	
記載事項に漏れがあるレクリエーションの森	0	7	10	10	6	33	
記載漏れの事項	レクリエーション利用の目標	0	1	0	0	0	1
	施設の整備・維持管理	0	0	0	0	0	0
	森林の景観対策等	0	7	10	10	6	33
	安全対策	0	6	10	10	3	29
	受益者負担の収受・活用 (注)	—	—	3	—	—	3
	ソフト対策	0	7	10	10	6	33
	整備・管理体制	0	1	2	2	0	5

(注) 1 当局の調査結果による。

2 レクリエーションの森のうち、受益者負担の収受がないものが39か所ある (収受ありは3か所)。

図表 1-(3)-9 管理経営の方針に係る記載事項の漏れの有無

森林管理署	記載事項に漏れないレクリエーションの森	記載事項に漏れがあるレクリエーションの森
茨城	奥久慈自然休養林、花貫溪谷自然観察教育林、花立自然観察教育林、筑波山森林スポーツ林、北山森林スポーツ林、御前山風景林、高鈴山風景林、花貫溪谷風致探勝林 (計8か所)	(該当なし)
日光	(該当なし)	奥鬼怒自然休養林、小田代・湯ノ湖自然観察教育林、鶏頂スポーツ林、湯元スキー場、大坊山風景林、高館山風致探勝林、鬼怒川風致探勝林 (計7か所)
利根沼田	雨乞山自然観察教育林(1か所)	武尊自然休養林、玉原自然観察教育林、玉原森林スポーツ林、川場森林スポーツ林、玉原スポーツ林、四季の森ホワイトワールド尾瀬岩鞍、三国峠風景林、照葉峡風景林、赤城山風致探勝林、吾妻耶山風致探勝林 (計10か所)
吾妻	(該当なし)	芳ヶ平自然休養林、野反自然休養林、榛名自然観察教育林、白根山自然観察教育林、草津・白根スポーツ林、バラギスポーツ林、四万風景林、岩櫃山風景林、榛名湖風致探勝林、万座風致探勝林 (計10か所)
東京神奈川	(該当なし)	高尾山自然休養林、丹沢自然休養林、城山自然観察教育林、箱根自然観察教育林、芦ノ湖風景林、小下沢風景林 (計6か所)

(注) 1 当局の調査結果による。

2 図表 1-(3)-8 の「記載事項に漏れないレクリエーションの森」及び「記載事項に漏れがあるレクリエーションの森」欄の内訳である。

3 「網掛け」を付したレクリエーションの森は、「美しの森」に選定されているものである。

図表 1-(3)-10 平成 27～29 年度に地域管理経営計画の編成時期が到来していたレクリエーションの森 (29 か所) のうち、依然として管理経営方針書に不備があるもの 28 か所の変更状況

森林管理署	レクリエーションの森の名称	森林計画区	計画編成年度	平成 26 年 10 月以降の管理経営方針書の最終変更	
				変更年月日	変更理由
茨城	筑波山森林スポーツ林	霞ヶ浦	平成 28	(同期間での変更なし)	—
日光	大坊山風景林	渡良瀬川	28	(同期間での変更なし)	—
利根沼田	武尊自然休養林	利根上流	27	平成 28 年 11 月 29 日	「施設の現状」様式変更
	玉原自然観察教育林	利根上流	27	28 年 11 月 29 日	「施設の現状」様式変更
	玉原森林スポーツ林	利根上流	27	28 年 11 月 29 日	「施設の現状」様式変更
	川場森林スポーツ林	利根上流	27	28 年 11 月 29 日	「施設の現状」様式変更
	玉原スポーツ林	利根上流	27	28 年 11 月 29 日	「施設の現状」様式変更
	四季の森ホワイトワールド尾瀬岩鞍	利根上流	27	28 年 11 月 29 日	「施設の現状」様式変更
	三国峠風景林	利根上流	27	28 年 11 月 29 日	「施設の現状」様式変更
	照葉峡風景林	利根上流	27	28 年 11 月 29 日	「施設の現状」様式変更
	赤城山風致探勝林	利根上流	27	(同期間での変更なし)	—
	吾妻耶山風致探勝林	利根上流	27	(同期間での変更なし)	—
吾妻	芳ヶ平自然休養林	吾妻	29	(同期間での変更なし)	—
	野反自然休養林	吾妻	29	(同期間での変更なし)	—
	榛名自然観察教育林	吾妻	29	(同期間での変更なし)	—
	白根山自然観察教育林	吾妻	29	(同期間での変更なし)	—
	草津・白根スポーツ林	吾妻	29	27 年 12 月 17 日	施設撤去に伴う変更
	バラギスポーツ林	吾妻	29	(同期間での変更なし)	—
	四方風景林	吾妻	29	(同期間での変更なし)	—
	岩櫃山風景林	吾妻	29	(同期間での変更なし)	—
	榛名湖風致探勝林	吾妻	29	28 年 3 月 1 日	施設設置主体の変更に伴う変更
万座風致探勝林	吾妻	29	(同期間での変更なし)	—	
東京神奈川	高尾山自然休養林	多摩	27	29 年 3 月 28 日	様式変更
	丹沢自然休養林	神奈川	29	29 年 3 月 28 日	様式変更
	城山自然観察教育林	多摩	27	29 年 3 月 28 日	様式変更
	箱根自然観察教育林	神奈川	29	29 年 3 月 28 日	様式変更
	芦ノ湖風景林	神奈川	29	29 年 3 月 28 日	様式変更
	小下沢風景林	多摩	27	29 年 3 月 28 日	様式変更

(注) 1 当局の調査結果による。

2 平成 27～29 年度に地域管理経営計画の編成時期が到来したレクリエーションの森 (29 か所) のうち、調査時点で依然として管理経営方針書に不備があるもの 28 か所について計上した。管理経営事務連絡は平成 26 年 10 月に発出されており、管理経営方針書全体について、「地域管理経営計画の編成時期に合わせて、原則平成 32 年度までに現況に一致させること」とされている。上記の 3 年間における対応状況を整理したもの。

3 「網掛け」を付したレクリエーションの森は、「美しの森」に選定されているものである。



## 2 美しい森お薦め国有林

### (1) 美しい森に係る事業の実施状況

調査結果	説明図表番号
<p><b>【制度の概要】</b></p> <p>政府が平成28年3月に明日の日本を支える観光ビジョンを策定したことを受け、林野庁では、レクリエーションの森等の森林景観を観光資源として活用し山村地域にインバウンド需要を呼び込む必要があるとして、29年度から31年度にかけて、特に魅力的な自然景観を有するなど観光資源としての活用推進が期待できる複数のレクリエーションの森をモデル箇所を選定し、重点的な整備（現地環境整備や情報発信）を行う取組である観光資源創出事業を実施している。</p> <p>（注）観光資源創出事業は、平成30年度には「木づかい・森林づくり推進事業」の「森林景観を活かした観光資源の整備」として実施されているが、本報告書においては、30年度の事業も含めて「観光資源創出事業」とする。</p> <p>事業予算は、平成29年度が1億円、30年度が5,422万円となっている。</p> <p>レクリエーションの森は、①観光客が快適に楽しむための環境整備が不足していること、②観光客に長時間・数日間滞在してもらうためのプログラムがないこと、③外国人観光客を含む旅行者へのPRが不足していることが課題であるとして、観光資源創出事業により、魅力向上のための重点的な「磨き上げ」（モデル箇所を選定した上での重点整備）を行うこととされた。</p> <p>観光資源創出事業は、①「環境整備事業」（多言語看板整備や修景伐採等。モデル箇所を管轄する森林管理局及び森林管理署が担当）、②「情報発信事業」（多言語によるウェブサイトやリーフレットの作成等。林野庁本庁が担当）、③「効果測定調査」（利用状況調査を、林野庁本庁が毎年度実施）で構成される。林野庁本庁は、事業開始前の平成28年度、全国の森林管理署から候補を募り、有識者会議による検討等を経て、「モデル箇所」（全国で100か所程度）の選定作業を行った。具体的な手続について、全国の森林管理署が、統一的なメルクマールによる評定結果、面積、年間利用者数等を林野庁本庁から示された「評定シート」に記入し、「モデル箇所」の候補とするレクリエーションの森について、各森林管理局経由で林野庁本庁に推薦する、という流れであった。</p> <p>林野庁本庁は、上記選定作業を経て、観光資源創出事業の実施対象とする「モデル箇所」（美しい森）を全国で93か所選定し、平成29年4月、「日本美しい森 お薦め国有林 一覧（93箇所）」として公表しており（ウェブサイトにも掲載）、関東森林管理局の管内で15か所、うち関東地方には7か所のレクリエーションの森（奥久慈自然休養林、小田代・湯ノ湖自然観察教育林、武尊自然休養林、野反自然休養林、高尾山自然休養林、丹沢自然休養林、芦ノ湖風景林）が選定されている。</p> <p>（アドレス）林野庁「日本美しい森 お薦め国有林」  <a href="http://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokumin_mori/katuyo/reku/rekumori/">http://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokumin_mori/katuyo/reku/rekumori/</a></p>	<p>図表 2-(1)-1</p> <p>図表 2-(1)-2</p> <p>図表 2-(1)-3</p> <p>図表 2-(1)-4            図表 2-(1)-5            図表 2-(1)-3            （再掲）</p>

林野庁は、「森林景観を活かした観光資源の創出事業実施要領の制定について」(平成29年4月1日付け28林国経第107号林野庁長官通達、各局森林管理局長あて。以下「実施要領通達」という。)を发出し、観光資源創出事業の具体的な実施手順や留意事項等を示した(「森林景観を活かした観光資源の創出事業実施要領」(以下「実施要領」という。))。

図表 2-(1)-6

事業実施の趣旨について、明日の日本を支える観光ビジョンを踏まえ「農林水産省としても、近年増加している訪日外国人旅行者を含めた農山漁村への旅行者の大幅拡大に向けて、「農泊」の推進をはじめとして観光関連の取組を強化することとし、森林も農山村の重要な観光資源の一コンテンツとして、その活用を推進することとしている」、「観光資源としての活用の推進が期待されるレクリエーションの森において、重点的な環境整備等を行うための森林景観を活かした観光資源の創出事業(以下「本事業」という。)を実施することとし、山村地域における観光需要の拡大を図ることとする」とされている(実施要領第1)。

また、「環境整備事業」について、①管轄する森林管理局長が行うものとする(実施要領第4の1(1)。森林管理署長又は支署長に事業を行わせることができる(第4の1(3)))、②森の現況に応じて、6項目(標識類の設置等(標識類の新設、老朽化した標識類の撤去・処分等)、施設修繕等、植栽、木道整備(補修)、アクセス道等整備、景観整備)の中で必要と考えられる事業を実施(第3の1本文、同(1)～(6))、③留意事項として、「標識類の新設」の場合、i)インバウンド需要に対応するため、森の入口など、多くの者が目にする箇所に、多言語の案内標識、注意標識等を設置(第3の1(1)ア(ア))、ii)これら標識については、日本語及び英語を必須とし、森の利用状況等を勘案し、中国語(繁体字及び簡体字)その他の言語を加えることができるものとする(第3の1(1)ア(イ)、参考1の3)などとされている。

また、林野庁は、平成28年10月、3年間における事業の実施時期について、全ての選定箇所一斉でなく、A、B、Cの3グループに分けて段階的に実施する旨を各森林管理局に連絡しており、それによると、①「環境整備事業」について、Aグループ(約30か所)は29年度及び30年度、Bグループ(約30か所)は30年度及び31年度、Cグループ(残り)は31年度、②「情報発信事業」について、各グループとも単年度(A29年度、B30年度、C31年度)にそれぞれ実施することとされている。

図表 2-(1)-7

**【調査結果】**

今回、当局が関東地方の美しい森7か所について、観光資源創出事業の「環境整備事業」の実施状況を調査した結果、「Aグループ」に3か所(奥久慈自然休養林、野反自然休養林、高尾山自然休養林)が割り振られ、いずれも平成29年度～30年度に事業が実施されている。丹沢自然休養林について、「Bグループ」(平成30年度～31年度に事業実施)とされているものの、30年10月末現在、事業が行われていない。なお、小田代・湯ノ湖自然観察教育林及び武尊自然休養林及び芦ノ湖風景林は、「Cグループ」(31年度に事業実施)とされている。

図表 2-(1)-8

<p>「Aグループ」3か所の美しい森で実施された具体的な事業内容（平成30年10月末現在）は、①登山者向け標識の設置（奥久慈自然休養林、茨城森林管理署）、②木道（木製階段）のリニューアル整備（野反自然休養林、吾妻森林管理署）、③多言語看板の設置（野反自然休養林、吾妻森林管理署及び高尾山自然休養林、東京神奈川森林管理署）の3種類である。いずれも、管轄する森林管理署が、実施要領の規定に沿って、現地の状況に応じて、6項目の中で必要と考えられるものを実施した。</p> <p>しかしながら、当局がこれら3か所の森の現地に出向いて実地に調査した結果、野反自然休養林では実施要領に沿って適切に事業が行われていたのに対して、それ以外の2か所について、次のとおり、実施要領に反するなど適切でない状況がみられた。</p>	<p>図表2-(1)-9</p>
<p>ア 実施要領に反し、標識が多言語表記になっていないもの</p> <p>茨城森林管理署は、平成29年度に、奥久慈自然休養林内にある奥久慈男体山において、観光資源創出事業の「環境整備事業」を実施し、登山道の分岐点や山頂等に、目的地や標高等を記載した登山者向けの標識を12基（誘導標識9基、案内標識3基）設置した（事業費約225万円）。</p> <p>しかしながら、12基全て、実施要領（第3の1(1)ア(7)(オ)、参考1の3）で必須とされている英語による表記がなく、日本語のみの表記であった。標識類の新設の目的とする、「インバウンド需要に対応」したものとなっていない。</p> <p>なお、地元自治体（大子町）は、奥久慈男体山を訪れる外国人旅行者について、現状では少ないものの、同じ自然休養林内の観光名所である袋田の滝には例年多くの外国人旅行者が訪れていることから、これら外国人旅行者に対して奥久慈男体山におけるハイキングの魅力を積極的にPRし、滞在時間を伸ばして宿泊される観光地を目指すとの方針を有している。</p>	<p>図表2-(1)-10</p>
<p>イ 事業の効果を十分発揮できない状況にあるもの</p> <p>東京神奈川森林管理署は、平成29年度に、高尾山自然休養林において、同様に、「環境整備事業」を実施し、現地の生き物や歴史・文化等を紹介する内容の多言語看板（日本語・英語表記）を4枚作成して、林内の4か所（山頂、霞台、日影沢、大平林道）に設置している（事業費約309万円）。</p> <p>また、より多様なインバウンドやバリアフリーの需要にも対応できるよう、独自に発注・作成したデジタルコード（注）を全ての多言語看板に貼付し、利用者がスマートフォンをかざせば5か国語（日本語、英語、中国語（繁体字及び簡体字）、韓国語）で文字情報と音声情報を視聴できるよう措置しており、この取組は、英語圏以外の外国人旅行者や視覚障害者にも配慮した推奨的なものとなっている。</p> <p>（注）専用の無料アプリをインストールしたスマートフォンをかざすと、看板に記載された高尾山自然休養林の案内文を5か国語でダウンロードして読むことができ、音声案内を聴くこともできる仕組み</p> <p>しかしながら、多言語看板を設置した4か所のうち1か所（日影沢）では、①看板が高さ約0.9mの斜面上に設置されている（注）ため、②利用者がスマートフ</p>	<p>図表2-(1)-11</p>

オンでデジタルコードの情報を読み取る場合、i) 雑草が繁茂し足下が不安定な斜面をよじ登って、ii) 更に手を伸ばさなければならない(デジタルコードまで、設置地点から約 1.3m) など利用しづらく、せっかく多様な機能に配慮した事業であるにもかかわらず、その効果を十分に発揮できない状況にあった。

(注) この多言語看板を設置する際に、老朽化した古い看板の撤去作業も併せて事業発注したため、林道の反対側には平坦なスペースがあるにもかかわらず、旧看板が設置されていた場所に、そのまま多言語看板が設置されている。

以上のような状況が生じているのは、美しの森を管轄する森林管理署において、観光資源創出事業の趣旨を踏まえ、訪日外国人旅行者など利用者の立場から、そのニーズに応え、リピーターの増加を図るために実施するとの意識まで高まっていないことによるものとみられる。

事業の根幹にある『観光先進国』の実現に向け、政府一丸、官民を挙げて、常に先手を打って攻めていく」との認識を現地段階でも再確認し、事業効果を最大限に発揮して、新規の利用者やリピーターの増加を実現できるような取組に結び付けて行くことが適切と考える。

#### 【所見】

したがって、関東森林管理局は、観光資源創出事業の趣旨を徹底し、事業効果を最大限に発揮させる観点から、森林管理署に対し、次のとおり指導する必要がある。

- ① 実施要領通達等の内容を再度確認すること。
- ② 標識を設置する場合、事業の趣旨を踏まえ、多言語で表記すること。
- ③ 多言語看板を設置する場合、事業の効果を確実に発揮できる位置とすること。

図表 2-(1)-1 明日の日本を支える観光ビジョン（抜粋）

「観光先進国」に向けて	
<p>安倍内閣の発足から3年。戦略的なビザ緩和、免税制度の拡充、出入国管理体制の充実、航空ネットワークの拡大など、大胆な「改革」に取り組んできた。</p> <p>この間、訪日外国人旅行者数は2倍以上の約2000万人に達し、その消費額も3倍以上となり、自動車部品産業の輸出総額に匹敵する約3.5兆円に達した。</p> <p>今年に入っても外国人旅行者数は引き続き増加しており、各月の過去最高記録を更新し続けている。</p> <p>我が国は、自然・文化・気候・食という観光振興に必要な4つの条件を兼ね備えた、世界でも数少ない国の一つであり、これらの豊富な観光資源を真に開花させることにより、裾野の広い観光を一億総活躍の場とすることが可能である。</p> <p><u>観光は、まさに「地方創生」への切り札、GDP600兆円達成への成長戦略の柱。</u></p> <p><u>国を挙げて、観光を我が国の基幹産業へと成長させ、「観光先進国」という新たな挑戦に踏み切る覚悟が必要</u>である。</p> <p>このため、従来の政府目標を大幅に前倒しし、かつ、質の高い観光交流を加速させるべく、以下の新たな目標に向かって進んでいくこととする。</p>	
★ 訪日外国人旅行者数	2020年：4000万人      2030年：6000万人 (従来目標：2020年：2000万人 2030年：3000万人)
★ 訪日外国人旅行消費額	2020年：8兆円      2030年：15兆円 (従来目標：2000万人が訪れる年に4兆円)
★ 地方部（三大都市圏以外）での外国人延べ宿泊者数	2020年：7000万人泊      2030年：1億3000万人泊
★ 外国人リピーター数	2020年：2400万人      2030年：3600万人
★ 日本人国内旅行消費額	2020年：21兆円      2030年：22兆円

(注) 下線は当局が付した。

図表 2-(1)-2 観光資源創出事業の概要

1 事業名	<p>国有林野：森林景観を活かした観光資源の創出事業 (注) 平成30年度は、「木づかい・森林づくり推進事業」の「森林景観を活かした観光資源の整備として実施</p>
2 事業の実施期間	平成29年度～31年度
3 事業の対象	全国のレクリエーションの森から選定した「モデル箇所」（100か所程度）
4 事業予算	平成29年度：1億円、平成30年度：5,422万円
5 事業の構成	<p>(1) 環境整備事業 多言語看板の整備や修景伐採等 (森林管理局及び森林管理署が民間事業体に委託して実施)</p> <p>(2) 情報発信事業 多言語によるウェブサイトやリーフレットの作成 (林野庁本庁が民間事業体に委託して実施)</p> <p>(3) 効果測定調査 「モデル箇所」における利用者数等の調査 (林野庁本庁が民間事業体に委託し毎年度実施)</p>

(注) 関東森林管理局の提出資料等に基づき当局が作成した。

図表 2-(1)-3 関東地方における美しい森（7か所）の概要

美しい森の名称 (管轄森林管理署)	所在市町村	面積、 年間利用者数	レクリエーションの森の特徴、 「美しい森」への推薦理由等
奥久慈自然休養林 (茨城)	茨城県常陸太田市、 常陸大宮市、大子町	632.52 ha  76 万人	次の3つのエリアから構成される。 ① 袋田の滝エリア：訪日外国人旅行者も多く訪れる大子町のメイン観光スポット。しかし、東日本大震災による風評被害等により年間利用者数がかつての約80万人から約40万人まで半減しており、大子町は呼び戻しに尽力。同町は、今回の観光資源創出事業もその契機としたい考え。 ② 奥久慈男体山エリア：急峻な地形で山岳信仰の山として登山者に人気がある。袋田の滝からも近いため、大子町では、袋田の滝を訪れる観光客（訪日外国人旅行者を含む。）に山歩きの魅力を積極的にPRし、誘致したい方針。 ③ 竜神峡エリア：上記①及び②のエリアからはやや距離はあるものの、平成6年に常陸太田市が建設した竜神大吊橋（レクリエーションの森のエリア外）が有名。また、竜神峡を挟んでレクリエーションの森の対岸に遊歩道が整備されており、景色を楽しむことができる。
小田代・湯ノ湖 自然観察教育林 (日光)	栃木県日光市	—	① 戦場ヶ原に隣接しており、高原植物や湿原植物の観察を楽しむことができる。ラムサール条約に登録された湿原で、ワタスゲなどここでしか見ることのできない貴重な植物がある。 ② 歩道（木道）がきれいに整備されており幅員も広く、利用者がゆったり歩くことができる。 ③ 環境省の「国立公園満喫プロジェクト」の対象地域内にあり、同省による多言語表示の案内板が複数設置。また、日光東照宮等も近く、外国人観光客の多い土地柄
武尊自然休養林 (利根沼田)	群馬県みなかみ町、 片品村、川場村	1,393.57 ha  28万6千人	① 武尊山は日本百名山の一つで、初心者からベテランまで登山者のレベルに合わせて楽しめるコースが揃っている。 ② 春から夏にかけては湿原での高山植物観察、秋にはブナの原生林などの紅葉狩り、冬は樹氷観察など、四季折々の景観を楽しむ。 ③ 武尊山の稜線（登山道）を利用して毎年9月にトレイルランの大会「上州武尊スカイビュートレイル」（1,000人近くが参加）が開催される。
野反自然休養林 (吾妻)	群馬県中之条町	1,256.62 ha  10万5千人	① 標高が1,513mと高く避暑地として人気があり、「天空の湖」と形容される野反湖での釣りや、湖の周囲（平坦な地形）でのハイキングや高山植物観賞を楽しむ。 ② 地元市町村（中之条町六合支所）が観光客誘致に積極的であるほか、平成30年8月に群馬県が整備した「群馬県境稜線トレイル」（注3）も近く、国・県・市町村が連携して観光客誘致に取り組むことができる。
高尾山自然休養林 (東京神奈川)	東京都八王子市	447.61 ha  300万人	① ミシュランガイドで三つ星に認定されている世界的にも著名な観光地である。 ② 外国人旅行者による需要が高く、今後東京オリンピックを契機として更なる需要増が見込まれる。
丹沢自然休養林 (東京神奈川)	神奈川県秦野市、山 北町	1,278.09 ha  41万人	① 都心からほど近い割には本格的な登山や沢登りを楽しむことができ、人気が高い。 ② 現在は交通アクセスが悪いが、平成32年にレクリエーションの森の入口から約4km南側に新東名高速道路のスマートインター設置が予定され、地元自治体（秦野市）がこれを契機に観光客誘致を強く希望しており、東京神奈川森林管理署は神奈川県とともに同市をバックアップする取組を進めつつある。
芦ノ湖風景林 (東京神奈川)	神奈川県箱根町	434.47 ha  208万人	① 箱根地域一帯が世界的に著名な観光地であり、地元自治体（箱根町）も観光振興に力を入れていることから今後も観光客の伸びが期待できる。 ② 芦ノ湖西岸には遊歩道が整備されている。

(注) 1 当局の調査結果による。

2 「面積、利用者数」欄の数値は、平成28年12月、関東森林管理局が管内森林管理署からの推薦を取りまとめた林野庁本庁に報告した際に、本庁から示された「評定シート」の様式に記載したものである。

3 群馬県北部の県境にある登山道（みなかみ町の土合～嬭恋村の鳥居峠の延長約120km）を一本の道として結びつけ、登山道と既存観光施設（温泉等）を活用する取組。平成30年8月11日（山の日）に開通した。

図表 2-(1)-4 「日本美しい森 お薦め国有林 一覧」(林野庁が平成 29 年 4 月に公表した 93 か所)

図	局	都道府県	レク森の名称	所在市町村	管轄する 森林管理署	図	局	都道府県	レク森の名称	所在市町村	管轄する 森林管理署	
1	北海道 森林 管理 局 管内	北海道	ポロト自然休養林	白老町	胆振東部署	47	中部 森林 管理 局 管内	長野	戸隠・大峰自然休養林	長野市、信濃町	北信署	
2			えりも風景林	えりも町	日高南部署	48			湯の丸・高峰自然休養林	東御市、小諸市等	東信署	
3			然別自然休養林	鹿追町、上土幌町	東大雪支所	49			駒ヶ岳風致探勝林	宮田村等	南信署	
4			ニセコ・神仙沼自然休養林	共和町、俱知安町	後志署	50			赤沢自然休養林	上松町	木曾署	
5			えにわ湖自然の森自然観察教育林	恵庭市	石狩署	51			岐阜	御岳自然休養林	下呂市、高山市	岐阜署等
6			天狗山スポーツ林野外スポーツ地域	小樽市	石狩署	52		長野	梅池湿原風致探勝林	小谷村、白馬村	中信署	
7			インクラの滝風景林	白老町	胆振東部署	53			滝越森林スポーツ林	王滝村	木曾署	
8			日高自然の森自然観察教育林	日高町	日高北部署	54			岐阜	飛騨白山白川郷自然休養林	白川村	飛騨署
9			アベシナイ風景林	中川町	上川北部署	55				金華山自然観察教育林	岐阜市	岐阜署等
10			上川浮島風景林	上川町	上川中部署	67			愛知	關ヶ岳風致探勝林	岡崎市	愛知所
11			白金自然休養林	美瑛町	上川中部署	57	近畿 中国 森林 管理 局 管内	石川	安宅林風景林	小松市	石川署	
12			嵐山・神居自然休養林	旭川市、深川市等	上川中部署等	58		滋賀	近江湖南アルプス自然休養林	大津市、栗東市	滋賀署	
13			鹿の子沢風景林	置戸町	網走中部署	59		京都	東山風景林	京都市	京都大阪所	
14			ぬかびら野外スポーツ地域	上土幌町	東大雪支所	60			嵐山風景林	京都市	京都大阪所	
15			トムラウシ自然休養林	新得町	東大雪支所	61		奈良	高取山風景林	高取町	奈良所	
16			洞爺湖風景林	洞爺湖町、壮瞥町	後志署	62		鳥取	扇ノ仙森林スポーツ林	八頭町	鳥取署	
17			登別温泉自然休養林	登別市	後志署	63		石川	加賀海岸自然休養林	加賀市	石川署	
18			狩場山自然休養林	島牧村、せたな町	後志署等	64			蛇谷風景林	白山市	石川署	
19			緑桂風景林	乙部町	檜山署	65			福井	松原風景林	敦賀市	福井署
20			美利河・二股自然休養林	今金町、長万部町	渡島署	66			三重	七里御浜風景林	紀宝町、御浜町等	三重署
21	青森	白神山・暗門の滝自然観察教育林	西目屋村	津軽署	67	大阪	明治の森箕面自然休養林		箕面市	京都大阪所		
22	岩手	焼走自然観察教育林	八幡平市	岩手北部署	68	兵庫	宝塚自然休養林		宝塚市	兵庫署		
23	山形	温身平風致探勝林	小国町	置賜署	69		赤西自然休養林		宍粟市	兵庫署		
24	東北 森林 管理 局 管内	岩手	五葉山自然観察教育林	釜石市等	三陸中部署		70		滝谷・大成山野外スポーツ地域	たつの市	兵庫署	
25			夏油高原野外スポーツ地域・夏油自然観察教育林	北上市等	岩手南部署		71		奈良	大和三山風景林	橿原市	奈良所
26	秋田	仁別自然休養林	秋田市	秋田署	72		和歌山		高野山風景林	高野町	和歌山署	
27		鳥海自然休養林	にかほ市等	由利署	73		岡山	操山自然休養林	岡山市	岡山署		
28	山形	万里の松原自然観察教育林	酒田市	庄内署	74		広島	恐羅漢細見峽自然休養林	安芸太田市等	広島署		
29		葉山風景林	寒河江市等	山形署	75			宮島風景林	廿日市市	広島署		
30		山刀伐峠風景林	尾花沢市	山形署	76		山口	岩国自然休養林	岩国市	山口所		
31		白鷹虚空蔵山風景林	山辺町	山形署	77		徳島	剣山自然休養林	三好市等	徳島署		
32	福島	ブナ平自然観察教育林・御池森林スポーツ林	檜枝岐村	南会津支	78	四国 局 管内	高知	工石山自然休養林	高知市、土佐町	嶺北署		
33	茨城	奥久慈自然休養林	大子町等	茨城署	79		千本山風景林	馬路村	安芸署			
34	群馬	野反自然休養林	中之条町	吾妻署	80		愛媛	滑床自然休養林	宇和島市等	愛媛署		
35	東京	高尾山自然休養林	八王子市	東京神奈川署	81	石鎚風景林	西条市	愛媛署				
36	関東 森林 管理 局 管内	静岡	飛竜橋自然観察教育林・千石平風致探勝林	川根本町	静岡署	82	九州 森林 管理 局 管内	熊本	くまもと自然休養林	熊本市、菊池市等	熊本署	
37			福島	会津東山自然休養林	会津若松市	会津署		83	宮崎	宮崎自然休養林	宮崎市	宮崎署
38		蓋沼自然観察教育林		会津若松市	会津署	84		宮崎	猪八重の滝風景林	日南市	宮崎署	
39		沼沢湖自然観察教育林	金山町	会津署	85	鹿児島		屋久島自然休養林	屋久島町	屋久島署		
40		達沢不動滝風景林	猪苗代町	会津署	86	福岡		若杉山風致探勝林	篠栗町、須恵町	福岡署		
41		裏磐梯デコ平スポーツ林	北塩原村	会津署	87			北九州自然休養林	北九州市	福岡署		
42		栃木	小田代・湯ノ湖自然観察教育林	日光市	日光署	88		佐賀	虹ノ松原風致探勝林	唐津市	佐賀署	
43		群馬	武尊自然休養林	片品村、川場村等	利根沼田署	89		長崎	有明山風景林	対馬市	長崎署	
44		神奈川	丹沢自然休養林	秦野市、山北町	東京神奈川署	90			田代原風致探勝林	雲仙市	長崎署	
45			芦ノ湖風景林	箱根町	東京神奈川署	91			熊本	木原山風景林(雁回山)	熊本市、宇土市	熊本署
46	静岡	奥浜名自然休養林	浜松市	天竜署	92	宮崎	向坂山野外スポーツ地域	五ヶ瀬町	宮崎北部署			
					93	沖縄	西表自然休養林	竹富町	沖縄署			

(注) 1 林野庁の公表資料に基づき当局が作成した。  
2 網掛けは、美しい森(93か所)のうち、林野庁が「代表例」として紹介しているものである。



図表 2-(1)-5 「日本美しい森 お薦め国有林 位置図」(林野庁が平成 29 年 4 月に公表した 93 か所)



(注) 林野庁のウェブサイトから転載した。



## 図表 2-(1)-6 実施要領 (抜粋)

### 第1 趣旨

明日の日本を支える観光ビジョン（平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）において、観光は地方創生・成長戦略の柱であるとの認識のもと、『『観光先進国』の実現にむけ、政府一丸、官民を挙げて、常に先手を打って攻めていく』こととされた。

これを踏まえ、農林水産省としても、近年増加している訪日外国人旅行者を含めた農山漁村への旅行者の大幅拡大に向けて、「農泊」の推進をはじめとして観光関連の取組を強化することとし、森林も農山村の重要な観光資源の一コンテンツとして、その活用を推進することとしている。

このため、国有林野事業では、レクリエーションの森管理運営協議会等を中心に、地域（地方公共団体）やNPO、ボランティア等と協働・連携を図りつつ、観光資源としての活用の推進が期待されるレクリエーションの森において、重点的な環境整備等を行うための森林景観を活かした観光資源の創出事業（以下「本事業」という。）を実施することとし、山村地域における観光需要の拡大を図ることとする。

### 第2 事業対象

本事業の対象は、次の全ての要件を充たすレクリエーションの森（国有林野管理経営規程（平成11年農林水産省訓令第2号）第13条第5項の規定により選定されたレクリエーションの森をいう。以下同じ。）から林野庁長官が選定するものとする。林野庁長官は本事業の対象となるレクリエーションの森（以下「モデルレク森」という。）を選定したときは、速やかに森林管理局長へ通知するものとする。

- 1 レクリエーションの森の所在する地元自治体、教育関係機関、商工会、観光協会、NPO及びボランティア等（以下「地域関係者等」という。）による継続的な活用が見込まれるもの
- 2 「レクリエーションの森」のリフレッシュ対策の実施について（平成17年4月25日付け17林国業第13号林野庁長官通知。以下「リフレッシュ対策」という。）に基づく「レクリエーションの森」管理運営協議会が設置され、若しくはその設置が見込まれるもの又は地域関係者等による管理・運営が見込まれるもの
- 3 観光資源としてのポテンシャル（潜在性）があり、特に景観が優れ観光目的地として相応しい地域、野外スポーツや森林体験プログラムの実施が可能な地域など、将来的に継続的な利活用が見込まれるもの
- 4 観光振興に関して必要に応じて関係府省の取組と連携が可能なもの。特に、農林水産省による「農泊」推進の対象となり得る既存の観光資源（「世界農業遺産」、「日本農業遺産」、「疎水百選」、「世界かんがい施設遺産」、「ため池百選」、「日本の棚田百選」、「ディスカバー農山漁村の宝」、「食と農の景勝地」、「農山漁村の郷土料理百選」、「未来に残したい漁業漁村の歴史文化財産百選」等）の該当地域若しくはその周辺地域又は観光庁が選定した広域観光周遊ルート内の地域若しくはその周辺地域にレクリエーションの森が所在する場合には、これらの取組を連携することが見込まれるもの
- 5 レクリエーションの森が、環境省が選定した国立公園満喫プロジェクトの対象公園における重点取組地域とされているビューポイントを含まないもの（リフレッシュ対策別添1「レクリエーションの森の設定の見直し方針」に基づき統合された場合等、複数の地区から構成されるレクリエーションの森にあつて、ビューポイントを含まない地区があるものを除く。）

### 第3 事業の内容

本事業の内容は次に掲げるとおりとする。

#### 1 環境整備事業

環境整備事業については、各モデルレク森の状況に応じて(1)のア若しくはイ又は(2)から(6)までの項目の中で必要と考えられる事業を実施することとする。なお、事業の実施に当たっては、リフレッシュ対策等既存通達の関連規定に基づき、自然環境の保全に配慮しつつ、施設の

維持管理方法や維持管理に要するコストを勘案した上で、想定される利用形態や利用者層に応じた適切な種類・規模の整備等が行われるよう、地域関係者等と連携し、又は役割分担を明確にすることに留意するものとする。

(1) 標識類の設置等

ア 標識類の新設

(ア) インバウンド需要に対応するため、モデルレク森の入口など、多くの者が目にする箇所に、多言語の案内標識、注意標識等（以下「多言語標識類」という。）を設置する。

(イ) 多言語標識類の設置場所は、周囲の環境との調和を図ることが可能であり、利用者の移動や眺望の妨げにならない箇所とする。ただし、利用者の利便性を確保するため国有林野外に設置する場合には、設置場所に係る借地料は本事業で措置しないこととする。

(略)

(ウ) 多言語標識類の外観及びデザインについては、付近の風景、史跡等に配慮したものとし、モデルレク森ごとに共通のものを用いることとする。

(エ) 多言語標識類の多言語表示において、記載する文言の翻訳業務が必要な場合は、確実な実施能力を有すると認められる者に請け負わせることとする。

(オ) その他詳細は、参考1「標識類の設置等について」によるものとする。

イ 老朽化した標識類の撤去・処分等

林野庁が設置した既存の案内標識、注意標識等（以下「標識類」という。）が老朽化している場合又は林野庁が設置した既存の標識類に現状と一致しない情報が記載されている場合には、当該標識類を撤去・処分し、必要に応じてアにより新たな多言語標識類を設置する。

(2) 施設修繕等

モデルレク森内に林野庁が設置した施設のうち、地域関係者等が第5の2の手続により当該施設を運営することが確実であると見込まれるものについて、当該施設の修繕を実施する。

(略)

(3) 植栽

(2)により施設を撤去した跡地その他景観の向上等の観点から必要がある箇所において、郷土樹種等による植栽を行う。

(4) 木道整備（補修）

利用者の増加により歩道が拡幅・荒廃し植生が荒らされる危険性があるモデルレク森の箇所について、観光客が快適に森林レクリエーションを楽しめる環境を提供し、かつ植生の保護を図る観点から、木道の新設又は林野庁が設置した既存の木道の改修及び補修を行う。

木道の新設又は改修等については、今後も継続的に当該木道が利用される見込みがあり、第5の2の手続により、地域関係者等が当該木道を管理することが確実であると見込まれる場合についてのみ行うこととする。

ただし、貸付地上の木道及び林野庁以外の者が設置した木道については、本事業の対象とならない。

(5) アクセス道等整備

林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）に基づく国有林道のうち既設のもので、モデルレク森内に存するもの及びモデルレク森へ至るアクセス道又は当該アクセス道が通行不能になった場合の非常用迂回路として活用が見込まれるものについて、利用者の通行の安全を確保するための改修（修繕、舗装、交通安全施設の設置等を含む。）を実施する。（略）

(6) 景観整備

地域関係者等を含む地元の利害関係者（以下「地元関係者」という。）による合意の下、展望台等からの見通しの確保又は視対象である森林の修景のための樹木の伐採や枝払い、かん

木の除去その他の施業（以下「景観整備」という。）を実施する。（略）

## 2 情報発信・効果測定事業

### (1) 多言語情報発信

国内外からのモデルレク森の利用者及びリピーターの増を図るためには、モデルレク森は利用者が快適かつ安全に、安心して利用できるものであること及びモデルレク森の魅力を積極的にPRすることが重要であることから、モデルレク森に関するきめ細やかな情報を多言語のウェブサイト、リーフレット等を用いて発信する。（略）

### (2) 効果測定事業

（略）

## 第4 事業の実施

本事業の内容は次に掲げるとおりとする。

### 1 環境整備事業

環境整備事業については、次のとおり実施するものとする。

(1) 事業を行おうとするモデルレク森が所在する地域を管轄する森林管理局長が行うものとする。なお、第3の1の(1)の多言語標識の翻訳については、林野庁長官が行うことができるものとする。

(2) 森林管理局長は、必要と認めるときは、「レクリエーションの森の管理運営について」（昭和48年9月26日48林野管第173号長官通知）に基づき、「レクリエーションの森」管理経営方針書を変更し、計画的に実施するものとする。なお、実施に当たっては、事業の対象区域に係る国有林野施業実施計画等との整合性を確保することとする。

(3) 森林管理局長は、事業を行おうとするモデルレク森を管轄する森林管理署長又は支署長（以下「森林管理署長等」という。）に事業を行わせることができる。

(4) 林野庁長官、森林管理局長又は森林管理署長等は、その実施内容に応じて確実な実施能力を有すると認められる者に事業を請け負わせることができる。

(5) 事業の実施期間は、各モデルレク森について1～2年をめぐりとして設定するものとする。

### 2 情報発信・効果測定事業

情報発信・効果測定事業については、次のとおり実施するものとする。

(1) 林野庁長官が行うものとする。

(2) 林野庁長官は、その実施内容に応じて確実な実施能力を有すると認められる者に事業を請け負わせることができる。

（以下略）

(3) 事業の実施期間は、1年とする。ただし第3の2の(1)の事業については、翌年度以降も最新情報に修正するための最小限の事業を実施することができることとし、また第3の2の(2)の事業については、経年変化を把握するため等、必要に応じ、翌年度以降に同一の事業実施区域において関連事業を実施することができることとする。

（以下略）

## （参考1） 標識類の設置等について

1 モデルレク森ごとに共通のデザインとする。板面は可能な限り木質系のものとする。

2 （略）

3 案内標識、誘導標識及び注意標識については、日本語及び英語を必須とし、その他、当該モデルレク森の利用状況を勘案し、中国語（繁体字及び簡体字）その他の言語を加えることができるものとする。

（以下略）

## (参考2) ウェブサイト・リーフレット等の作成について

### 1 ウェブサイトについて

- (1) 林野庁本庁は、トップページにレクリエーションの森の概要を、また、ボトムページには注意標識の内容を掲示するページを作成する。(略)
- (2) (略)
- (3) 各モデルレク森のページで掲載する内容は、次の①～⑧を必須とし、可能な限り⑨～⑮に対応するものとし、森林管理署等は森林管理局を通じて必要な情報を林野庁長官に提出するものとする。
  - ① モデルレク森名
  - ② 住所
  - ③ 最寄り主要駅等からのアクセス・駐車場の有無等（地図も必要）
  - ④ 当該レク森の概要
  - ⑤ レク森内及び/又は周囲でできる活動の種類（体験林業、セラピー、トレッキング、キャンプ等）
  - ⑥ 利用案内
  - ⑦ 園内図（ピクトグラム活用）
  - ⑧ 連絡先 署名称及び電話番号等
  - ⑨～⑫ (略)
  - ⑬ レク森協議会名・連絡先
  - ⑭ サポーター会社HP（リンク）
  - ⑮ その他（必要に応じ）
  - ⑯ リーフレット（PDF）
- (4) (略)
- (5) 使用言語は日本語及び英語を必須とし、その他必要に応じ、中国語（繁体字及び簡体字）を加えることもできるものとする。（以下略）

### 2 リーフレットについて

- (1) リーフレットは、林野庁本庁が作成・印刷し、各森林管理局に管轄するモデルレク森のリーフレットを配布する。
- (2) 規格は原則としてA4版（両面印刷）三つ折りとする。
- (3) (略)
- (4) 記載内容はウェブサイトで掲載する情報のうち、①～⑧及び⑬～⑮等、恒常的・長期的に変動のないものとみとする。(略)
- (5) 使用言語は日本語、英語を必須とし、その他必要に応じ、中国語（繁体字及び簡体字）を加えることも可とする。なお、当該モデルレク森の利用状況等を勘案し、中国語に代え、或いは、中国語に加え、その他の言語を使用することもできるものとする。
- (6) (略)

(注) 下線は当局が付した。

図表 2-(1)-7 観光資源創出事業の大まかな進行スケジュール

事業名等	準備期間	事業実施期間		
	平成28年度	29年度	30年度	31年度
環境整備事業		Aグループ約30か所	Bグループ約30か所	Cグループ約40か所
情報発信事業 (ウェブサイト)	※	Aグループ約30か所	Bグループ約30か所	Cグループ約40か所
情報発信事業 (リーフレット)		Aグループ約30か所	Bグループ約30か所	Cグループ約40か所
効果測定調査		全て約100か所	全て約100か所	全て約100か所

- (注) 1 関東森林管理局の提出資料に基づき当局が作成した。  
 2 「情報発信事業(ウェブサイト)」については、Aグループ約30か所のうち約5か所の整備を平成28年度中に開始

図表 2-(1)-8 関東地方における7か所の「美しい森」のグループ割り

グループ	「美しい森」の名称	所在市町村	森林管理署
A	奥久慈自然休養林	茨城県(常陸太田市、常陸大宮市、大子町)	茨城
	野反自然休養林	群馬県(中之条町)	吾妻
	高尾山自然休養林	東京都(八王子市)	東京神奈川
B	丹沢自然休養林	神奈川県(秦野市、山北町)	東京神奈川
C	小田代・湯ノ湖自然観察教育林	栃木県(日光市)	吾妻
	武尊自然休養林	群馬県(みなかみ町、片品村、川場村)	利根沼田
	芦ノ湖風景林	神奈川県(箱根町)	東京神奈川

- (注) 1 当局の調査結果による。  
 2 武尊自然休養林(Cグループ)については、情報発信事業のみ、平成30年度に実施予定

図表 2-(1)-9 関東地方における環境整備事業の実施状況

レクリエーションの森の名称等 (管轄森林管理署)		平成 29 年度	平成 30 年度
A グループ	奥久慈自然休養林 (茨城)	<p>○ 標識 (12 基) の作成・設置 事業費 : 2,246,400 円 12 基の標識 (誘導標識 9 基、案内標識 3 基) を作成し、奥久慈男体山ハイキングコースの山頂や主な登山道の分岐点に設置した。</p> 	<p>○ 標識の作成・設置〔予定〕 前年度に引き続き、奥久慈男体山の登山道分岐点に複数の案内標識を作成し設置する方針 (設置箇所・内容・時期・事業費は未定)</p>
	野反自然休養林 (吾妻)	<p>○ 木道 (梯子階段) の整備 事業費 : 2,689,200 円 野反湖南側駐車場から湖畔遊歩道に下る階段が老朽化し使いづらかったため、木製ステップの梯子形階段 (88 段) にリニューアルした。</p>  <p>○ 多言語看板 (2 枚) の作成 事業費 : 1,771,200 円 日本語と英語で、地形・歴史・気候等の特徴を紹介する内容の看板を 2 枚作成した。</p>	<p>○ 多言語看板 (2 枚) の設置 事業費 : 362,880 円 平成 29 年度に作成した 2 枚の看板を、野反湖の南側にある第一駐車場付近 (東側と西側の 2 か所) に設置した。</p> 
	高尾山自然休養林 (東京神奈川)	<p>○ デジタルコード付き多言語看板 (4 枚) の設置 事業費 : 3,094,416 円 日本語と英語で、生き物、歴史、文化等を紹介する内容の看板を 4 枚作成し、設置した。 その際、スマートフォンをかざせば 5 か国語 (日本語、英語、中国語 (繁体字及び簡体字)、韓国語) の情報を文字及び音声で視聴できるデジタルコード (2 枚 1 セット) を 4 セット作成し、貼り付けた。</p> 	<p>○ 修景伐採〔予定〕 霞台 (リフト駅付近) からの展望が良くなるよう、ブナの木を 10 本程度伐採する予定。なお、枝のみ伐採し根元は残す方針 (当該ブナの木は、展望台から直接葉を触ることができることとして自然愛好家から人気が高いため)。 工事時期は閑散期に当たる平成 31 年 2 月頃を予定しており、事業費は未定である。</p>
B グループ	丹沢自然休養林 (東京神奈川)	—	<p>○ 多言語看板 (1 枚) の設置〔予定〕 林道「二股小丸線」入口付近の林班 (約 15 ha) に、良質なスギ・ヒノキであることを紹介する内容の多言語看板を設置予定 (工事時期・事業費は未定)</p>

(注) 1 当局の調査結果による。

2 「平成 30 年度」欄は、平成 30 年 10 月現在の状況である。



**図表 2-(1)-10 実施要領に反し、標識が多言語表記になっていないもの**

茨城森林管理署が平成 29 年度、観光資源創出事業により奥久慈男体山（奥久慈自然休養林内）に設置した 12 基の標識（事業費約 225 万円。誘導標識 9 基、案内標識 3 基）は、いずれも実施要領に反し、日本語表記のみとなっている。

※ 観光資源創出事業は政府のインバウンド政策の一つとして開始されたものである。実施要領で、標識設置の際は「インバウンド需要に対応するため多言語表記（日本語及び英語は必須で中国語等を加えることも可）とする」とされている。



(注) 1 当局の調査結果による。

2 事例の詳細については、別冊「現地事例集」奥久慈 - 1 を参照

**図表 2-(1)-11 事業の効果を十分発揮できない状況にあるもの**

東京神奈川森林管理署が平成 29 年度、観光資源創出事業により高尾山自然休養林内に設置した多言語看板 4 枚（事業費約 309 万円）のうち 1 枚は、斜面上に設置されているため、看板に貼付されたデジタルコードを利用するためには足下が不安定な斜面をよじ登らなければならない。

※ 多言語看板には、現地の歴史や文化等を紹介する案内文（日本語・英語表記）が表示されているが、東京神奈川森林管理署では、より多様なインバウンド需要やバリアフリーにも対応できるよう、看板にデジタルコードを貼付し、中国語（繁体字及び簡体字）・韓国語を加えた 5 か国語で上記案内文の情報をスマートフォンで視聴できるよう措置している。



(注) 1 当局の調査結果による。

2 事例の詳細については、別冊「現地事例集」高尾山 - 1 を参照

## (2) 美しい森の維持管理

調 査 結 果	説明図表番号
<p><b>【制度の概要】</b></p> <p>(レクリエーションの森の施設の整備)</p> <p>レクリエーションの森に設置される施設について、リフレッシュ対策要領では、「優れた自然の中でゆとりと満足を体験・享受できる場を提供するため、自然環境の保全との調和に配慮しつつ、維持管理方法やコスト負担を勘案した上で、想定される利用形態や利用者層に応じた適切な種類・規模の施設の整備を行うものとする」(第3(1))とされており、これに基づき、林内には遊歩道、木道、休憩施設、トイレ等の施設が整備されている。</p> <p>また、これらの施設について、森林管理局長が設置しているもののほか、「国有林野の貸付け等の取扱いについて」(昭和54年3月15日付け54林野管第96号林野庁長官通達)に基づき、地方公共団体や民間事業者等が、森林管理署等と国有林野の貸付契約又は使用契約を締結し、若しくは国有財産法(昭和23年法律第73号)第18条第6項の規定に基づく使用許可を得て設置しているものがある。</p> <p>なお、レクリエーションの森に設置された施設について、方針書作成要領及び作成要領取扱通達に基づき、ベンチ、テーブル、標識類等の軽微な施設を除き、原則としてレクリエーションの森ごとに作成する管理経営方針書の別表に、「施設の現状及び整備計画」として記載することとされている(方針書作成要領第2の4(6)及び別表、別紙様式の脚注8、作成要領取扱通達3)。</p> <p>(レクリエーションの森の施設の維持管理)</p> <p>レクリエーションの森に整備された施設の維持管理について、リフレッシュ対策要領では、森林管理局長は、「施設管理者等による施設の点検・維持管理を行い、その結果を整理し保管すること」(第4(2))とされている。</p> <p>具体的には、同要領の別添3「「レクリエーションの森」における安全対策指針」(以下「安全対策指針」という。)において、「森林管理署等及び地域関係者は、連携又は役割分担をして、地域の実情に応じて施設の点検をするもの」とされており(第2の1本文)、点検の時期について、①利用者が増加し始める時期の前(第2の1(2)ア)、②豪雨・台風等による被害が予想されるとき(同イ)、③利用者等から施設の異常に関する情報提供があったとき(同ウ)等とし、目視等による点検を行い、その結果を同指針の別紙1「施設等点検表」及び別紙2「施設等点検表別表」に記録することとされている(第2の1(4))。また、林道、遊歩道など施設の点検(第2の1(5)ア)、利用者等に対し被害を及ぼすおそれのある枯損木及び枯枝等の点検(同イ)や、落石、崩壊等の発生地及びそのおそれのある箇所(同ウ)も行うこととされている。</p> <p>林野庁は、これまで、管理経営事務連絡において、各森林管理局計画保全部長に対し、管理経営方針書の別表「施設の現状及び整備計画」が現況に即していない場合は、平成26年度末まで(降雪期を迎える等のため現地確認ができない等正当な理由がある箇所については平成27年度末まで)に現地と一致させるよう指示している。</p>	<p>図表 2-(2)-1</p> <p>図表 2-(2)-2 図表 1-(3)-3 (再掲) 図表 2-(2)-3</p> <p>図表 2-(2)-4</p> <p>図表 2-(2)-5</p>



<p>また、地方公共団体や民間事業者等が、国有林の貸付け又は使用許可等を受けて施設を設置する場合には、契約書や使用許可書において、①常に善良な管理者としての注意をもって貸付物件や使用許可物件の維持保全に努めるものとする旨（維持保全義務）、②貸付物件や使用許可物件等を第三者の利用に供する場合には、その利用者の安全確保のため、貸付物件又はその周辺の国有林野において、注意標識の設置、立入規制及び危険木の処理等、必要な措置を講じなければならない旨（安全確保義務）などが定められている。</p> <p><b>【調査結果】</b></p>	<p>図表 2-(2)-6</p>
<p>今回、調査対象5森林管理署が所管する美しの森7か所について、平成27年4月～30年6月の間における施設等の点検の実施状況を調査した結果、点検を実施しているのは2か所（武尊自然休養林、野反自然休養林）にとどまり、それ以外の5か所では行われていなかった。</p> <p>野反自然休養林について、少なくとも年1回、歩道等の安全確認、案内標識等の現況調査を目的として点検を行っているほか、台風による豪雨の後にも、歩道等に被害がないか確認を行っている。これに対し、武尊自然休養林について、林内の一部である「奥利根水源の森」に指定された地域で、積雪による看板の倒壊等の被害を避けるために脱着作業を行う際に併せて、現地の状況の確認を行うのみである。</p> <p>ただし、武尊及び野反の両自然休養林とも、安全対策指針に沿った、別紙1「施設等点検表」の記録及び保存を行っていない。</p> <p>このような状況を踏まえ、関東地方のレクリエーションの森のうち、5森林管理署が管理する美しの森7か所のうち、丹沢自然休養林を除く6か所について、当局が現地に出向き実地に調査を行った結果、次のとおり、改善を要するものが20事例みられた。</p>	<p>図表 2-(2)-7</p>
<p>ア 安全確保の観点から改善を要するもの（9事例）</p> <p>① 歩道に倒木や倒れかかった木がある、雑草が繁茂しているなどにより、危険な状態になっているものや、通行に支障が生じているもの（武尊自然休養林1事例&lt;措置済み&gt;、野反自然休養林1事例、芦ノ湖風景林1事例&lt;措置済み&gt;、計3事例）</p> <p>② 標識類が倒壊しており道迷いが発生するおそれがある、林内に設置されたあずまや等の施設が老朽化により倒壊するおそれがあるなど、利用者に危険を及ぼすおそれのあるもの等（武尊自然休養林2事例、野反自然休養林1事例、芦ノ湖風景林1事例&lt;措置済み&gt;、計4事例）</p> <p>③ 林内の歩道や休憩所等に吸い殻入れが設置されているが、受け口が破損し紙くずが詰め込まれているなど、山火事の原因となりかねないもの（奥久慈自然休養林2事例、武尊自然休養林1事例&lt;措置済み&gt;、計2事例）</p>	<p>図表 2-(2)-8</p>
<p>イ 利便確保の観点から改善を要するもの（2事例）</p> <p>あずまやに設置されたベンチが破損し使用が困難な状態になっている、流出した土砂と雑草の繁茂により駐車場の駐車可能台数が減っており駐車が困難となって</p>	<p>図表 2-(2)-9</p>

<p>いるもの（奥久慈自然休養林1事例、野反自然休養林1事例&lt;措置済み&gt;、計2事例）</p>	
<p>ウ バリアフリー機能の確保の観点から改善を要するもの（1事例）</p> <p>バリアフリー化を図り、車いす利用者等も利用できるよう配慮して設置された歩道に雑草が繁茂し、車いすが進入できない状態になっているもの（武尊自然休養林1事例&lt;措置済み&gt;）</p>	<p>図表 2-(2)-10</p>
<p>エ レクリエーションの森の質的向上の観点から改善を要するもの（2事例）</p> <p>① 美しの森のウェブサイトにおいて展望台として紹介されているにもかかわらず、雑草等の繁茂により展望が望めないもの（奥久慈自然休養林1事例）</p> <p>② 歩道沿いに不法投棄とみられる古タイヤやプラスチック製の収納用具等が投棄されているもの（芦ノ湖風景林1事例&lt;措置済み&gt;）</p>	<p>図表 2-(2)-11</p>
<p>オ レクリエーションの森の適切な管理の観点から改善を要するもの（6事例）</p> <p>① 林内に設置されている施設の一部が管理経営方針書に記載されていない、又は記載されているが現況と異なっているもの（奥久慈自然休養林1事例、武尊自然休養林2事例、高尾山自然休養林1事例、計4事例）</p> <p>② 地方公共団体が設置した歩道が老朽化により長期間にわたり使用できない状態になっているなど、敷地の返還及び原状回復を含め、今後の対応を検討する必要があると考えられるもの（奥久慈自然休養林、武尊自然休養林各1事例、計2事例）</p>	<p>図表 2-(2)-12</p>
<p>吾妻森林管理署は、野反自然休養林に設置された案内標識について、平成 29 年度に一斉点検を実施している。点検結果について、現地写真を添付するとともに、「設置状況」欄には端的なコメントも付記し分かりやすく取りまとめ、平成 30 年 5 月に開催された野反自然休養林保護管理運営協議会総会で配布し、参加機関（地方公共団体等）に対して、標識類の適切な管理を呼び掛けている。</p> <p>案内標識に不備があると、利用者が迷って、遭難にもつながりかねない。基本的で重要と考えられることから、他の森林管理署においても、吾妻森林管理署の取組を参考に、レクリエーションの森の管理運営協議会等の場も活用するなど、施設等の設置者や管理者に対して、適切な管理を促していくことが有効と考えられる。</p> <p>訪日外国人旅行者を含めた農山漁村への旅行者の大幅拡大に向けて、重要な観光資源の一コンテンツとして、その活用を推進するため美しの森が選定されたことを踏まえ、これら旅行者が安心して現地を訪れ、リピーターの増加にも結び付けられるよう、地元市町村等の協力を得ながら、その維持管理を適切に行うことが重要と考える。</p> <p><b>【所見】</b></p> <p>したがって、関東森林管理局は、レクリエーションの森に設置されている施設等の維持管理を適切に実施し、利用者の安全確保等を図る観点から、管内の森林管理署等に対して、次の措置を講じる必要がある。</p> <p>① 自ら管理するものについて、次の措置を講じるよう指導すること。</p> <p>i) 安全対策指針に基づき、施設等の点検を実施し、その結果の記録及び保存を的</p>	<p>図表 2-(2)-13</p>

<p>確に行うこと。</p> <p>ii) 利用者に危険な箇所や通行に大きな支障が生じている箇所等について、安全対策指針に基づき、修繕、更新、廃止・撤去、利用禁止措置など必要な対策を講じること。</p> <p>iii) 管理経営方針書の別表「施設の現状及び整備計画」に記載されていない施設や現況に即していないものについて、方針書作成要領等に基づき、「施設の現状及び整備計画」に正確に記載すること。また、関係市町村と、敷地の返還及び原状回復を含め、適切に対応を協議すること。</p> <p>② 地方公共団体等が管理する施設等について、管理運営協議会等の場を活用し、①の点検結果や安全対策の実例も示すなどして、適切な維持管理に結び付く協力を要請するよう、指導すること。</p>	
--	--

図表 2-(2)-1 リフレッシュ対策要領 (抜粋)

<p>第3 施設の整備、森林の景観対策及びソフト対策</p> <p><u>森林管理局長は、「レクリエーションの森」の利用形態が、安全で快適な活動を求めるものから、極力施設等を活用しないありのままの自然を体験する活動を求めるものまで多種多様であることを念頭に、地域関係者の協力を得て、施設の整備、森林の景観対策及びソフト対策を行うものとする。</u></p> <p>1 施設の整備</p> <p><u>優れた自然の中でゆとりと満足を体験・享受できる場を提供するため、自然環境の保全との調和に配慮しつつ、維持管理方法やコスト負担を勘案した上で、想定される利用形態や利用者層に応じた適切な種類・規模の施設の整備を行うものとする。</u></p> <p>なお、「レクリエーションの森」内に施設の整備を計画しようとするときは、「レクリエーションの森の管理経営について」(昭和48年9月26日付け48林野管第173号林野庁長官通達)等既存通達の関連規定のほか、別添2「「レクリエーションの森」内の施設の配置及び整備技術指針」に基づき、具体的な取扱いを検討した上で、取組を進めていくものとする。</p> <p>2 森林の景観対策</p> <p>優れた森林景観を創出するため、特に見晴らしの良好な眺望ポイント(視点)の設定及び眺望エリア(視点場)の整備、「動線」として視対象である主要道沿線の森林の景観整備及び環境美化、「面」としての視対象に含まれる森林の景観整備等の森林景観対策を進めていくものとする。</p> <p>3 ソフト対策</p> <p><u>ソフト重視で優れた自然の中で多様な体験を行いたいとする利用者の満足度を高めるため、地域特性を活かした活動プログラムの提供、多様なツールを用いた情報発信、地域の歴史・文化と結びつけたストーリー性のある施設の活用等について、創意工夫を凝らした魅力あるソフト対策を推進するものとする。</u></p> <p>(以下略)</p> <p>第4 安全対策</p> <p><u>森林管理局長は、利用者の多種多様な体験活動を念頭に置き、次の事項に留意して優れた森林空間内で利用者が安全で安心して活動するための安全管理に関する措置を地域関係者と協働して進めていくものとする。</u></p> <p>なお、別添3「「レクリエーションの森」における安全対策指針」に細部の取扱いを定めたので、これを参考に具体的な取扱いを検討し、取組を進めていくものとする。</p> <p>(1) <u>利用者の体力や能力等を念頭に置いて、危険等を認識させるためのきめ細かな情報提供を行うこと。</u></p> <p>(2) <u>施設管理者等による施設の点検・維持管理を行い、その結果を整理し保管すること。</u></p> <p>(3) 緊急時対応に係る連絡体制・サポート体制の整備等の事故処理措置を行うこと。</p> <p>(4) 関係者に対する傷害保険及び賠償責任保険への加入促進の誘導に努めること。</p>
--

(注) 下線は当局が付した。

図表 2-(2)-2 方針書作成要領 (抜粋)

<p>4 作成又は変更上の留意事項</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) レクリエーションの用に供する施設は、<u>別表に定める軽微な施設を除き、レクリエーションの森の区域以外に設置しないものとする。</u></p> <p>(7)、(8) (略)</p> <p>別表 (第2の4の(6)関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設の種類</th> <th>施設の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>簡易な建物</td> <td>組立式仮設建物</td> </tr> <tr> <td>簡易な工作物</td> <td>遊歩道、あずまや、展望所</td> </tr> </tbody> </table>	施設の種類	施設の内容	簡易な建物	組立式仮設建物	簡易な工作物	遊歩道、あずまや、展望所
施設の種類	施設の内容					
簡易な建物	組立式仮設建物					
簡易な工作物	遊歩道、あずまや、展望所					

光熱、給排水 通信施設	野外スポーツ用の夜間照明施設又は面積 100 平方メートル以上の浄化槽を除き全部
その他の 小規模施設	標識類、柵類、ベンチ・テーブル等の小型園地施設、鳥類保護施設、小規模防災施設

(注) 下線は当局が付した。

### 図表 2-(2)-3 作成要領取扱通達 (抜粋)

<p>3 作成要領第 2 の 4 の(6)の別表の取扱いについて</p> <p>(1) 「簡易な建物、工作物」とは、コンクリートを用いる等の堅固な基礎を要しない程度のもとする。</p> <p>(2) 簡易な建物、工作物で他の施設から独立して設置するものについては、利用計画図に記載するものとする。</p> <p>(3) <u>本表に掲げる施設 (簡易な工作物を除く。)</u> については、<u>管理経営方針書に掲示しないことができるものとする。</u></p>
---

(注) 下線は当局が付した。

### 図表 2-(2)-4 安全対策指針 (抜粋)

<p>第 2 事故防止措置</p> <p>1 施設等点検の実施</p> <p><u>森林管理署等及び地域関係者は、連携又は役割分担をして、地域の実情に応じて、次により施設の状況を点検するものとする。</u></p> <p>(1) 点検の実施者</p> <p>点検に当たっては、次の者が連携又は役割分担をして、点検するものとする。</p> <p>ア 森林管理署等、地元自治体、それ以外の施設設置・管理者及び施設を設置・管理している民間事業者等</p> <p>イ 協議会が設置されている場合には、協議会構成員及び森林管理署等</p> <p>(2) 点検の時期</p> <p><u>点検は、次の事項に留意して行うものとする。</u></p> <p>ア <u>当該「レクリエーションの森」の利用者が増加し始める時期の前。</u></p> <p>イ <u>豪雨・台風等により施設等の被害などが予想されるとき。</u></p> <p>ウ ア、イ以外で都度実施する場合として、利用者やサポーターから施設の異常に関する情報提供があったとき。</p> <p>(3) 点検の対象</p> <p>ア <u>林道、遊歩道、木道、休憩施設、トイレ、標識類等の施設</u></p> <p>イ <u>施設に隣接する森林内にあって、施設又は施設利用者に対し被害を及ぼすおそれのある枯損木及び枯枝等</u></p> <p>ウ <u>その他落石、崩壊等の発生地及びそのおそれのある箇所</u>の把握</p> <p>(4) 点検方法</p> <p><u>点検は、別紙 1「施設等点検表」及び別紙 2「施設等点検表別表」を活用し、目視等により行うこと。</u></p> <p>(5) 留意事項</p> <p>ア 上記(3)の点検対象のほか、クマ、ハチ等の動物との遭遇による事故を防止するための出現情報についても併せて把握に努めること。</p> <p>イ 枯損木、枯枝等危険木の判別のため、できる限り樹木医等専門知識を有する者の協力を得て技術修得機会の確保に努めること。</p>
--

(注) 下線は当局が付した。

図表 2-(2)-5 安全対策指針の「別紙 1」施設等点検表

施設等点検表 (記載例)						
〇〇 (「レクリエーションの森」名称)			点検日	平成 年 月 日		
			点検者氏名	〇〇 〇〇		
番号	施設名	場所	点検結果	点検結果・経過措置等	措置完了 月 日	施設等点検 記録別表への 記載
11	あずまや	〇〇林班 〇〇小班	○		年 月 日	
	〇〇歩道〇〇号線		△	一部決壊、進入禁止ロープ及び 看板で注意喚起	年 月 日	
3	〇〇トイレ		×	ドア窓ガラス破損、工務店へ修 理依頼	年 月 日	○
...	...	...	...	...	年 月 日	
					年 月 日	

(注) 1 点検結果記入欄：異常なし=○、経過観察・要小修繕=△、故障・不安全=×

2 番号は、施設管理所在位置等の確認を容易にするための措置として、施設に付されている施設番号に一致させる。  
ただし、遊歩道、枯損木等樹木については、おおよその位置関係を記すこととし番号は付さない。

(注) 安全対策指針から転載した。

図表 2-(2)-6 国有林野貸付契約書及び使用許可書により付された条件の例

<p>○ 「国有林野無償貸付契約書」の例 (貸付物件の維持保全義務)</p> <p>第 10 条 乙は、常に善良な管理者としての注意をもって貸付物件の維持保全に努めるものとし、やむを得ない事情により甲の承認を受けた場合を除き、次に掲げる行為を行ってはならない。</p> <p>(1) 貸付物件に設置した施設の全部又は一部を廃止し、若しくは改築又は増築すること。</p> <p>(2) 貸付物件の形質を変更 (指定された用途に供するために行う場合を除く。) すること。</p> <p>(3) ・ (4) (略)</p> <p>(安全確保義務)</p> <p>第 13 条 乙は、第 3 条に定める用途が貸付物件又はこれに設置する施設 (第 4 項において「貸付物件等」という。) を第三者の利用に供することを目的とする場合には、その利用者の安全確保のため、貸付物件又はその周辺の国有林野において、注意標識の設置、立入規制及び危険木の処理等、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 乙は、前項に定める措置を講ずるとき (第 10 条から第 12 条までの定めに基づき、甲の承認を受ける場合を除く。) は、甲の承認を受けなければならない。</p> <p>3 乙は、第 1 項に定める措置に要する費用をすべて負担しなければならない。</p> <p>4・5 (略)</p>
<p>○ 「国有林野使用許可書」の例 (使用許可物件の維持保全義務)</p> <p>第 13 条 事業者は、常に善良な管理者としての注意をもって使用許可物件の維持保全に努めるものとし、やむを得ない事情により森林管理署長の承認を受けた場合を除き、次に掲げる行為を行ってはならない。</p> <p>(1) 使用許可物件に設置した施設の全部又は一部を廃止し、若しくは改築又は増築すること。</p>

- (2) 使用許可物件の形質を変更（指定された用途に供するために行う場合を除く。）すること。  
 (3)・(4) (略)

(安全確保義務)

第 16 条 事業者は、第 2 条に定める用途が使用許可物件又はこれに設置する施設（第 4 項において「使用許可物件等」という。）を第三者の利用に供することを目的とする場合には、その利用者の安全確保のため、使用許可物件又はその周辺の国有林野において、注意標識の設置、立入規制及び危険木の処理等、必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、前項に定める措置を講ずるとき（第 13 条から第 15 条までの定めに基づき、森林管理署長の承認を受ける場合を除く。）は、森林管理署長の承認を受けなければならない。

3 事業者は、第 1 項に定める措置に要する費用をすべて負担しなければならない。

4・5 (略)

(注) 下線は当局が付した。

図表 2-(2)-7 美しの森における施設等の点検の実施状況

区分	武尊自然休養林 (利根沼田森林管理署)	野反自然休養林 (吾妻森林管理署)
平成 27 年度	5月	22日：高山植物等保護監視パトロール及びベンチ等施設の確認
	6月	1日：歩道等の安全確認 19日：高山植物等保護監視パトロール及びベンチ等施設の確認
	7月	17日：高山植物等保護監視パトロール及びベンチ等施設の確認
	8月	14日、28日：高山植物等保護監視パトロール及びベンチ等施設の確認
	9月	11日：高山植物等保護監視パトロール及びベンチ等施設の確認
	10月	9日：高山植物等保護監視パトロール及びベンチ等施設の確認
	11月	11日：積雪前看板（奥利根水源の森）の取り外しと状況等の確認
28 年度	5月	
	6月	2日：前年積雪前に外した看板（奥利根水源の森）の設置と状況等の確認 10日：高山植物等保護監視パトロール及びベンチ等施設の確認
	7月	8日：高山植物等保護監視パトロール及びベンチ等施設の確認
	8月	5日：高山植物等保護監視パトロール及びベンチ等施設の確認
	9月	2日、30日：高山植物等保護監視パトロール及びベンチ等施設の確認
	10月	14日：高山植物等保護監視パトロール及びベンチ等施設の確認
	11月	14日：積雪前看板（奥利根水源の森）の取り外しと状況等の確認 1日：看板及び歩道等の安全確認
29 年度	4月	21日：案内看板等の現況調査
	5月	15日、22日：休養林内歩道整備工事（階段等）現地確認（署員）
	6月	6日：休養林内歩道等整備箇所現地確認 9日、23日：高山植物等保護監視パトロール及びベンチ等施設の確認。

	7月		20日：休養林内歩道等整備箇所現地確認 21日：高山植物等保護監視パトロール及びベンチ等施設の確認
	8月		4日：高山植物等保護監視パトロール及びベンチ等施設の確認
	9月		1日：高山植物等保護監視パトロール及びベンチ等施設の確認 22日：休養林内歩道等整備箇所現地確認 29日：高山植物等保護監視パトロール及びベンチ等施設の確認
	10月	25日：奥利根水源の森について、利用方法について見直しを行うため現地調査を実施	2日：休養林内歩道整備工事（階段等）現地確認 13日：高山植物等保護監視パトロール及び階段等施設の確認 24日：台風5号豪雨(10/21)のため歩道等崩壊がないか点検
	11月	10日：積雪前看板（奥利根水源の森）の取り外しと状況等の確認	21日：休養林内歩道整備工事（階段等）現地立ち会い
	12月		1日：休養林内歩道整備工事（階段等）現地立ち会い
	1月		17日：休養林内歩道整備工事（階段等）現地立ち会い
30年度	4月		20日：休養林内案内版整備箇所現地確認
	5月	22日：奥利根水源の森について、みなかみ町と現地再調査を行い、同時に危険木等を確認	17日：休養林内案内版整備箇所現地確認
	6月		8日・22日：高山植物等保護監視パトロール及びベンチ等施設の確認 26日：休養林内案内版整備箇所現地確認

(注) 1 当局の調査結果による。

2 野反自然休養林について、八間山（標高1,934m）、弁天山（1,653m）、えび山（1,750m）等の火山群に囲まれて野反湖があり、群馬県管理の国道405号（和光原地区～野反湖）は冬期閉鎖（11月下旬～4月下旬）となり、民間商業施設等も、同様に閉鎖される。

武尊山（標高2,158m）について、閉鎖期間はないものの、12月上旬～4月下旬が積雪期とされている。

以上のことから、工事に伴う現地確認などの業務実績がない限り、4月～12月の掲載を省略した。

図表2-(2)-8 安全確保の観点から改善を要する事例

No.	類型	レクリエーションの森の名称	事例の概要	施設管理者	事例番号
1	①	武尊自然休養林	武尊自然休養林の一部地域は、森林の役割や重要性に対する理解を深めることなどを目的として「奥利根水源の森」に指定されているが、ここに設置された7つの歩道のうち、「ブナの森のみち」については、歩道入口に肩の高さほどまで笹が繁茂し、どこが入口かすぐに見分けがつかない上、内部にも笹が大量に繁茂し、通行が困難な状況となっている。 <b>〈措置済み〉</b>	国	武尊-3
2		野反自然休養林	野反湖の西側に位置する高沢山及び三壁山を結ぶ歩道は、群馬県が整備し、平成30年8月に開通した「ぐんま県稜線トレイル」のルートにも指定されているが、複数の倒木が横たわっており、一部には下をくぐったり、またがないと通行できない上、倒れかかって突然落下するおそれのある樹木もあるなど、危険な状態となっている。	中之条町	野反-4
3		芦ノ湖風景林	芦ノ湖西岸歩道の複数の箇所、倒木や倒れかかった樹木があり、歩行の妨げとなっている上、突然落下してくるおそれもあり、危険な状態となっている。 <b>〈措置済み〉</b>	神奈川県	芦ノ湖-3



4	②	武尊自然休養林	武尊自然観察遊歩道（1周約9.9km）沿いに設置されている「あずまや」は、関東森林管理局のウェブサイトでは、「休憩所」として紹介されている。しかし、木造の建屋全体が老朽化し、支柱の一部に大きな亀裂が発生し傾いた状態となっており、トタン屋根の一部が落下するおそれもあるなど、利用には危険な状況となっている。また、建屋内部も、座面の一部が破損しており、休憩所としての機能を十分に発揮できていない。	片品村	武尊-4
5		武尊自然休養林	武尊自然観察遊歩道には、利用者の利便や安全確保等のため、掲示板や標識が設置されている。しかし、その一部については、①繁茂した植物にさえぎられて表示の一部が見えない、又は近づくことができない、②表示部分（腕木等）が地面に落下している、③倒壊し又は倒壊しかかっている、③位置が低く林床植生によって覆い隠されているなど、本来の機能を有効に発揮できない状態となっている。	片品村 ほか	武尊-8
6		野反自然休養林	八間山山頂付近の歩道脇にある木造の小屋が、老朽化して倒壊寸前となっており、内部には破損した柱やトタン屋根の一部が乱雑に積み重ねられ、錆びた釘が突き出ているなど、景観を損ねるだけでなく、通行に危険な状態となっている。この小屋は、気象庁が昭和40年代に雨量観測計を収納するために設置したが、用途廃止後、中之条町が避難小屋として使用するために敷地を借り受けたものである。 なお、同箇所では、平成26年に、雨量観測計で使用していた空気湿電池（バッテリー）が放置されていることが判明し、同年7月に気象庁によって撤去された。	中之条町	野反-2
7		芦ノ湖風景林	急斜面に設けられた狭い歩道の一部に、浸食で土砂の崩落がみられる箇所があり、歩道の縁を木材で補強した「土留め」工が行われているが、腐食が進んで木片が散乱しており、歩行すると断裂し転落するおそれもある危険な状態となっている。 <b>&lt;措置済み&gt;</b>	神奈川県	芦ノ湖-2
8	③	奥久慈自然休養林	奥久慈男体山及び竜神峡のハイキングコースに、歩道の利用者向けとみられる吸い殻入れが9か所（遊歩道の分岐点、展望所、休憩所等）に設置されているが、これらの中には、①周囲に雑草が繁茂し、下には枯れ草もあり、たばこの火が燃え広がるおそれのあるもの、②吸い殻の受け口が破損し、大きく口が開いた状態となっており、紙ゴミが詰め込まれ、消しかけのたばこ等を入れると出火のおそれがあるものがみられた。	国	奥久慈-3
9		武尊自然休養林	武尊自然休養林内の「奥利根水源の森」に設置された7つの歩道のうち、「森林浴のみち」には、2か所に円筒状の吸い殻入れが設置されており、このうち1本は、吸い殻の受け口がなく中に枯葉が堆積しており、吸い殻を入れると、周囲の枯れ草に延焼して山火事につながりかねない。また、他の1本は、支柱が朽ちて倒壊してきた案内表示板に押し倒され、使用できない状態となっている。 なお、奥利根水源の森には、利根沼田森林管理署が利用者に協力や注意を呼び掛ける看板を設置しており、「タバコを吸われる方は、山火事防止のため携帯灰皿を利用しましょう」と明記されている。 <b>&lt;措置済み&gt;</b>	国	武尊-5

(注) 1 当局の調査結果による。

2 事例番号は別冊「現地事例集」の事例番号を表す。以下の図表においても同様とする。

【現地状況（主な事例）】



(注) 「No.」は、上記の表に掲載の事例に対応している (No. 3、7、9 の写真は掲載を省略。事例集を参照)。

図表 2-(2)-9 利便確保の観点から改善を要する事例

No.	レクリエーションの森の名称	事例の概要	施設管理者	事例番号
1	奥久慈自然休養林	男体山の山頂付近にあずまやが設けられ、木製のテーブルとベンチ 2 脚が設置されているが、このうちベンチ 1 脚は、土台部分（丸太状）が横倒しになり、その上に着席部分（ベンチ本体）が載せられており、非常に不安定である上、本来の位置や高さ異なることから、ベンチに着席するとテーブルの位置が高すぎて使用しづらい状態となっている。	大子町	奥久慈-4
2	野反自然休養林	池の峠駐車場には、10 台分の駐車スペースを示す白線が引かれているが、向かって右はじの 1 台分について、山から流出した土砂と雑草の繁茂により、駐車が困難な状況となっている（実質、9 台しか駐車できない）。 なお、平成 30 年 4～5 月に林野庁本庁が「観光資源創出事業」により整備したウェブサイトと作成したパンフレットとも、6 か所の駐車場ごとに、それぞれの駐車可能台数が明記されており、「池の峠駐車場」の駐車台数は「10 台」となっている。 <b>〈措置済み〉</b>	国	野反-3

(注) 当局の調査結果による。

【現地の状況（主な事例）】



(注) 「No.」は、上記の表に掲載の事例に対応している。

図表 2-(2)-10 バリアフリー機能の確保の観点から改善を要する事例

No.	レクリエーションの森の名称	事例の概要	施設管理者	事例番号
1	武尊自然休養林	<p>武尊自然休養林内の「奥利根水源の森」に設定されている7系統の遊歩道の中に、バリアフリー仕様の「ほほえみのみち」（ウッドチップ舗装、延長295.8m）があり、利根沼田森林管理署及びみなかみ町（観光協会）のウェブサイトや、現地に設置された案内板には、「車イスの方にも森林浴を楽しんでいただけるバリアフリーの遊歩道」や「車椅子でも大丈夫な、バリアフリーの道」と記載されている。</p> <p>しかし、笹が繁茂して道幅が非常に狭くなっている箇所や、平成29年秋の台風による倒木（膝の高さほど）が複数横たわったままの箇所もみられ、車椅子での通行が困難な状況にあった。</p> <p>＜措置済み＞</p>	国	武尊-2

(注) 当局の調査結果による。

【現地の状況】



(注) 「No.」は、上記の表に掲載の事例に対応している。

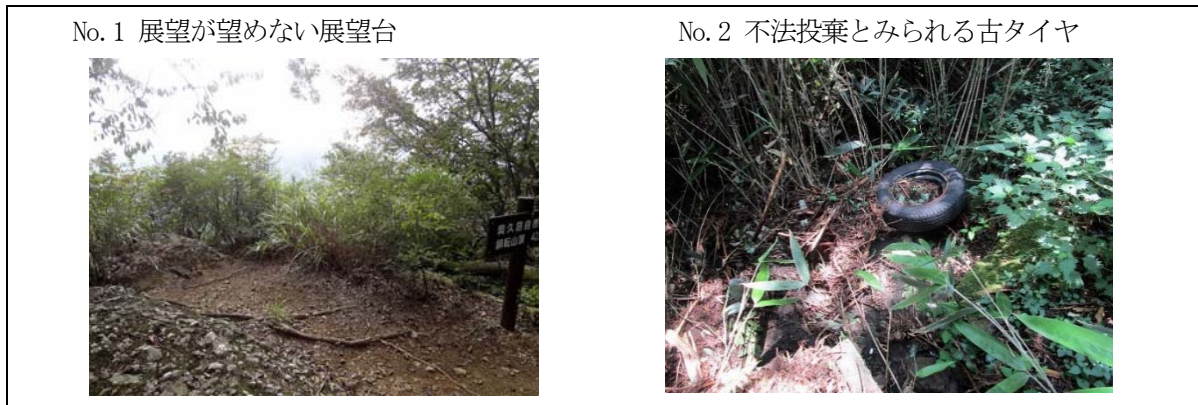


図表 2-(2)-11 レクリエーションの森の質的向上の観点から改善を要する事例

No.	レクリエーションの森の名称	事例の概要	施設管理者	事例番号
1	奥久慈自然休養林	「月居山ハイキング・登山コース」上にある、鍋転山の山頂（標高422.7m）に設置された第1展望台は、「観光資源創出事業」により、平成30年度に林野庁本庁が整備したウェブサイトや作成したリーフレットでも紹介されている。 同展望台は、奥久慈の山々が見渡せるビューポイントとなる位置にあるが、周囲に草や樹木の枝が繁茂して視界がさえぎられ、景色が見えない状況となっている。	太子町	奥久慈-2
2	芦ノ湖風景林	芦ノ湖西岸歩道の脇に、不法投棄とみられる古タイヤや分解されたプラスチック製の収納用具が放置されている。散策時に目につき、周辺の景観を損なっている。 <b>&lt;措置済み&gt;</b>	国	芦ノ湖-1

(注) 当局の調査結果による。

【現地の状況（主な事例）】



(注) 「No.」は、上記の表に掲載の事例に対応している。

図表 2-(2)-12 レクリエーションの森の適切な管理の観点から改善を要する事例

No.	類型	レクリエーションの森の名称	事例の概要	施設管理者	事例番号
1	①	奥久慈自然休養林	竜神川右岸に整備されている金属製の歩道について、管理経営方針書の別表「施設の現状」に記載がない。 この歩道は、亀ヶ淵付近の入口に、「路側及び橋梁の一部が破損しており、危険なので通行を禁止する」旨、同市の立て看板で周知され、入口にもロープが張られており、利用できない状態となっている。 茨城森林管理署が常陸太田市から聴取した結果によれば、老朽化により少なくとも15年以上前から通行止めになっているが、正確な時期は不明としている。	常陸太田市	奥久慈-6
2		武尊自然休養林	(図表 2-(2)-8 のNo. 4 と同事例。「あずまや」は、木造の建屋全体が老朽化し、支柱の一部に大きな亀裂が発生し傾いた状態など、利用には危険な状況にある上、管理経営方針書の別表「施設の現状」に記載されていない。)	片品村 (再掲)	武尊-4 (再掲)

3	武尊自然休養林	<p>武尊自然観察遊歩道及び東俣駐車場に隣接して設置されている「レストハウス」について、管理経営方針書の別表「施設の現状」に記載がない。</p> <p>同レストハウスは、平成8年に片品村が建設したものの、利用者が減少したことなどから、現在は建物の入口が封鎖され、使用できない状態となっている。</p> <p>また、利根沼田森林管理署の貸付契約書では、同村が「駐車場用地」として借り受けている敷地上に建物（レストハウス）が設置されているが、同契約書には建物の記載がない。</p>	片品村	武尊-6
4	高尾山自然休養林	<p>もみじ台に設置されたトイレについて、管理経営方針書の別表「施設の現状」に記載がない。また、一丁平園地にはあずまやが2棟設置されているが、同方針書には「展望台」（平成21年度設置）とされ、棟数の記載がない。</p>	東京都	高尾山-7
5	② 奥久慈自然休養林	<p>（上記No.1と同事例。竜神川右岸に整備されている金属製の歩道。老朽化により少なくとも15年以上前から通行止め）</p>	常陸太田市 （再掲）	奥久慈-6 （再掲）
6	武尊自然休養林	<p>（上記No.3と同事例。レストハウスは、平成8年に片品村が建設したものの、利用者が減少したことなどから、現在は建物の入口が封鎖され、使用できない状態）</p>	片品村 （再掲）	武尊-6 （再掲）

（注） 当局の調査結果による。

### 【現地の状況（主な事例）】

<p>No. 1 管理経営方針書に記載がない歩道</p> 	<p>No. 3 管理経営方針書に記載がないレストハウス</p> 
<p>No. 4 管理経営方針書に記載がないトイレ、あずまや</p> 	

（注） 「No.」は、上記の表に掲載の事例に対応している。

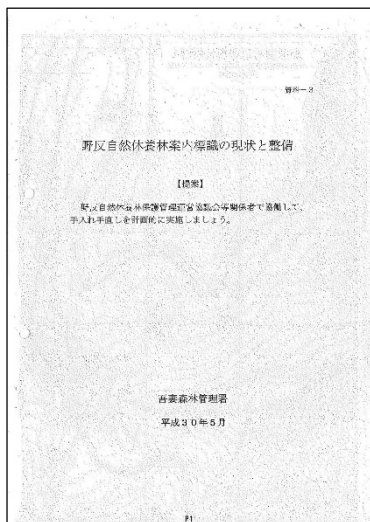


図表 2-(2)-13 野反自然休養林案内標識の現状と整備（吾妻森林管理署作成）

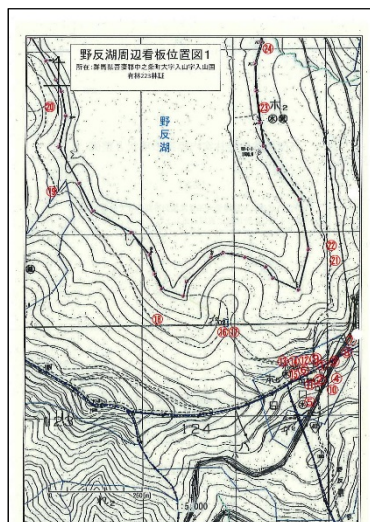
吾妻森林管理署は、野反自然休養林に設置された案内標識について、平成 29 年度に一斉点検を実施している。点検結果について、現地写真も添付して分かりやすく取りまとめ、平成 30 年 5 月に開催された野反自然休養林保護管理運営協議会総会で配布し、参加機関（地方公共団体等）に対して、標識類の適切な管理を呼び掛けている。

配布資料の表紙には、「【提案】 野反自然休養林保護管理運営協議会等関係者で協働して、手入れ手直しを計画的に実施しましょう」と明記し、①2～5 ページには、野反自然休養林の地図に、標識の設置箇所を表示した「位置図」、②6 ページ以降、各箇所の標識を含む現地写真とともに、i) 種類、ii) 設置者、iii) 設置箇所、iv) 記載情報、v) 設置状況（簡潔なコメント付き）も掲載されており、端的で分かりやすい。

なお、同資料について、吾妻森林管理署は、「個別の標識について設置者に対し直ちに修復等を求めるものでなく、案内標識の維持管理を適切に行うよう呼び掛けるものである」としている。



表紙



位置図(p. 2～6)

	看板種類	案内矢印
	設置者	不明
	設置箇所	位置図3④
	記載情報	・行き先 ・日本語のみ
	設置状況	良好
	看板種類	保安林
	設置者	吾妻森林管理署
	設置箇所	位置図3⑤
	記載情報	・保安林表示 ・制限行為 ・日本語のみ
	設置状況	やや不良(文字見にくい, 名称古い)
	看板種類	中之条町コース案内板
	設置者	中之条町
	設置箇所	位置図3⑥
	記載情報	・3カ国語(日本語・英語・中国語) ・コース距離(km)
	設置状況	不良(看板落ちている。)

P18

各標識の現状(p. 7～32)

(注) 当局の調査結果による。ただし、写真等について、吾妻森林管理署の会議資料から抜粋して転載した。

### (3) 美しい森に係る情報発信

調査結果	説明図表番号
<p><b>【制度の概要】</b></p> <p>(利用者の安全対策に関する情報提供)</p> <p>レクリエーションの森の利用者の安全対策に関する情報提供について、リフレッシュ対策要領では、森林管理局長は「利用者の体力や能力等を念頭に置いて、危険等を認識させるためのきめ細かな情報提供を行うこと」(第4(1))とされている。</p> <p>具体的には、安全対策指針において、森林管理局等は地域関係者(地元自治体等)と協力し、①利用施設外への立入に起因する危険に関する情報(第1の1(1))、②利用時期を踏まえた特異な気候や気象に関する情報(同1(4))、③危害を与えるおそれのある野生動植物に関する情報(同1(5))等を収集・把握し、「森林管理署等及び地域関係者は、連携又は分担をして、「レクリエーションの森」で体験活動を行おうとする利用者に対し、」提供するものとする(同2)とされ、情報の提供方法について、①現地における情報提供等(標識類による表示、チラシ等紙媒体の配布など、同2(1))、②事前の情報提供(森林管理局・森林管理署等のホームページ・広報誌等の活用、同2(2))などを参考に、「効果的な方法を選択するものとする」とされている(第1の2本文)。</p> <p>(利用者の利便性確保に関する情報提供)</p> <p>レクリエーションの森の利用者の利便性確保に関する情報提供について、リフレッシュ対策要領では、森林管理局長は、「利用者の満足度を高めるため」、「多様なツールを用いた情報発信」等について、「創意工夫を凝らした魅力あるソフト対策を推進するものとする」とされている(第3の3)。</p> <p>(美しい森における観光資源創出事業による情報提供)</p> <p>レクリエーションの森のうち、美しい森(全国93か所。関東地方は7か所)について、平成29年度から31年度までの3年間、林野庁本庁が観光資源創出事業の「情報発信事業」により、「国内外からのモデルレク森の利用者及びリピーターの増を図るためには、モデルレク森は利用者が快適かつ安全に、安心して利用できるものであること及びモデルレク森の魅力を積極的にPRすることが重要であることから、モデルレク森に関するきめ細かな情報を多言語のウェブサイト、リーフレット等を用いて発信する」(実施要領第3の2(1))ため、「名称」、「住所」、「アクセス」、「観光情報」、「現地案内図」等の情報提供を順次進めている。</p> <p>(注)「多言語情報発信」について、実施要領の参考2「ウェブサイト・リーフレット等の作成について」において、「使用言語は日本語及び英語を必須とし、その他必要に応じ、中国語(繁体字及び簡体字)を加えることもできるものとする」(1(5))とされている。</p>	<p>図表2-(2)-1 (再掲)</p> <p>図表2-(3)-1</p> <p>図表2-(2)-1 (再掲)</p> <p>図表2-(1)-4 (再掲)</p> <p>図表2-(1)-6 (再掲)</p>
<p><b>【調査結果】</b></p> <p>関東地方の美しい森7か所について、観光資源創出事業の「情報発信事業」の実施状況を調査した結果、平成30年10月現在、7か所のうち3か所(奥久慈自然休養</p>	<p>図表2-(3)-2 ～図表2-(3)-5</p>

<p>林、野反自然休養林及び高尾山自然休養林) において事業が実施され、いずれも平成30年4月から5月にかけて、「美しの森」専用のウェブサイト(以下「美しの森ウェブサイト」という。)が公開されるとともに、ほぼ同じ内容のリーフレットが作成されていた。</p> <p>(上記3か所の「美しの森」ウェブサイトのアドレス)</p> <p><a href="http://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokumin_mori/katuyo/reku/rekumori/okukuji.html">http://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokumin_mori/katuyo/reku/rekumori/okukuji.html</a>  <a href="http://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokumin_mori/katuyo/reku/rekumori/nozori.html">http://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokumin_mori/katuyo/reku/rekumori/nozori.html</a>  <a href="http://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokumin_mori/katuyo/reku/rekumori/takao.html">http://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokumin_mori/katuyo/reku/rekumori/takao.html</a></p> <p>一方、残る4か所(小田代・湯ノ湖自然観察教育林、武尊自然休養林、丹沢自然休養林、芦ノ湖風景林)では、「情報発信事業」はまだ実施されていないものの、それぞれ管轄する森林管理署がウェブサイト及びリーフレットの原稿案を作成し、平成30年3月に、関東森林管理局を経由して林野庁本庁に提出済みであった。</p> <p>これらの状況を踏まえ、今回、当局が関東地方における美しの森7か所のうち、丹沢自然休養林を除く6か所(奥久慈自然休養林、小田代・湯ノ湖自然観察教育林、武尊自然休養林、野反自然休養林、高尾山自然休養林及び芦ノ湖風景林)において、①利用者の安全確保に関する情報及び②利用者の利便性確保に関する情報について、それぞれの現地に向いて実地に調査し、またウェブサイトによる提供状況を調査した結果、次のとおり、リフレッシュ対策要領、安全対策指針及び実施要領に沿った情報提供となっていない状況が認められた。</p> <p>ア 利用者の安全確保に関する情報提供</p> <p>① 利用者に危害を与えるおそれのある野生動物に関する注意喚起情報が現地の掲示板及びウェブサイト(関東森林管理局、日光森林管理署)のいずれにおいても提供されていないもの(1か所1事例:小田代・湯ノ湖自然観察教育林) &lt;措置済み&gt;</p> <p>② 遊歩道の現地で立入禁止とされているにもかかわらず、その情報がウェブサイト(関東森林管理局、利根沼田森林管理署及び東京神奈川森林管理署)で提供されていないもの(2か所2事例:武尊自然休養林、芦ノ湖風景林(芦ノ湖風景林について、今後、「美しの森」ウェブサイトで公開予定))</p> <p>③ 途中で道が消失してしまい進行方向の案内もなく利用者が迷いやすい歩道や、橋がなく水中を歩行せざるを得ないなど山歩きの経験や適切な装備がなければ円滑かつ安全な歩行が困難な歩道について、注意喚起情報がウェブサイト(関東森林管理局、茨城森林管理署及び利根沼田森林管理署)で提供されていないもの(2か所2事例:奥久慈自然休養林、武尊自然休養林(武尊自然休養林について、今後、「美しの森」ウェブサイトで公開予定))</p> <p>④ 同じ経路に設置された2基の誘導標識で、1つ目に表示された地名が2つ目になく、利用者が混乱するおそれがあるもの(1か所1事例:高尾山自然休養林)</p> <p>イ 利用者の利便性確保に関する情報</p>	<p>図表2-(3)-6</p> <p>図表2-(3)-7</p> <p>図表2-(3)-8</p> <p>図表2-(3)-9</p>
--	---



<p>① 現地に設置された標識や案内板の表示内容が、事実と異なっていたり分かりづらくなっているもの（2か所4事例：野反自然休養林（1事例）、高尾山自然休養林（3事例））</p>	<p>図表 2-(3)-10</p>
<p>② 現地に設置されたトイレに、利用者の誤解を招くおそれのある表示がなされているもの（1か所1事例：高尾山自然休養林）</p>	<p>図表 2-(3)-11</p>
<p>このような状況となっているのは、関東森林管理局が、①ウェブサイトに掲載した安全対策や利便向上のための情報について、適時適切な内容の確認や更新を行っていないこと、②現地の掲示板について、国内外の利用者の立場から、内容の検討を十分行っていないことによる。</p>	
<p>「特に魅力的な自然景観を有する」モデル箇所として美しの森に選定されたレクリエーションの森においては、「山村地域における観光需要の拡大を図る」という観光資源創出事業の趣旨に鑑み、実施要領に沿って、「国内外からのモデルレク森の利用者及びリピーターの増」に結び付けられるよう、「利用者が快適かつ安全に、安心して利用できる」情報発信を行うことが適当と考える。</p>	
<p>また、それ以外のレクリエーションの森においても、利用者の「安全で快適な活動」を担保できるよう、リフレッシュ対策要領や安全対策指針に沿って、安全や利便に関する情報を適時適切に発信する必要がある。</p>	
<p><b>【所見】</b></p>	
<p>したがって、関東森林管理局は、美しの森を始めとするレクリエーションの森の利用者の安全性及び利便性の向上を推進する観点から、次の措置を講じる必要がある。</p>	
<p>① ウェブサイトで提供する情報について、次のとおり、措置すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 自らのウェブサイトにおいて、立入禁止、迷いやすい、登山靴等の装備を要するなど、利用に注意を要する情報を的確に提供すること。</li> <li>ii) 管内の森林管理署等に対し、i) に準じて対応するよう指導すること。</li> <li>iii) 「美しの森」ウェブサイトの情報（今後、公開予定のものを含む。）について、立入禁止、登山靴等の装備を要するなど、利用に注意を要する情報も追加するよう、林野庁本庁に申し出ること。</li> </ul> <p>② 現地で提供する情報について、次のとおり、安全対策指針に基づき措置するよう、管内の森林管理署等を指導すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 誘導標識や案内板等について、鮮明で、分かりやすく、正確な内容とすること。</li> <li>ii) 利用者に誤解を与えないよう、適切な表示等とすること。</li> </ul> <p>③ 地方公共団体等が管理する標識及び看板等について、管理運営協議会等の場を活用するなどにより、適切な表示になるよう協力を要請するよう、管内の森林管理署等を指導すること。</p>	

図表 2-(3)-1 安全対策指針（抜粋）

第1 安全対策に係る情報提供

1 危険等を認識させるための情報の収集・把握等

森林管理署、森林管理支署、森林管理事務所（以下「森林管理署等」という。）は、地元自治体、協議会等関係機関及び団体等（以下「地域関係者」という。）と協力して、次の事項を内容とする情報の収集・把握を行い、2の方法により情報提供を行うものとする。

- (1) 利用施設外への立入に起因する危険に関する情報
- (2) 年齢や体力等に応じた施設の利用に関する情報
- (3) 転落・滑落・落石等の危険に関する情報
- (4) 利用時期を踏まえた特異な気候や気象に関する情報
- (5) 危害を与えるおそれのある野生動植物に関する情報
- (6)～(8) (略)

2 情報の提供方法

森林管理署等及び地域関係者は、連携又は役割分担をして、「レクリエーションの森」で体験活動を行おうとする利用者に対し、上記1を内容とする情報を提供するものとする。

情報の提供に当たっては、次の(1)及び(2)を参考に効果的な方法を選択するものとする。

(1) 現地における情報提供等

- ア 標識類による表示・侵入防止ロープ等の設置
- イ チラシ等紙媒体の配布
- ウ、エ (略)

(2) 事前の情報提供

- ア 森林管理局・森林管理署等のホームページ・広報誌等の活用
- イ～エ (略)

(注) 下線は当局が付した。

図表 2-(3)-2 関東地方における観光資源創出事業による情報発信事業の実施状況

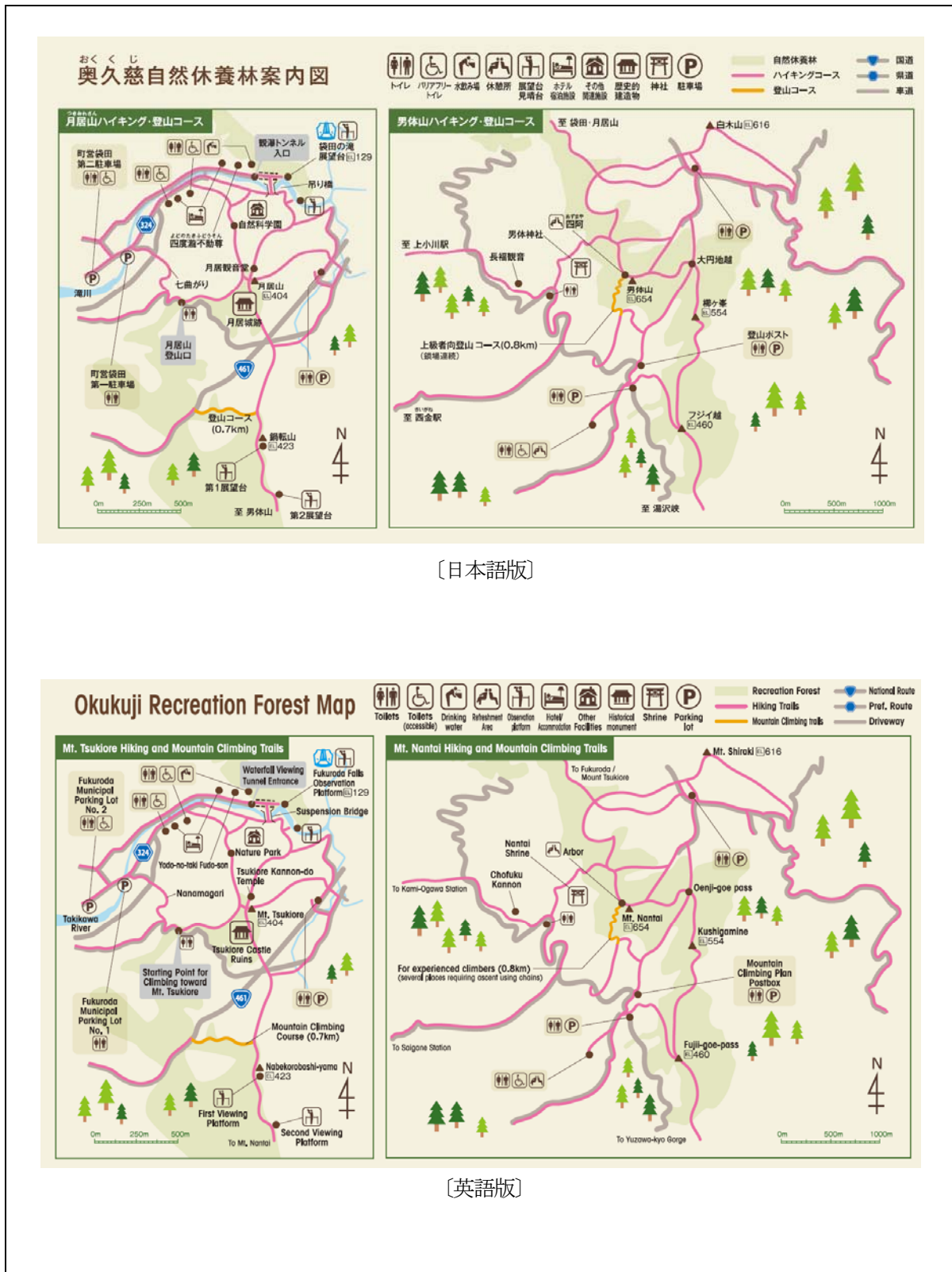
【関東地方の美しい森（7か所）のうち、平成30年10月現在事業が完了済みの3か所】

レクリエーションの森の名称等	奥久慈自然休養林 (茨城森林管理署)	野反自然休養林 (吾妻森林管理署)	高尾山自然休養林 (東京神奈川森林管理署)	
事業の実施時期、内容	ウェブ：平成30年5月に公開 リーフレット：平成30年4月、 本庁より10,000部（日本語版 8,000部、英語版2,000部）提供 (署は、県や市町村に配布)	ウェブ：平成30年5月に公開 リーフレット：平成30年4月、 本庁より9,800部（日本語版 7,900部、英語版1,900部）提供 (署は、道の駅やJR駅等に配備)	ウェブ：平成30年5月に公開 リーフレット：平成30年4月、 本庁より10,000部（日本語版 8,000部、英語版2,000部）提供 (署は、森林事務所や地元商店 会等に配備)	
ウェブサイトに 掲載する 主な 掲載 事項	キャッチコピー	日本三名瀑の袋田の滝と新緑・ 紅葉、奇岩・怪石の男体山	天空の水面にかがやく森と花園 ～野反湖～	登山者数世界一！首都の野外博 物館 ～多様な動植物と悠久の 歴史・文化～
	地理的・ 地形的 特徴	本地区は茨城県の北西に位置し、四方を阿武隈山地・八溝山地に囲まれた山間部となります。 中傾斜又は緩傾斜の丘陵状の地形ですが、一部に急峻な箇所もあります。	本自然休養林は、群馬・長野・新潟の3県の県境に位置し、2,000m級の山々に囲まれた山岳、森林、草原など自然景観を有し、中心に位置する野反湖（標高1,513m）を高山植物が可憐に彩り、抜けるような青空や燃えるような紅葉を湖面に映し出します。	高尾山は関東地方と中部地方にまたがる関東山地のうち、秩父山地の南東端に位置する山の一つです。 標高599m、都心の新宿から西へ約40kmの場所にあります。
	歴史的・ 文化的特 徴	【男体山地域】 奥久慈男体山の山頂にはかつて大石があり、その石を御神体として伊弉諾尊（いざなぎのみこと）を祀り、地域の人たちによって加護されていました。 【袋田・月居山地域】 袋田の滝は日本三名瀑に数えられ、別称「四度の滝」はその昔、西行法師が「四季に一度ずつ来てみなければ真の風趣は味わえない」と絶賛したことからとも伝えられています。	野反湖とその周辺は上信越高原国立公園内にあり、周囲の遊歩道は「遊歩道百選」、湖自体も「ダム湖百選」に選ばれています。 なお、野反湖は1956年に水力発電を目的とした、日本初のロックフィルダムによる人造湖です。	自然休養林のほぼ中央部に位置する高尾山薬王院は、古くから霊山として多くの信者を集めており、地域内には老木のスギ並木や滝を利用した修行地等もあり、寺院とともに東京都の文化財に指定されています。 高尾山は戦国時代に北条氏が治めていた時代からの禁伐政策が踏襲され、さらに積極的な植林がされるなど、森林保護の対象とされてきました。
	気候等と 植生・野 生生物	年間平均気温は12℃、北関東特有の冷涼な気候であり、寒暖差が大きい内陸性の気候です。 植生はスギ・ヒノキに加えて、ブナ、ミズナラ、シデ類、カエデ類等の広葉樹が豊かな森林です。	太平洋側気候と日本海側気候の間に位置し、降雨量・降雪量も多い冷涼な気候のため、シラネアオイ・レンゲツツジ・ノゾリキスゲ（ゼンテイカの当地名）・コマクサ・ヤナギランなど300種類を超える高山植物の宝庫です。	暖温帯系の照葉樹林帯と冷温帯系の落葉広葉樹林・中間温帯林の境界に位置するため植生が豊かです。タカオスミレ等1,600種以上の植物、ムササビ等25種以上の哺乳類、オオルリ等70種以上の鳥類、4,000～5,000種に及ぶ昆虫類が生息しています。

(注) 1 当局の調査結果及び林野庁のウェブサイト・リーフレットに基づき、当局が作成した。

2 残る4か所のうち、武尊自然休養林及び丹沢自然休養林は平成30年度、小田代・湯ノ湖自然観察教育林及び芦ノ湖風景林は31年度に、それぞれ事業を実施予定（それぞれの美しい森を管轄する森林管理署がウェブサイトの原稿案を作成し、29年度内に林野庁本庁に提出済み）

図表 2-(3)-3 情報発信事業で整備されたウェブサイト・リーフレットに掲載された現地案内図  
(奥久慈自然休養林)

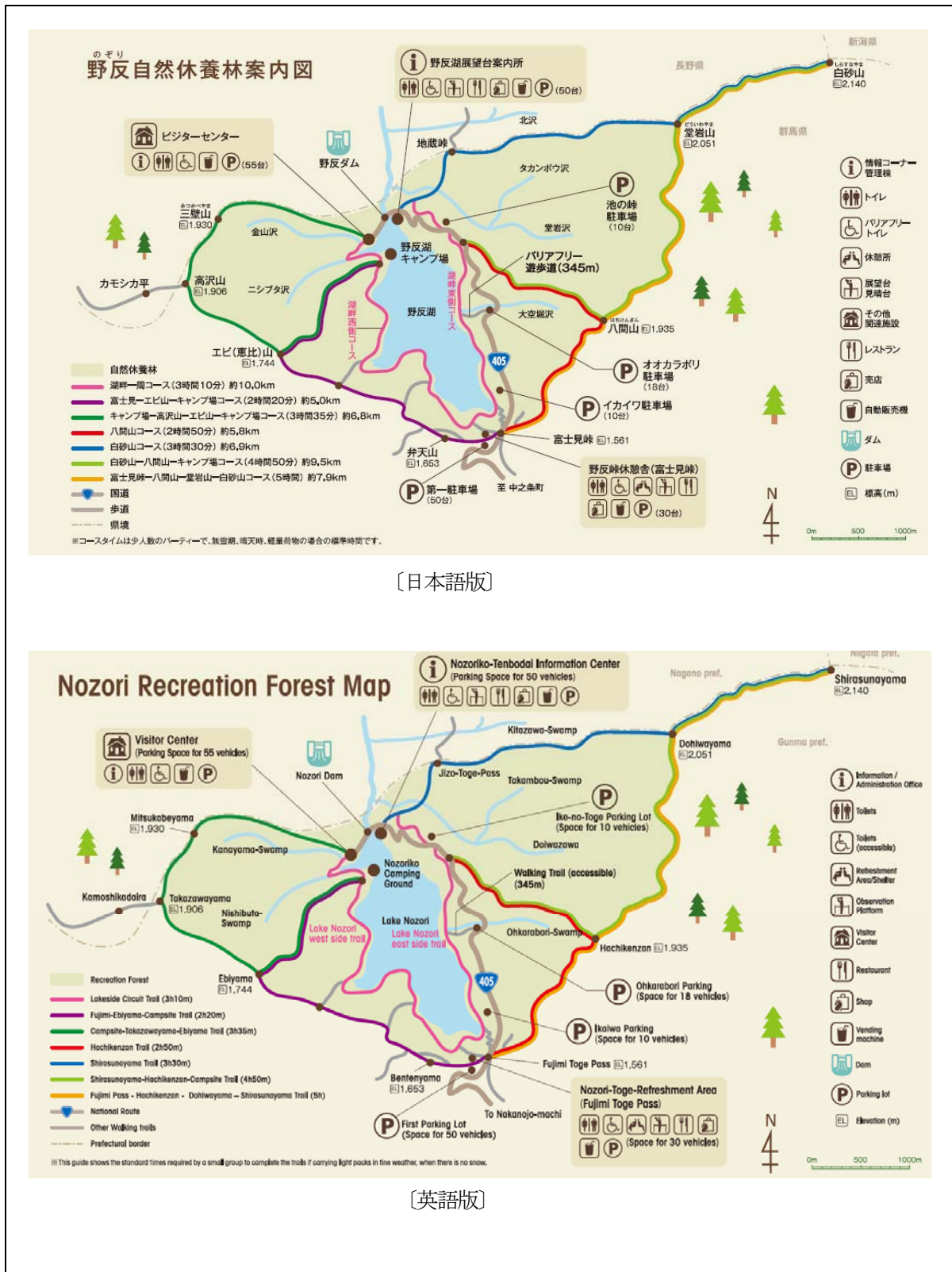


〔日本語版〕

〔英語版〕

(注) 林野庁のウェブサイト及びリーフレットから転載した。

図表 2-(3)-4 情報発信事業で整備されたウェブサイト・リーフレットに掲載された現地案内図  
(野反自然休養林)



(注) 林野庁のウェブサイト及びリーフレットから転載した。



図表 2-(3)-5 情報発信事業で整備されたウェブサイト・リーフレットに掲載された現地案内図  
(高尾山自然休養林)



[日本語版]



[英語版]

(注) 林野庁のウェブサイト及びリーフレットから転載した。

図表 2-(3)-6 危害を与えるおそれのある野生動物に関する注意喚起情報が提供されていない事例

No.	レクリエーションの森の名称	事例の概要	事例番号
1	小田代・湯ノ湖自然観察教育林	ツキノワグマが頻繁に目撃されている地区があるにもかかわらず、現地掲示版（日光森林管理署が平成 27 年 3 月に設置）、ウェブサイト（関東森林管理局及び日光森林管理署）のいずれにおいても注意喚起情報が掲載されていない。 (注) 一方、同一地区を管理する環境省日光国立公園管理事務所日光湯元ビジターセンターのウェブサイトには、最新の目撃情報が詳細に掲載されている。 <b>〈措置済み〉</b>	小田代・湯ノ湖-1

(注) 1 当局の調査結果による。

2 本事例について、平成 30 年 7 月 20 日に当局から日光森林管理署に現地写真を添えて情報提供。その結果、①現地掲示版については、1 週間後の 7 月 27 日に、クマ出没に関する注意喚起情報が掲載、②ウェブサイトについては、同年 10 月 12 日に、i) 日光森林管理署のウェブサイト上にクマ出没に関する注意喚起情報が掲載、ii) 環境省日光湯元ビジターセンターのウェブサイトへのリンクが設定された。

【現地の状況】

【当局の現地調査】（平成 30 年 5 月 17 日）



「クマヤシカの食害防止用テープ巻き」に関する情報のみ掲載

【改善後】（平成 30 年 7 月 27 日）



「クマ出没注意」の注意喚起情報が掲載された。



図表 2-(3)-7 遊歩道の立入禁止に関する情報が適切に提供されていない事例

No.	レクリエーションの森の名称	事例の概要	事例番号
1	武尊自然休養林	「奥利根水源の森」に設定された遊歩道の一つである「木の根沢さんぼみち」は、途中にある木橋の劣化のため平成 29 年夏頃から「通行止め」とされ、現地では遊歩道の入口に「立入禁止 (KEEP OUT)」のテープが張られているが、ウェブサイト (利根沼田森林管理署) 及び現地掲示版に掲示された案内図にはいずれも「通行止め」を示す赤字の「×」印が付されていない。 なお、このうち、ウェブサイトに掲示された案内図については、平成 30 年 11 月 30 日に改善された。	武尊-1
2	芦ノ湖風景林	箱根山の噴火活動活発化により駒ヶ岳第一歩道を含むハイキングコースは神奈川県により「立入禁止」とされている (平成 30 年 10 月現在) が、ウェブサイト (関東森林管理局及び東京神奈川森林管理署) にはその情報が掲載されていない。 (注) 平成 31 年度公開予定の「美しの森」ウェブサイトの原稿でも、駒ヶ岳第一歩道の立入禁止に関する情報は記載されていない。	芦ノ湖-4

(注) 当局の調査結果による。

【現地の状況等 (主な事例)】

No. 1 案内図に「通行止め」の情報がない遊歩道



「木の根沢さんぼみち」の入口には「立入禁止」の黄色いテープが張られている。



ウェブサイトに掲載された案内図では、「木の根沢さんぼみち」(赤丸部分)には、通行止めを示す「赤い×」印がない。現地に行って、「通行止め」が初めて分かるのでは、「無駄足」になりかねない。

(注) 「No.」は、上記の表に掲載の事例に対応している (No. 2 の写真は掲載を省略。事例集を参照)。



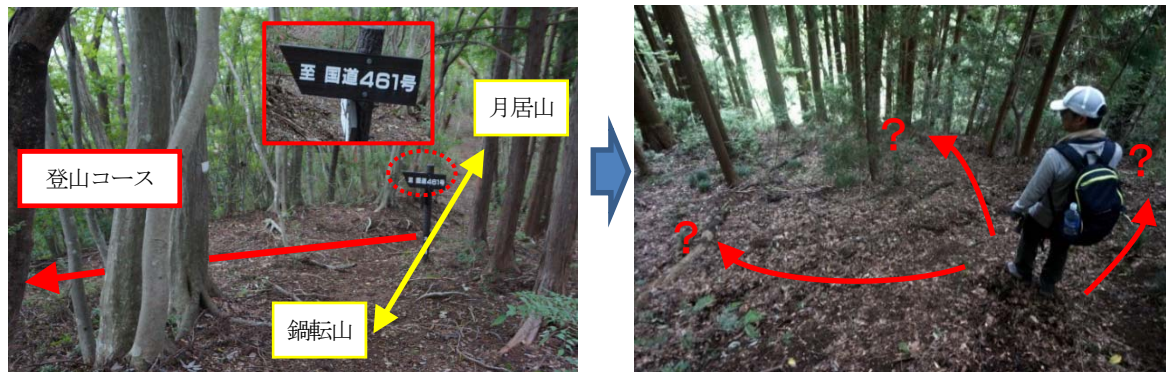
図表 2-(3)-8 危険な歩道等について利用者への注意喚起情報が適切に提供されていない事例

No.	レクリエーションの森の名称	事例の概要	事例番号
1	奥久慈自然休養林	「美しの森」ウェブサイト（平成 30 年 5 月公開）に掲載された現地案内図（図表 2-(3)-3 参照）において、国道 461 号から鍋転山に向かうルートが「登山コース（0.7 km）」と紹介されている。 しかし、現地では、山中の歩道が途中で不明確となり進行方向の案内もなく、利用者が迷いやすい危険な状況となっている。	奥久慈-5
2	武尊自然休養林	「武尊自然観察遊歩道」（1 周約 9.9 km）は、橋が架かっておらず水中を歩行せざるを得ない沢、木道が腐食し破断してしまって歩行が困難な湿原などがあり、山歩きの経験や適切な装備がなければ円滑かつ安全な歩行が困難で、誰もが気軽に利用できる状況にはないが、ウェブサイト（関東森林管理局、利根沼田森林管理署）には、注意喚起情報が掲載されていない。 (注) 平成 30 年度公開予定の「美しの森」ウェブサイトの原稿でも、当該遊歩道は「自然観察遊歩道」として注意喚起なしで紹介されている。	武尊-7

(注) 当局の調査結果による。

【現地の状況（主な事例）】

No. 1 歩道が途中で消滅し迷いやすい登山コース



誘導標識で「至 国道 461 号」と案内されている登山コースへ進むと（右の写真のとおり）

途中で歩道が消えてしまい、どう進めば、目的の「国道 461 号」に到達できるか分からず、道に迷う危険がある。

(注) 「No.」は、上記の表に掲載の事例に対応している（No. 2 の写真は掲載を省略。事例集を参照）。

図表 2-(3)-9 同じ経路に設置された 2 基の標識に、表示内容の整合性がない事例

No.	レクリエーションの森の名称	事例の概要	施設管理者	事例番号
1	高尾山自然休養林	高尾山の山頂から一丁平方面へ向かう 1 本の歩道上に設置された 2 基の誘導標識について、1 基目に表示された地名が 2 基目になく、整合性がとれていないため、利用者が混乱するおそれがある。 (注) 1 基目の誘導標識が示す「一丁平・小仏城趾方面」の方向に少し進んだ地点に 2 基目の標識があるが、そこには「一丁平」の記載はない。	国	高尾山-4

(注) 当局の調査結果による。

【現地の状況】



2 基目の誘導標識には、「一丁平・小仏城趾方面」の記載はない。

一丁平方面を目指して進んできた利用者が混乱してしまうおそれがある。

なお、この誘導標識を気に掛けず、そのまま直進していくと、一丁平等に到着できる。

1 基目の誘導標識が示す「一丁平・小仏城趾方面」の方向 (赤い矢印の方向) に進んでいくと

図表 2-(3)-10 現地の標識や案内板の表示内容が事実と異なっていたり分かりづらくなっている事例

No.	レクリエーションの森の名称	事例の概要	施設管理者	事例番号
1	野反自然休養林	富士見峠に誘導標識（「腕木」形式で2方向の行き先を日本語及びローマ字で案内）が設置されているが、このうち1方向のローマ字表記部分がほぼ消えかけており判読できない状態となっている。	不明	野反-1
2	高尾山自然休養林	高尾山山頂から一丁平方面に向かう途中のもみじ台の手前で、1本の歩道が3本に分岐し（その先で再び1本に合流）、うち真ん中の歩道の上にトイレが設置されている。しかし、現地に設置されている2枚の案内板では、地図上に描かれた3本の歩道のうちどの歩道かがわかりづらいあいまいな位置にトイレマークが記載されているため、利用者にとって、どの歩道を進めばトイレを利用できるのか分かりにくい。	国、東京都	高尾山-3
3	高尾山自然休養林	大垂水峠登山口に林野庁の案内板が設置されており、その右下に路線バスの「最終便」の時刻が表示されている。しかし、表示された時刻等が現状と異なっており、利用者に誤解を与えかねない。	国	高尾山-5
4	高尾山自然休養林	利用者が自然研究路1号路の「浄心門」から2号路（南側）に向かう場合、分岐点からいったん3号路を経由して数十メートル進んだ後、左折し2号路に入ることとなる。しかし、このことを示した現地の案内板（地図）が「いたずら」により故意に剥がされているため、経路が判然とせず、どの経路で進めば1号路から2号路に到達できるか分からない状態となっている。	東京都	高尾山-6

(注) 当局の調査結果による。

【現地の状況（主な事例）】

No. 1 ローマ字表記が消えかけている誘導標識



ローマ字表記が消えかけており、判読できない。

No. 2 トイレの位置が分かりにくい案内板



トイレの位置が3本の歩道のうちいずれの歩道にあるのかが分かりにくい。

(注) 「No.」は、上記の表に掲載の事例に対応している (No. 3 及び No. 4 の写真は掲載を省略。事例集を参照)。



図表 2-(3)-11 現地に設置されたトイレに利用者の誤解を招くおそれのある表示がなされている事例

No.	レクリエーションの森の名称	事例の概要	施設管理者	事例番号
1	高尾山自然休養林	日影沢園地に設置されているトイレについて、「美しい森」ウェブサイト（平成 30 年 5 月公開）に掲載された現地案内図（図表 2-(3)-5 参照）に、「トイレ」のピクトグラムで案内されている。しかし、現地では、トイレ入口の上部に「キャンプ場専用トイレ」と大きく記載した看板が掲示されており、「キャンプ場の利用者以外は使用できない」との誤解を招きかねない。	国	高尾山-2

(注) 当局の調査結果による。

【現地の状況】



### 3 レクリエーションの森の利用動向の的確な把握

調 査 結 果	説明図表番号
<p><b>【制度の概要】</b></p> <p>「優れた自然景観を有し、森林浴や自然観察、野外スポーツ等に適した森林」とされるレクリエーションの森について、その利用者数は需要の動向の基本的な指標と考えられる。「美しの森」においても、利用者数が「政策目標」として掲げられ、その効果の検証に活用できる。</p> <p>方針書作成要領では、レクリエーションの森の利用に関し、森林管理局長は、「レクリエーション需要の動向等に変動があったため、必要と認めるときは、管理経営方針書を変更することができるものとする」(第2の2(2))、「レクリエーション需要の動向等に注意を払い、管理経営方針書の内容が実態に即するよう留意するものとし、地域管理計画の策定又は変更に合わせて、当該地域管理経営計画に係る管理経営方針書の内容について全面的な検討を行うものとする」(第2の6)とされている。レクリエーションの森の利用状況について、具体的には、同要領の別紙様式の第2「レクリエーションの森ごとの個別方針」の1「現況等」の「その他特記すべき事項」欄に、「当該レクリエーションの森ごとの入込み者数の推移及びその他特に記載すべき事項」を記載する(脚注6)こととされている。</p> <p>管理経営事務連絡(平成26年10月22日付け)において、「全てのレク森を対象として、地域管理経営計画の編成時期等に合わせて、原則平成32年度までに、廃止又は抜本的な見直しを含めて設定を見直すとともに、需要動向等を以下のいずれかの手法で把握した上で、質的向上を図るための取組を管理経営方針書に明記すること」とされ、需要動向等の具体的な把握手法について、①ホームページや紙媒体での利用者へのアンケートの実施、②地元市町村やレク森の協議会への聞き取り、③その他、局長又は署長等が定めた手法、3つ列挙されている。</p> <p>質的向上通達(平成27年4月1日付け)においても、レクリエーションの森の設定見直しについて、「利用の動向及び今後の見通し、整備の実現可能性、地元自治体を始めとする地域関係者の意向・協力体制等について総合的に検討し、設定目的が失われた地区、利用の低位な地区、今後の施設の整備や維持が期待できない地区及び管理にあたって地域関係者の協力が得られない地区については、原則廃止を検討することとする」とされており、利用の動向がレクリエーションの森の設定廃止を検討する要素の一つとなっている。</p> <p>レクリエーションの森の利用状況について、林野庁が森林・林業基本法(昭和39年法律第161号)第10条第1項及び第2項の規定に基づき、毎年度作成し、国会に提出している「森林・林業白書」(前年度の森林及び林業の動向並びに講じた施策、当年度において講じようとする森林及び林業施策)にも掲載されている。</p> <p>「レクリエーションの森」の設定状況として、その種類別に、全国の箇所数、面積(千ha)、利用者数(百万人)及び代表的なレクリエーションの森(都道府県)が掲載されている(利用者数は参考値)。平成29年度版の森林・林業白書(30年6月1日公表)によると、全国のレクリエーションの森の28年度の利用者数は122</p>	<p>図表1-(3)-2(再掲)</p> <p>図表1-(3)-3(再掲)</p> <p>図表1-(3)-7(再掲)</p> <p>図表3-1</p>

百万人(種類別の最多は、風景林 73 百万人)となっている(第V章第2節2.(3)(イ)、資料V-13)。

【調査結果】

ア 管理経営方針書における入込み者数の推移の記載状況

(ア) 今回、当局が関東森林管理局の管内で調査対象として抽出したレクリエーションの森 42 か所に係る管理経営方針書の記載内容をみると、半数以上の 26 か所 (61.9%) で、①入込み者数の推移に関する記載が全くない (20 か所)、②入込み者数を計上できる「枠組み」はあるものの、「空欄」のまま (6 か所) 状況となっていた。

また、入込み者数の記載がある 16 か所について、①5 年以上前のデータのみ記載しているもの 7 か所、②特定の「単年度」のみの記載にとどまり、推移なしのもの 6 か所 (うち 1 か所は、年度の記載がなく不明)、③他のレクリエーションの森とデータを合算しているもの 2 か所となっている。

調査対象 42 か所のうち、方針書作成要領に沿った記載としているものは、平成 22 年度に新たに設定され、27 年度に初めて管理経営方針書が策定された雨乞山自然観察教育林 1 か所 (利根沼田森林管理署) のみである。

関東森林管理局は、これらレクリエーションの森の管理経営方針書に入込み者数の推移が記載されていない理由について、①管理経営方針書の変更案を作成している森林管理署において、「入込み者数の推移」の記載事項に関する認識が十分でなかった、②変更案のチェックにおいて、変更点だけに注目し、「入込み者数の推移」を含め全体のチェックを行っていなかったためであるとされている。

(イ) 雨乞山自然観察教育林の管理経営方針書には、(ア)のとおり、唯一、入込み者数の推移が掲載されている。しかし、その内容をみると、平成 23 年～25 年の 3 年間、毎年、同数の「3,000 人」を計上し、「東京都世田谷区の小学 5 年生約 6 千人のうち毎年半数が雨乞山登山を実施 (平成 7 年から)」と付記している。同小学校以外の利用者がいても、除外されることとなり、「利用の動向」を適切に計上しているとみられない。

イ 森林・林業白書に掲載の利用者数の把握状況

上記アのとおり、管理経営方針書には、入込み者数の推移がほとんど記載されていない。ただし、「森林・林業白書」には、レクリエーションの森の種類別に、それぞれ利用者数 (参考値) が掲載されている。この点に着目し、調査対象 5 森林管理署のレクリエーションの森の入込み者数 (利用者数) の把握状況を調査したところ、次のとおりであった。

(ア) 関東森林管理局は、例年 4 月下旬から 5 月上旬頃、林野庁本庁からレクリエーションの森の種類ごとに、前年度の利用者数を報告するよう指示を受ける。同森林管理局は、管内のレクリエーションの森を管理する森林管理署及

図表 3-2

<p>び森林事務所に対して、レクリエーションの森の利用者数について、個々にはなく、森林・林業白書に掲載の表と同様、「種別」に一括して集計し報告するよう求めている。</p> <p>関東森林管理局は、森林管理署及び森林事務所から報告を受けたレクリエーションの森の「種別利用者数」を集計し、林野庁に報告している。ただし、レクリエーションの森ごとの利用者数を把握していない。</p> <p>また、レクリエーションの森ごとの利用者数について、林野庁本庁から具体的な把握方法の指示等がないので、同森林管理局も、各森林管理署及び森林管理事務所に対し、特に指示していない。この結果、関東森林管理局は、各森林管理署及び森林管理事務所がどのようにして、レクリエーションの森の利用者数を把握しているか、個別に承知していない。</p> <p>関東森林管理局が取りまとめた管内のレクリエーションの森の種別に利用者数の推移をみると、外形上、特定の年度に大幅な増加となっているものが見受けられる。わずか1、2年の間に、顕著又は異常な増加がみられるのは、①「自然休養林」で、平成28年度160万4,124人から翌29年度に264万8,099人へ100万人強増加(1.7倍)、②「森林スポーツ林」で、27年度24万7,190人から28年度84万6,469人へ59万9,279人増加(3.4倍)、さらに29年度289万4,133人へ204万7,664人増加(対前年度3.4倍)し、この2年間で11.7倍の増加、③「風致探勝林」で、27年度74万2,173人から翌28年度271万1,565人へ196万8,852人増加(3.7倍)である。</p> <p>このような短期間での「増加」について、レクリエーションの森に対する需要が急激に上昇したものでなく、以下に記載するとおり、従来、利用の実情にかかわらず、利用者数を把握できないため、一律に「0」と関東森林管理局に報告していたものについて、地元自治体からの聴取により把握できた人数等を「利用者数」として報告したことによる(「新規計上」)。図表3-3の関東森林管理局が取りまとめ、林野庁本庁に報告している利用者数について、利用の実情を適切に反映できておらず、いまだ把握できていない「潜在的な利用者数」がある。</p> <p>今後、新たに関東森林管理局が取りまとめ、林野庁本庁に報告することにより、森林・林業白書に掲載のデータについて、年度によって、全国の利用者数が比較的少ない森林スポーツ林(平成22年度以降、全国で「1」(百万人)が継続(同白書の参考付表71))等は、「大きな変動」となる可能性がある。</p>	図表3-3
(イ) 上記アで抽出した42か所のレクリエーションの森について、調査対象5森林管理署の平成29年度の利用者数の把握方法をみると、次のとおり、区々となっている。森林・林業白書に掲載するため、関東森林管理局が取りまとめ	図表3-4
て林野庁本庁に報告した管内のレクリエーションの森の「種別利用者数」について、実勢を反映しておらず、客観性にも欠けるものとみられる。	図表3-5 図表3-6
① 利用者数を把握できないため、利用の実情にかかわらず、一律に「0」と	図表3-7

<p>しているもの (21 か所 (うち、5 年連続「0」とするもの 19 か所))</p> <p>5 森林管理署全てで、一部、「利用者数を把握する適切な方法が分からない」として、「0」と計上したレクリエーションの森がある (茨城森林管理署 4 か所、日光森林管理署 6 か所、利根沼田森林管理署 8 か所、東京神奈川森林管理署 3 か所、計 21 か所。なお、吾妻森林管理署には該当なし)。これら 21 か所を種類別にみると、自然休養林 2 か所 (調査対象 7 か所)、自然観察教育林 5 か所 (同 9 か所)、野外スポーツ地域 2 か所 (同 6 か所)、森林スポーツ林 2 か所 (同 4 か所)、風景林 6 か所 (同 9 か所)、風致探勝林 4 か所 (同 7 か所) である</p> <p>なお、平成 25 年度～29 年度の 5 年間いずれも、利用者数を「0」としているのは、調査対象 42 か所のうち 19 か所 (45.2%。具体的には、茨城森林管理署 2 か所 (いずれも風景林)、日光森林管理署 6 か所 (自然休養林 1 か所、野外スポーツ地域 2 か所、風景林 1 か所、風致探勝林 2 か所)、利根沼田森林管理署 8 か所 (自然休養林 1 か所、自然観察教育林 2 か所、森林スポーツ林 1 か所、風景林 2 か所、風致探勝林 2 か所)、東京神奈川森林管理署 3 か所 (自然観察教育林 2 か所、風景林 1 か所)) である。</p>	<p>図表 3-6 (再掲)</p>
<p>② 職員の主観に基づいて計上しているとみられるもの (6 か所)</p> <p>吾妻森林管理署は、自然観察教育林 2 か所、風景林 2 か所及び風致探勝林 2 か所の利用者数の積算に当たり、i) 担当森林官が現地の巡視等で出会った利用者数等を参考にし、前年と比較して当年度の割合を推定 (種類別に算出)、ii) 前年度のレクリエーションの森の種類別報告人数に、それぞれ i) で得られた割合を乗じて、当年度の利用者数を種類別に算出している。担当森林官の受け止め方で、利用者数が変動する。</p>	<p>図表 3-6 (再掲) 図表 3-7 (再掲)</p>
<p>③ 地元自治体のデータを重複して計上したり、転用したため過大となっているもの (3 か所)</p> <p>i 茨城森林管理署は、花貫溪谷自然観察教育林及び花貫溪谷風致探勝林の利用者数について、地元自治体から聞き取り、報告している。ただし、地元自治体は、「花貫溪谷」として利用者数を把握しているものの、2 つのレクリエーションの森それぞれに区分していない。このため、同森林管理署は、これらレクリエーションの森それぞれに、「花貫溪谷」の利用者数 (平成 29 年度 25 万 2,000 人) を重複計上 (ダブルカウント) している。</p> <p>ii 東京神奈川森林管理署は、芦ノ湖風景林の利用者数について、箱根町の入込観光客数をそのまま計上し、報告している。しかし、同風景林の面積 434.47 ha (=4.3447 km<sup>2</sup>) であり、箱根町の面積 92.86 km<sup>2</sup> に対して 4.7% に相当する。「箱根町の観光入込客数全てが芦ノ湖風景林を訪れた」として計上するのは、明らかに過大となり、不相当とみられる。</p> <p>また、芦ノ湖風景林の管理経営方針書 (平成 29 年 3 月改訂) には、24 年</p>	<p>図表 3-6 (再掲) 図表 3-7 (再掲)</p>



～26年の入込み者数の推移が記載されている。ただし、i) 箱根自然観察教育林との合算で計上され、しかも、ii) 箱根町が毎年公表している入込観光客数の10分の1に当たる人数（平成26年の場合、箱根町の「入込観光客総数」2,119万人に対して、管理経営方針書には「2,119,000人」）を掲載している。

同じレクリエーションの森の利用者数でありながら、①関東森林管理局には、箱根町の入込観光客数（暦年）を「年度」の人数として報告、②管理経営方針書には、その10分の1に相当する数値を、しかも「箱根自然観察教育林と重複する」と付記して合算計上という、異なる取扱いとしている。

④ 有料施設の利用者数を活用しているため、それ以外の経路等による利用者数が除外されてしまうもの（4か所）

i) 東京神奈川森林管理署は、高尾山自然休養林の利用者数について、森林内で営業するケーブルカー及びリフトの運営事業者に、乗車券の発売枚数を照会し、これを基に、関東森林管理局に報告している（平成29年度106万3,000人（注）。ただし、図表3-5のとおり、28年度まで「0」で報告）。

同ケーブルカー及びリフトは、自然休養林内に設定の8つの経路のうち、「高尾山1号路」と並行して設置。ただし、i) 徒歩による1号路の利用者、ii) ケーブルカー及びリフトを使用せず、「稲荷山コース」や「6号路」から山頂を目指す利用者も相当数いるものと考えられる。これらについては、除外されることとなる。

（注）担当者の誤解により、「往復乗車券」の販売枚数を2で除した数値。片道乗車券と往復乗車券の販売枚数を合わせると「212万4,569人」

ii) 日光森林管理署は、小田代・湯ノ湖自然観察教育林の利用者数について、レクリエーションの森の区域内にある湯滝下駐車場の利用台数に基づいて推計し、報告している。

湯滝下駐車場について、「夏季のみ有料」とされており、車種ごとに、i) 乗用車3人、ii) マイクロバス20人、iii) 大型バス40人、iv) バイク1人が利用したと推定し、森の利用者数を算出している。

しかし、実際には、i) 公共交通機関を利用して訪れる利用者、ii) 周辺駐車場の利用者、iii) 夏季以外の「無料期間」における湯滝下駐車場の利用者も相当数いるものと考えられる。これらについては、除外されることとなる。

日光森林管理署は、「実態より多い数字を計上することはできないので、確実に数えられるものを計上した」としている。

iii) 東京神奈川森林管理署は、丹沢自然休養林の利用者数について、地元自治体が把握した登山口の一つである大倉のバス停の利用者数を基に、報告している。しかし、丹沢自然休養林は、面積が1,287haと広く、他の登山経路や道路を利用する者も相当数いるものと考えられる。これらについては、除外されることとなる。

図表3-5（再掲）

図表3-6（再掲）

<p>管理経営方針書の「第1 現況」に掲載の「丹沢自然休養林への到達手段図」には、①渋沢一大倉（バス15分）から「二俣」（徒歩1時間20分）と「戸川」（同1時間50分）の経路のほか、②小田急線秦野駅からヤビツ峠（バス55分）から同自然休養林（徒歩90分）の経路も掲載されている。また、「第2 レクリエーションの森ごとの個別方針」の「1 現況等」の「公共施設の状況」には、「自然休養林近くには、県道、市町村道等が比較的多く入り込んでおり足の便はよい」（4）と記載されている。</p> <p>iv 茨城森林管理署は、奥久慈自然休養林の利用者数について、袋田の滝の観瀑台（有料）の入場者数を計上し、報告している。同自然休養林は、袋田の滝地域、男体山地域及び竜神峡地域の3地域で構成されており、それぞれが「飛び地」になっている。しかし、これらのうち、袋田の滝地域の利用者数のみ計上され、他の2地域についても相当数いるものと考えられる利用者数は除外されている。</p> <p>これについて、茨城森林管理署は、「男体山地域及び竜神峡地域の利用者数は把握できないため、計上していない」としている。</p> <p>(ウ) 5 森林管理署が関東森林管理局に報告したレクリエーションの森42か所の利用者数の推移(平成25年度～29年度)をみると、次のとおり、9か所で把握方法が変更されていた。</p> <p>① 茨城森林管理署は、自然観察教育林、森林スポーツ林及び風致探勝林それぞれの利用者数について、平成28年度までは上記(イ)の吾妻森林管理署と同様、前年度の報告実績に、担当森林官が巡視等で出会った利用者数等を参考に推計した割合を乗じていた。</p> <p>平成29年度の花貫溪谷自然観察教育林、筑波森林スポーツ林及び花貫溪谷風致探勝林の利用者数について、地元自治体からの聞き取りにより把握する方法に変更した。この結果、森林スポーツ林について、28年度は筑波山森林スポーツ林及び北山森林スポーツ林を合算して「170,000人」としていたものを、29年度には、筑波山森林スポーツ林のみ「2,217,000人」と計上している。外形的には、わずか1年間で、204万7,000人の大幅な増加(13倍強)となる。</p> <p>森林スポーツ林について、森林・林業白書によると、全国でも「1」(百万人)の利用しかない。来年度の同白書について、平成22年度～28年度の7年間、「1」(百万人)が継続していたものが、上記把握方法の変更により、「29年度」に「3」(百万人)が計上されるものと見込まれる。</p> <p>なお、花立自然観察教育林及び北山森林スポーツ林の平成29年度の利用者数について、地元自治体でも把握されていなかったことから、関東森林管理局には、「0」と報告している。</p> <p>② 小田代・湯ノ湖自然観察教育林(日光森林管理署)、川場森林スポーツ林(利根沼田森林管理署)、高尾山自然休養林及び丹沢自然休養林(東京神奈</p>	<p>図表3-5(再掲)</p> <p>図表3-4(再掲)</p>
---	-----------------------------------

<p>川森林管理署)の利用者数について、「把握不能」のため、平成25年度以降、「0」として、関東森林管理局に報告されている。</p> <p>しかし、川場森林スポーツ林については平成27年度から、小田代・湯ノ湖自然観察教育林、高尾山自然休養林及び丹沢自然休養林については29年度から、それぞれ、地元自治体又はレクリエーションの森内の施設管理者に聞き取り、利用者数を計上している。</p> <p>③ 平成25年度～29年度の間利用者数について、i) その把握方法を変更せず、従来と同じ方法を継続しているレクリエーションの森(33か所)と、ii) 変更したレクリエーションの森(9か所)とで、25年度の利用者数を100とした29年度の変動状況を見ると、a) 従来どおりの方法を継続しているレクリエーションの森では0.99倍、ほぼ横ばいであるのに対し、b) 上記①及び②の帰結として、把握方法を変更したレクリエーションの森では12.7倍へと大幅に増加している。特に、8か所で把握方法が変更された平成29年度(418万6,767人)は、28年度(37万人)に対して、わずか1年で381万6,767人増加(11.3倍)という、外形上、「大幅な変動」として現れる。</p> <p>このように、一部のレクリエーションの森における利用者数の把握方法の変更が特定の年度に集中すると(平成29年度に8か所で変更)、関東森林管理局が取りまとめて林野庁本庁に報告した管内の合計に大きく影響し、ひいては、森林・林業白書に掲載する利用者数(参考値)にも影響を及ぼす可能性もある。</p>	<p>図表3-5(再掲)</p> <p>図表3-8</p>
<p>(エ) 調査対象の「美しの森」7か所について、平成28年度、関東森林管理局が林野庁本庁に推薦資料を提出した。その様式には、「利用者数」が含まれている。この利用者数と関東森林管理局に報告された各レクリエーションの森の平成27年度の利用者数(図表3-5)について、本来は「同数」とみられる。</p> <p>しかし、両者を比べると、①「同数」は奥久慈自然休養林のみ、②報告された利用者数より推薦資料に掲載のものが大きいのは、野反自然休養林(報告7万200人に対し、推薦資料には「105千人」(約3万5千人増加))、③「0」で報告しているのに、推薦資料には数値が掲載されているもの3か所(武尊自然休養林286千人、高尾山自然休養林3,000千人、丹沢自然休養林410千人)、④報告された利用者数より推薦資料に掲載のものが小さいのは、芦ノ湖(報告1,737万6,000人に対し、推薦資料には「2,080千人」(約1,500万人減少))となっている(なお、「0」で報告している小田代・湯ノ湖自然観察教育林について、推薦資料には、特に人数の記載はなく、「-」と記載)。</p> <p>同じレクリエーションの森の利用者数でありながら、i) 直近の森林・林業白書に掲載するために、関東森林管理局に報告された数値(林野庁には、管内全体を取りまとめ、森の種類別に報告)と、ii) 「美しの森」の推薦に当たり提出した資料に記載の数値とが、2か所の森を除き、異なっている。</p>	<p>図表3-9</p>

推薦資料に掲載の利用者数の把握方法について、ほとんどの森林管理署は、「記録が残っておらず、分からない」としている。

なお、上記について、関東森林管理局に報告された平成28年度の利用者数と比べても、数値が2か所（野反自然休養林5万6,100人、芦ノ湖1,956万5,000人）変わるだけである（図表3-5参照）。

以上のことから、森林・林業基本法の規定に基づき、毎年度、国会に提出される「森林・林業白書」に掲載のため、調査対象5森林管理署が関東森林管理局に報告しているレクリエーションの森（抽出42か所）の利用者数をみる限り、5年連続「0」と計上しているものが19か所（45.2%）あるなど、現地の「利用の動向」を的確に把握できていると認められない。

#### ウ 環境省における利用者数の把握状況

関東地方環境事務所は、管内の富士箱根伊豆国立公園の富士山、同国立公園金時山、尾瀬国立公園入山口及び日光国立公園戦場ヶ原等に赤外線カウンターを設置し、利用者数の測定を行っている。

これらのうち、富士山には主な登山道4ルートそれぞれの8合目付近に赤外線カウンターを設置し、「8合目よりも上に登った人数をおおむね把握することができる」としている。

これに対し、戦場ヶ原について、2か所に赤外線カウンターを設置しているものの、設置箇所以外にも多くの出入口があるため、「利用者数の経年変化及び季節や時間による変動を把握するために有効ではあるものの、必ずしも、戦場ヶ原全体の利用者数を把握することはできない」としている。

関東地方環境事務所は、赤外線カウンターによる利用者数の把握方法について、「霧などの気象条件によって機械が誤作動する可能性があること、赤外線センサーが感知する範囲が2メートル程度である一方、雑草や木の枝などが動いても感知する可能性があることから、効果的に利用者数を把握できる設置場所は限られる」としている。

環境省は、毎年、全国の国立公園の利用者数を公表しているほか、「明日の日本を支える観光ビジョン」に基づき「国立公園満喫プロジェクト」(注)を推進しており、これに関連して、国立公園を利用した訪日外国人の推計値を公表している（関東地方環境事務所は、関与していない）。

(注)阿寒摩周国立公園など「8か所の国立公園で「国立公園ステップアッププログラム2020」を策定し、2020年を目標にインバウンド対応の取組を計画的・集中的に実施し、日本の国立公園を世界の旅行者が長期滞在したいと憧れる旅行目的地にします」とされている。

環境省は、国立公園満喫プロジェクトの推進を図るために必要な助言を得ることを目的として、「国立公園満喫プロジェクト有識者会議」を設置し、平成28年5月23日の第1回から30年8月7日の第9回まで、開催している。同会議の議事要旨によると、国立公園の利用者数の把握に関連した発言もあり、「満喫

図表3-10

プロジェクトを進めていくにあたって、国立公園における「数」をどう把握するかは重要。推計でももう少し分かりやすい数字にしていくとよい」、「統計の取り方が分からないところがある。人数にしても実感値としてはもっと来ているように感じる。米子あたりに2,000人のクルーズ船が入っており、出雲大社や大山に多くの人が行っているが、統計上の数字では見えてこない。もう一度統計の取り方について説明いただきたい。その上で、改善の余地があるのであれば、改善してより正しい数字に近づけることが大事」など利用者数の把握について、精度の向上が求められている。

このような指摘等は、レクリエーションの森についても、有益と考えられる。

#### 【所見】

したがって、関東森林管理局は、レクリエーションの森の利用の動向を的確に把握する観点から、次の措置を講じる必要がある。

- ① レクリエーションの森ごとの入込み数を「0」と計上している森林管理署に対して、i) 利用が低調な場合、質的向上通達を踏まえ、所要の見直しを行うよう求めること、ii) 利用の実情を確認できている場合、具体的な推定方法を示すこと。
- ② ①以外の森林管理署に対して、各レクリエーションの森の現況を踏まえ、具体的な推定方法を示すこと。
- ③ 利用者数の推定に当たっては、レクリエーションの森内に設置されている施設の利用状況等も参考にして、より客観的で、実勢に近いものとなるようにすること。その場合、「森林・林業白書」に掲載するなど、基本的なデータとなることに十分留意すること。
- ④ レクリエーションの森ごとの入込み数の推移について、方針書作成要領に基づき、管理経営方針書に的確に記載すること。

図表 3-1 「森林・林業白書」の「レクリエーションの森の整備状況及び利用者数」

区 分	箇所数	面 積 (千 ha)	利用者数 (百万人)								代表的なレクリ エーションの森 (都道府県)
			H12 年度 (2000)	22 (10)	23 (11)	24 (12)	25 (13)	26 (14)	27 (15)	28 (16)	
自然休養林	84	98	27	29	26	24	18	18	12	10	高尾山(東京)、赤沢(長野)、剣山(徳島)、屋久島(鹿児島)
自然観察教育林	148	30	19	13	11	9	8	7	7	6	白神山地・暗門の滝(青森)、ブナ平(福島)、金華山(岐阜)
風 景 林	414	170	48	27	49	46	65	64	61	73	えりも(北海道)、芦ノ湖(神奈川)、嵐山(京都)
森林スポーツ林	52	7	2	1	1	1	1	1	1	1	御池(福島)、滝越(長野)、扇の仙(鳥取)
野外スポーツ地域	183	45	40	32	29	27	25	26	23	23	天狗山(北海道)、裏磐梯デコ平(福島)、向坂山(宮崎)
風致探勝林	102	21	21	13	12	9	10	9	6	8	温身平(山形)、駒ヶ岳(長野)、虹ノ松原(佐賀)
合 計	983	371	157	116	127	117	127	124	110	122	—

(注) 「平成 29 年度森林・林業白書」参考付表 71 から転載した。

図表 3-2 管理経営方針書における入込み者数の記載状況

[入込み者数について、全く記載がない森：20 か所]

類 型	森林管理署	レクリエーションの森の名称
全く記載なし	茨城	花立自然観察教育林、御前山風景林、筑波山森林スポーツ林、北山森林スポーツ林
	日光	大坊山風景林、高館山風致探勝林
	利根沼田	玉原自然観察教育林、三国峠風景林、玉原森林スポーツ林、川場森林スポーツ林、玉原野外スポーツ地域、吾妻耶山風致探勝林
	吾妻	榛名自然観察教育林、四万風景林、岩櫃山風景林、バラギスポーツ林、万座風致探勝林
	東京神奈川	高尾山自然休養林、城山自然観察教育林、小下沢風景林

[表の枠組みのみ、人数の記載がない森：6 か所]

類 型	森林管理署	レクリエーションの森の名称
枠組みのみ、空欄	日光	奥鬼怒自然休養林 (「平成 9 年～平成 12 年」の枠組みのみ)
		小田代・湯ノ湖自然観察教育林 (「平成 10 年～平成 12 年」の枠組みのみ)
		湯元スキー場 (「平成 8 年～平成 12 年」の枠組みのみ)
	利根沼田	奥鬼怒自然休養林 (「平成 9 年～平成 12 年」の枠組みのみ)
吾妻	野反湖自然休養林 (「H10 年度～H12 年度」の枠組みのみ)	
	榛名湖風致探勝林 (「H8～H12」の枠組みのみ)	

[入込み者数の記載がある森：16 か所]

類 型	レクリエーションの森の名称	森林管理署	記載のある年度	直近の改訂等
5 年以上前のデータのみ記載 (7 か所)	鶏頂スポーツ林	日光	平成 5～9	26 年改訂
	四季の森ホワイトワールド 尾瀬岩鞍 (野外スポーツ地域)	利根沼田	平成 13～17	28 年 11 月改訂 2 つ目の「16 年度」は 「17 年度」の誤記
	照葉峡風景林	利根沼田	平成 2	28 年 11 月改訂
	赤城山風致探勝林	利根沼田	平成 12～14	28 年 11 月改訂
	芳ヶ平自然休養林	吾妻	平成 8～12	28 年 4 月改訂
	白根山自然観察教育林	吾妻	平成 8～12	28 年 4 月改訂
	草津・白根スポーツ林	吾妻	平成 8～12	28 年 4 月改訂
単年度のデータのみ、 「推移」なし (6 か所)	奥久慈自然休養林	茨城	平成 25	26 年 3 月改訂
	花貫溪谷自然観察教育林	茨城	平成 25	28 年 3 月改訂
	北山森林スポーツ林	茨城	平成 25	28 年 1 月改訂
	高鈴山風景林	茨城	平成 25	28 年 3 月改訂
	花貫溪谷風致探勝林	茨城	平成 25	28 年 3 月改訂
	丹沢自然休養林	東京神奈川	年度不明	29 年 3 月改訂
他のレクリエーション の森とデータを合算 (2 か所)	箱根自然観察教育林	東京神奈川	平成 24～26	「芦ノ湖風景林と重複 する」と記載 (合計計 上)
	芦ノ湖風景林	東京神奈川	平成 24～26	「箱根自然観察教育林 と重複する」と記載 (合算計上)
方針書作成要領に沿っ た記載 (1 か所)	雨乞山自然観察教育林	利根沼田	平成 23～25	27 年 6 月作成 (ただし、「東京都世 田谷区の小学 5 年生約 6 千人のうち毎年半数 が雨乞山登山を実施 (平成 7 年から)」と 記載し、平成 23 年、 24 年、25 年の毎年、 「3,000 人」を機械的 に計上)

(注) 当局の調査結果による。

図表 3-3 関東地方のレクリエーションの森の種類別利用者数の推移

(単位：人、%)

区 分	平成 25 年度	26	27	28	29
自然休養林	1,527,049 (100)	1,423,786 (93.2)	1,434,547 (93.9)	1,604,124 (105.0)	2,648,099 (173.4)
自然観察教育林	831,031 (100)	801,958 (96.5)	585,726 (70.5)	528,179 (63.5)	659,684 (79.4)
風景林	21,311,572 (100)	21,541,909 (101.1)	17,665,822 (82.9)	19,826,099 (93.0)	21,727,021 (101.9)
森林スポーツ林	185,962 (100)	208,891 (112.3)	247,190 (132.9)	846,469 (455.2)	2,894,133 (1,556.3)
野外スポーツ地域	3,933,234 (100)	5,137,294 (130.6)	5,385,584 (136.9)	7,272,111 (184.9)	8,534,820 (217.0)
風致探勝林	1,086,939 (100)	759,415 (69.9)	742,713 (68.3)	2,711,565 (249.5)	2,804,504 (258.0)
計	28,876,057 (100)	29,873,253 (103.5)	26,061,582 (90.3)	32,788,547 (113.5)	39,268,261 (136.0)

(注) 1 当局の調査結果による。

2 下段 ( ) 内は、平成 25 年度の利用者数を 100 とした指数である。

図表 3-4 種類別利用者数の全国との対比

(単位：百万人、%)

区 分	平成 25 年度	26	27	28	29
自然休養林	18	18	12	10	未公表
関東地方	1.5 (8.3)	1.4 (7.8)	1.4 (11.7)	1.6 (16.0)	2.6
自然観察教育林	8	7	7	6	未公表
関東地方	0.8 (10.0)	0.8 (11.4)	0.6 (8.6)	0.5 (8.3)	0.7
風景林	65	64	61	73	未公表
関東地方	21.3 (32.8)	21.5 (33.6)	17.7 (29.0)	19.8 (27.1)	21.7
森林スポーツ林	1	1	1	1	未公表
関東地方	0.2 (20.0)	0.2 (20.0)	0.2 (20.0)	0.8 (80.0)	2.9
野外スポーツ地域	25	26	23	23	未公表
関東地方	3.9 (15.6)	5.1 (19.6)	5.4 (23.5)	7.2 (31.3)	8.5
風致探勝林	10	9	6	8	未公表
関東地方	1.1 (11.0)	0.8 (8.9)	0.7 (11.7)	2.7 (33.8)	2.8
計	127	124	110	122	未公表
関東地方	28.9 (22.8)	29.9 (24.1)	26.1 (23.7)	32.8 (26.9)	39.0

(注) 1 図表 3-1 と図表 3-3 について、年度及び単位 (人数) をそろえた上で、合成した。

2 下段 ( ) 内は、全国の利用者数に占める関東地方の割合 (寄与度) である。

3 関東地方の平成 29 年度の利用者数は、図表 3-3 のとおり、全体で 25 年度に対して 1.36 倍、種類別には、「自然休養林」で 1.73 倍 (28 年度より 68 ポイント増加)、②「森林スポーツ林」で 1.56 倍 (同 1,100 ポイントの増加) となっている。平成 28 年度の利用者数に比べて、29 年度に著しい増加となっている「森林スポーツ林」等は、全国の 29 年度の利用者数に対して、28 年度よりも大きな影響を与えるものとみられる。



図表 3-5 レクリエーションの森別利用者数の推移

(単位：人)

	レクリエーションの森の名称	平成25年度	26	27	28	29
茨城森林管理署	奥久慈自然休養林	800,000	750,000	760,000	760,000	551,510
	花貫溪谷自然観察教育林	100,000	100,000	100,000	105,000	252,000
	花立自然観察教育林					0
	筑波山森林スポーツ林	150,000	175,000	170,000	170,000	2,217,000
	北山森林スポーツ林					0
	御前山風景林	0	0	0	0	0
	高鈴山風景林	0	0	0	0	0
	花貫溪谷風致探勝林	80,000	90,000	90,000	95,000	252,000
日光森林管理署	奥鬼怒自然休養林	0	0	0	0	0
	小田代・湯ノ湖自然観察教育林	0	0	0	0	242,767
	鶏頂スポーツ林(野外スポーツ地域)	0	0	0	0	0
	湯元スキー場(野外スポーツ地域)	0	0	0	0	0
	大坊山風景林	0	0	0	0	0
	高館山風致探勝林	0	0	0	0	0
	鬼怒川風致探勝林	0	0	0	0	0
利根沼田森林管理署	武尊自然休養林	0	0	0	0	0
	玉原自然観察教育林	0	0	0	0	0
	雨乞山自然観察教育林	0	0	0	0	0
	玉原森林スポーツ林	0	0	0	0	0
	川場森林スポーツ林	0	0	170	350	350
	玉原スキー場(野外スポーツ地域)	187,389	195,263	187,336	207,481	180,972
	四季の森ホワイトワールド尾瀬岩鞍(野外スポーツ地域)	233,937	247,192	165,881	182,494	192,801
	三国峠風景林	0	0	0	0	0
	照葉峽風景林	0	0	0	0	0
	赤城山風致探勝林	0	0	0	0	0
	吾妻耶山風致探勝林	0	0	0	0	0
吾妻森林管理署	芳ヶ平自然休養林	125,400	125,400	30,121	24,156	33,200
	野反自然休養林			70,200	56,100	110,900
	榛名自然観察教育林	182,900	182,900	146,351	117,081	93,665
	白根山自然観察教育林					
	草津・白根スポーツ林(野外スポーツ地域)	377,100	380,288	368,007	353,978	296,035
	バラギスポーツ林(野外スポーツ地域)	203,637	193,222	183,588	167,952	171,253
	四万風景林	273,800	273,800	148,612	118,889	95,111
岩櫃山風景林						

東京神奈川森林管理署	榛名湖風致探勝林	271,700	271,700	184,569	147,655	18,124
	万座風致探勝林					
	高尾山自然休養林	0	0	0	0	1,063,000
	丹沢自然休養林	0	0	0	0	160,000
	城山自然観察教育林	0	0	0	0	0
	箱根自然観察教育林	0	0	0	0	0
	芦ノ湖風景林	20,857,000	21,190,000	17,376,000	19,565,000	21,520,000
	小下沢風景林	0	0	0	0	0

- (注) 1 当局の調査結果による。  
2 「網掛け」部分は、把握方法に変更があったことを表す。

図表 3-6 利用者数の把握方法(平成 29 年度)

(単位：人)

類型	レクリエーションの森の名称	森林管理署	計上した利用者数	備考
職員の主観に基づいて計上しているとみられるもの (6 か所)	榛名自然観察教育林	吾妻	93,665	
	白根山自然観察教育林	吾妻		
	四万風景林	吾妻		
	岩櫃山風景林	吾妻	95,111	
	榛名湖風致探勝林	吾妻		
	万座風致探勝林	吾妻	18,124	
地元自治体のデータを重複計上したり、転用しているもの (6 か所)	花貫溪谷自然観察教育林	茨城	252,000	平成 28 年データ。地元自治体の「花貫溪谷」の利用者数を両方に計上
	花貫溪谷風致探勝林	茨城	252,000	
	筑波山森林スポーツ林	茨城	2,217,000	筑波山観光入込客数(平成 28 年データ)
	芳ヶ平自然休養林	吾妻	33,200	2 か所の合計値とおよその割合を聴取
	野反自然休養林	吾妻	110,900	
	芦ノ湖風景林	東京神奈川	21,520,000	
施設等の利用者数等によるもの (9 か所)	奥久慈自然休養林	茨城	551,510	袋田の滝の入場者数
	小田代・湯ノ湖自然観察教育林	日光	242,767	有料駐車場の利用台数から推計
	川場森林スポーツ林	利根・沼田	350	川場村営キャンプ場の利用者数
	玉原スキー場	利根・沼田	180,972	玉原スキー場の利用者数
	四季の森ホワイトワールド尾瀬岩鞍	利根・沼田	192,801	ホワイトワールド尾瀬岩鞍スキー場の利用者数
	草津・白根スポーツ林	吾妻	296,035	草津国際スキー場の利用者数
	バラギスポーツ林	吾妻	171,253	バルコース嬢恋スキー場の利用者数
	高尾山自然休養林	東京・神奈川	1,063,000	ケーブルカーの切符販売数から推計
	丹沢自然休養林	東京・神奈川	160,000	大倉からの入山者数を秦野市から聴取

(注) 当局の調査結果による。

図表 3-7 森林管理署における利用者数の推計方法

森林管理署	利用者数の推計方法
茨城	<p>[花貫溪谷自然観察教育林、花貫溪谷風致探勝林]</p> <p>両者の利用者数について、地元自治体の高萩市から聞き取り、報告。</p> <p>ただし、地元自治体は、「花貫溪谷」として利用者数を把握しているものの、「花貫溪谷自然休養林」、「花貫溪谷風致探勝林」それぞれに区分していない。このため、茨城森林管理署は、これらレクリエーションの森それぞれに、「花貫溪谷」の利用者数（平成29年度25万2,000人）を重複計上（ダブルカウント）</p> <p>[奥久慈自然休養林]</p> <p>利用者数について、袋田の滝の観瀑台（平成20年9月設置、有料）の入場者数を計上し、報告。</p> <p>同自然休養林は、袋田の滝地域、男体山地域及び竜神峡地域の3地域で構成されており、それぞれが「飛び地」になっている。しかし、これらのうち、袋田の滝地域のみ対象として計上され、他の2地域にも相当数いるものと考えられる利用者数は除外されている。</p> <p>これについて、茨城森林管理署は、「男体山地域及び竜神峡地域の利用者数は把握できないため、計上していない」と説明</p>
日光	<p>小田代・湯ノ湖自然観察教育林の利用者数について、レクリエーションの森の区域内にある湯滝下駐車場の利用台数に基づいて推計し、報告。</p> <p>湯滝下駐車場について、「夏季のみ有料」とされており、車種ごとに、①乗用車3人、②マイクロバス20人、③大型バス40人、④バイク1人が利用したと推定して、森の利用者数を算出。</p> <p>しかし、実際には、i) 公共交通機関により訪れる利用者、ii) 周辺の駐車場の利用者、iii) 夏季以外の「無料期間」における湯滝下駐車場の利用者も、相当数いるものと考えられる。これらについて、除外されることとなる。</p> <p>日光森林管理署は、「実態より多い数値を計上することはできないので、確実に数えられるものを計上した」と説明</p>
吾妻	<p>自然観察教育林2か所、風景林2か所及び風致探勝林2か所の利用者数の積算に当たり、①担当森林官が現地の巡視等で出会った利用者数等を参考にし、前年度の割合と比較して当年度の割合を推定（種類別に算出）、②前年度のレクリエーションの森の種類別報告人数に、それぞれ①で得られた割合を乗じて、当年度の利用者数を種類別に算出。</p> <p>このような推計の仕方について、i) いつから実施しているか、ii) 推計の基となる当初の数値がどのように算出されたか、いずれも不明</p>
東京神奈川	<p>[芦ノ湖風景林]</p> <p>箱根町が公表している町全体の入込観光客数について、そのまま「芦ノ湖風景林の利用者数」として報告。</p> <p>しかし、同風景林の面積は434.47ha（＝4.3447km<sup>2</sup>）であり、箱根町の面積92.86km<sup>2</sup>に対して、4.7%に相当。「箱根町の観光入込客数全てが芦ノ湖風景林を訪れた」として計上するのは、明らかに過大となり、不適当。</p> <p>また、芦ノ湖風景林の管理経営方針書（平成29年3月改訂）には、24年～26年の入込み者数の推移が記載。ただし、図表3-2のとおり、箱根自然観察教育林との合算計上。しかも、箱根町が毎年公表している入込観光客数の10分の1に当たる人数が掲載（平成26年の場合、箱根町の「入込観光客総数」2,119万人に対して、管理経営方針書には「211万9千人」を掲載）。</p> <p>上記のとおり、森林・林業白書に掲載のため、関東森林管理局に報告したデータ（平</p>

成26年度21,190千人)は、管理経営方針書に掲載の人数(211万9千人)でなく、「10倍」となる箱根町の入込観光客数をそのまま計上。

同じレクリエーションの森の利用者数でありながら、①関東森林管理局には、箱根町の入込観光客数(暦年)を「年度」の人数として報告、②管理経営方針書には、その10分の1に相当する数値を、しかも「箱根自然観察教育林と重複する」と付記して合算計上という、異なる取扱い。「年」と「年度」という「時期」の捉え方を別にし、単純に人数を比較しても、「10倍」の差あり。

なお、関東森林管理局のウェブサイトで、風景林の「特徴」欄には、「名所、旧跡等と一体となって景勝地を形作ったり、展望台等から眺望される美しい森林」とされていることから、その利用者数について、i)風景林の区域に立ち入った者のみならず、ii)風景林が見える地域への入込み者も「利用者」とすることが適当とみられる。これについて、関東森林管理局は、「風景林の中に遊歩道があるか、歴史的建造物等の背景としての風景林なのかなど状況によって異なると考えられるものの、利用者数の捉え方を整理したことはなく、森林管理署等がどのような考え方で、利用者数を集計しているか分からない」と説明

#### [高尾山自然休養林]

利用者数について、森林内で営業するケーブルカー及びリフトの運営事業者に乗車券の発売枚数を照会し、これを基に、関東森林管理局に報告(平成29年度106万3,000人。ただし、図表3-5のとおり、平成28年度まで、毎年「0」で報告)。

同ケーブルカー及びリフトは、自然休養林内に設定の8つの経路のうち、「高尾山1号路」と並行して設置。ただし、①徒歩による1号路の利用者、②ケーブルカー及びリフトを使用せず、「稲荷山コース」や「6号路」から山頂を目指す利用者も相当数いるものと考えられる。これらについては、除外されることとなる。

なお、同森林管理署は、今年度(平成30年度)の関東森林管理局に対する報告について、担当者の誤解により、「往復乗車券」の販売枚数まで2で除した106万3,000人(「片道」扱い)を計上。しかし、当局の調査を機に、改めて確認した結果、「片道乗車券及び往復乗車券の販売枚数を合わせた「212万4,569人」をそのまま計上すべきであった」と説明

#### [丹沢自然休養林]

地元自治体が把握した、登山口の一つである大倉のバス停(秦野市。丹沢自然休養林の区域外、東南)の利用者数を基に、報告。

(注)大倉は、塔ノ岳、鍋割山や丹沢山の登山拠点。登山には、表尾根縦走コース、塔ノ岳コース、鍋割山稜コースが紹介(秦野市観光協会)。関東森林管理局のウェブサイトには、「私鉄小田急線渋沢駅から定期バス(大倉行き)終点下車、徒歩約90分で自然休養林入口」と掲載

しかし、丹沢自然休養林は、面積が1,287haと広く、他の登山経路や道路を利用する者も相当数いるものと考えられる。これらについて、除外されることとなる。

管理経営方針書の「第1 現況」に掲載の「丹沢自然休養林への到達手段図」には、①渋沢一大倉(バス15分)から「二俣」(徒歩1時間20分)と「戸川」(同1時間50分)の経路のほか、②小田急線秦野駅からヤビツ峠(バス55分)から同自然休養林(徒歩90分)の経路も掲載。また、「第2 レクリエーションの森ごとの個別方針」の「1 現況等」の「公共施設の状況」には、「自然休養林近くには、県道、市町村道等が比較的多く入り込んでおり足の便はよい」(4)と記載

(注) 当局の調査結果による。

図表 3-8 利用者数の把握方法の変更の別による増減

(単位:人、%、か所)

	平成 25 年度	26	27	28	29
把握方法に変更がなかった箇所 の合計	23,512,863 (100)	23,809,765 (101)	19,620,665 (83)	21,700,786 (92)	23,363,571 (99)
把握方法に変更があった箇所 の合計	330,000 (100)	365,000 (111)	360,000 (109)	370,000 (112)	4,186,767 (1,269)
変更箇所数	—	—	1	—	8

(注) 1 当局の調査結果による。

2 下段 ( ) 内は、平成 25 年度の利用者数を 100 とした指数である。

図表 3-9 「美しい森」に係る利用者数の異同

「美しい森」の名称	森林管理署	「美しい森」推薦資料 に掲載の利用者数 (a)	平成 27 年度白書に 掲載のため報告され た利用者数 (b)	差引き (a-b)
奥久慈自然休養林	茨城	760 千人	760,000 人	0
小田代・湯ノ湖自然観察 教育林	日光	—	0	—
武尊自然休養林	利根・沼田	286 千人	0	+286 千人
野反自然休養林	吾妻	105 千人	70,200 人	+34.8 千人
高尾山自然休養林	東京・神奈川	3,000 千人	0	+3,000 千人
丹沢自然休養林	東京神奈川	410 千人	0	+410 千人
芦ノ湖風景林	東京・神奈川	2,080 千人	17,376,000 人	▲15,296 千人

(注) 1 当局の調査結果による。

2 「平成 27 年度白書に掲載のため報告」欄には、同年度の森林・林業白書に掲載するレクリエーションの森の種類別の利用者数について、関東森林管理局に報告された数値を掲載した (図表 3-5 参照)。

3 「差引き」欄の「+」は増加を、「▲」は減少を示す。

図表 3-10 国立公園満喫プロジェクト有識者会議要旨 (抜粋)

第 1 回会議 (平成 28 年 5 月 23 日)

○ 有識者からの質疑応答

- ・利用者数はどのような方法でカウントしているのか (江崎委員)。
- 観光庁の訪日外国人調査において外国人を対象としたアンケートをしており、その中で国立公園に重なったところを集計している (事務局)。
- ・3.5 億人の利用者があると言うが、日本人の旅行現役人口を 8,000 万人としても全員が年 3 回以上行っている計算になる。カウントはどうなっているのか。(アトキンソン委員)。
- 各都道府県の観光統計を基本に算出している。したがって同じ方が複数の場所に行っても除外することができず、のべ利用者数となっている。実際の個人ベースで何人の方が国立公園に来ているかはこの数字では表現できていない (事務局)。
- ・国別利用者数は非常に重要なファクト、エビデンスだが、国立公園に入るときに登録しているわけではないと思う。(キャンベル委員)
- 日本の国立公園に入る際に登録はしていない。あくまで、どこの観光地にいったかのアンケートに基づいたものでそこまで正確ではない (事務局)。

- ・観光庁ができるまでは、日本の観光統計は統一されたスペックでは整理されてこなかった。観光庁発足以降かなり明確なものになったという認識（涌井座長）。
- ・国内の利用者については、都道府県ごとの統計の取り方は全く統一されておらず、そこを統一する準備を進めている。インバウンドでどれだけ旅行者が来ているかを捕捉しなくては行けないが、今の都道府県の統計ではどうしても域内の方も含まれている。まだまだ改善の余地がある分野と認識している（田村観光庁長官）。

#### 第5回会議（29年5月12日）

##### 【野添委員】

- ・ 国立公園の入込数の捉え方について。国立公園内に現状、宿泊施設がどれくらいあって、稼働率がどれくらいで、国立公園を利用しているであろう人数がどれくらいかといった把握に加えて、外との連携があれば国立公園周辺に宿泊施設が何軒あって、どれくらいまで今後増えていくのかといった、「数」の把握が必要。
- ・ ただし、「周辺」というと、どこまでの範囲を捉えるか難しいところはある。その辺りは都道府県及び市町村と詰めていく必要がある。

##### 【星野委員】

- ・ 数の把握は非常に難しい。軽井沢の入込数は800万という数字があるが、かなり適当な数字である。いかに正確な観光の統計的な数字を出すか、従来からの課題であり、重要なことである。
- ・ 満喫プロジェクトを進めていくにあたって、国立公園における「数」をどう把握するかは重要。推計でももう少しわかりやすい数字にしていくとよい。

#### 第9回会議（30年8月7日）

##### 【涌井座長】

- ・ 一方、統計の取り方がよく分からないところがある。人数にしても実感値としてはもっと来ているように感じる。米子あたりに2,000人のクルーズ船が入っており、出雲大社や大山に多くの人が行っているが、統計上の数字では見えてこない。もう一度統計の取り方について説明いただきたい。その上で、改善の余地があるのであれば、改善してより正しい数字に近づけることが大事。

##### ○環境省より回答

- ・ 訪日外国人の利用者数の推計は、観光庁が空海港で実施している訪日外国人消費動向調査で、訪問地を尋ねる設問の結果を用いて推計している。ただし、調査をしている空海港の数が限られている点が課題。
- ・ 観光庁からは、今年1月～12月は、調査を行う空海港の数を増やすと伺っている。より実態に近づくとと思うが、個別の国立公園の推計値は、県の推計値と比較すると乖離しているという指摘もある。統計は1,000万人目標のベースとなるものであるので、どういう形の統計が有り得るのかは検討したい。

(注) 下線は当局が付した。

#### 4 レクリエーションの森に係るウェブサイトの情報

調査結果	説明図表番号
<p><b>【制度の概要】</b></p> <p>レクリエーションの森について、利用してもらわなければ、設定の意味がなく、制度を運営する森林管理局や森林管理署等は、レクリエーションの森の利用の増加につながるよう、様々な手段により、その魅力を積極的に周知するとともに、利用者の利便に資する情報を幅広く提供していくことが適当である。</p> <p>リフレッシュ対策要領では、森林管理局長が行うソフト対策として、「優れた自然の中で多様な体験を行いたいとする利用者の満足度を高めるため」、「多様なツールを用いた情報発信」等について、「創意工夫を凝らした魅力あるソフト対策を推進するものとする」（第3の3）とされている。</p> <p>情報通信手段の発達、各種機器の普及により、情報提供の手段として、ウェブサイトを活用が有効と考えられる。提供する情報について、レクリエーションの森へのアクセス情報にとどまらず、森林内に設置されている施設の利用情報等についても、事前にウェブサイト上で提供されていることが重要と考えられる。</p> <p>また、「美しい森」に関する情報について、林野庁本庁のウェブサイト「日本美しい森 お薦め国有林」で、それぞれの森ごとに、名称、所在地、アクセス情報のほか、設置されている施設、施設等の利用可能時間・利用料金など利用者の利便に資する情報、さらに、地理的・地形的特徴、歴史的・文化的特徴、気候等と植生・野生生物、アクティビティ（現地体験できる遊び）なども掲載され、その魅力を積極的にアピールする内容となっている。</p> <p>（アドレス）林野庁：日本美しい森 お薦め国有林  <a href="http://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokumin_mori/katuyo/reku/rekumori/">http://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokumin_mori/katuyo/reku/rekumori/</a></p>	<p>図表 2-(2)-1 (再掲)</p>
<p><b>【調査結果】</b></p> <p>ア 廃止されたレクリエーションの森を掲載</p> <p>今回、当局が、関東森林管理局の管理するウェブサイト「レクリエーションの森」一覧に掲載されたうち、調査対象 5 森林管理署が管轄するレクリエーションの森について、ウェブサイトによる情報の提供状況を調査したところ、次のような状況がみられた。</p> <p>調査時点（平成 30 年 8 月）において、既に廃止されている 12 のレクリエーションの森について、ウェブサイトに情報が掲載されたままとなっている。廃止の時期別には、平成 25 年度 2 か所（いずれも日光森林管理署）、27 年度 1 か所（利根沼田森林管理署）、28 年度 1 か所（東京神奈川森林管理署）、29 年度 8 か所（吾妻森林管理署 7 か所、東京神奈川森林管理署 1 か所）となっており、経緯を承知しない利用者に、「現在も設定されている」など誤解を与えかねない。</p> <p>&lt;措置済み&gt;</p> <p>イ レクリエーションの森の利用者に必要と考えられる情報の提供が不十分</p> <p>調査対象 5 森林管理署が管轄するレクリエーションの森 98 か所について、利</p>	<p>図表 4-1</p> <p>図表 4-2</p>



ユーザーに必要と考えられる基本的な現地情報 7 項目（①公共交通機関によるアクセス情報、②自家用車等によるアクセス情報、③周辺地図、④林内の案内図、⑤トイレの有無、⑥駐車場の有無、⑦駐車場の駐車可能台数）の情報提供の状況を調査したところ、次の状況がみられた。

（注）調査は、①「美しの森」については、関東森林管理局及び各森林管理署のウェブサイト並びに林野庁が整備した「美しの森」のウェブサイト、②その他のレクリエーションの森については、関東森林管理局及び各森林管理署のウェブサイト、それぞれにおける情報の提供状況について行った。

① 利用者に必要な情報が提供されていないもの

基本的な現地情報 7 項目について、全く掲載されていないもの 66 か所（日光森林管理署 25 か所、利根沼田森林管理署 25 か所、吾妻森林管理署 16 か所）、一部しか掲載されていないもの 29 か所（茨城森林管理署 12 か所、日光森林管理署 1 か所、利根沼田森林管理署 8 か所、吾妻森林管理署 2 か所、東京神奈川森林管理署 6 か所）と、98 か所中 95 か所において情報提供が不十分な状況がみられた。

7 項目全てが掲載されていたのは、林野庁本庁が整備した「美しの森」のウェブサイトに掲載されている 3 か所（奥久慈自然休養林、野反自然休養林、高尾山自然休養林）のみであった。

② 提供されている情報の内容が不十分なもの

基本的な現地情報 7 項目の一部しか掲載されていない 29 か所のレクリエーションの森について、掲載内容を調査した結果、次のとおり、掲載されている情報に誤りがあるなど、13 か所において不十分な内容となっていた。

- i バス路線が廃止又は運休停止されているにもかかわらず掲載されているなど、記載内容が現状と異なり、誤っているもの 5 か所（奥鬼怒自然休養林、武尊自然休養林、武尊スキー場、芳ヶ平自然休養林、丹沢自然休養林）
- ii 掲載された利用手段の情報どおりバスで往復すると、計算上、現地の滞在時間がわずかに 10 分間となるなど、記載内容が適切でないもの 2 か所（花立自然観察教育林、筑波山森林スポーツ林）
- iii 鉄道駅から車の利用のみ案内されるにとどまり、現地で運行されているロープウェイ及び路線バスの情報の記載がないなど、内容が利用者にとって十分でないもの 6 か所（照葉峡風景林、裏見の滝風致探勝林、川場スキー場、万座風致探勝林、城山自然観察教育林、芦ノ湖風景林）

レクリエーションの森の種類や、林内に設置された施設等の特性により、提供すべき情報に差異があるとも考えられるが、関東森林管理局は、ウェブサイトにより提供する情報の項目について整理していない。

図表 4-3

**【所見】**

したがって、関東森林管理局は、レクリエーションの森の利用の促進及び利便性の向上を図る観点から、自ら及び管内森林管理署のウェブサイトについて、次の措置を講じる必要がある。

- ① 利用者の誤解を招くような不要な情報を削除するとともに、更新を適時適切に行うこと。
- ② レクリエーションの森の種類別に異なる特徴に留意しつつ、アクセス情報、現地の案内図、トイレや駐車場の有無などの基本的な現地情報の提供について、充実を図ること。

図表 4-1 廃止されたレクリエーションの森を掲載（12 か所）

レクリエーションの森の名称	レクリエーションの森の種類	森林計画区	廃止時期	森林管理署
茶ノ木平自然観察教育林	自然観察教育林	鬼怒川	平成 25 年度	日光
光徳自然観察教育林	自然観察教育林	鬼怒川		
宝台樹スキー場	野外スポーツ地域	利根上流	27 年度	利根沼田
三宅島森林スポーツ林	森林スポーツ林	伊豆諸島	28 年度	東京神奈川
須賀尾森林スポーツ林	森林スポーツ林	吾妻	29 年度	吾妻
有笠山風景林	風景林	吾妻		吾妻
浅間隠山風景林	風景林	吾妻		吾妻
吾妻溪谷風景林	風景林	吾妻		吾妻
草津道路風景林	風景林	吾妻		吾妻
鹿沢風致探勝林	風致探勝林	吾妻		吾妻
石津スポーツ林	野外スポーツ地域	吾妻		吾妻
津久井城山風景林	風景林	神奈川		東京神奈川

(注) 1 当局の調査結果による。

2 平成 30 年 11 月 28 日にウェブサイトが更新され、上記のレクリエーションの森の記載が削除された。

図表 4-2 利用者に必要と考えられる基本的な現地情報の提供が不十分なレクリエーションの森

掲載状況	森林管理署	レクリエーションの森の名称
全く掲載されていないもの (66 か所)	茨城	—
	日光 (25 か所)	宇都宮森林公園自然観察教育林、月山自然観察教育林、小田代・湯ノ湖自然観察教育林、中禅寺湖南岸自然観察教育林、切込・刈込湖自然観察教育林、日光・小倉山自然観察教育林、銀山平森林スポーツ林、鶏頂山見晴スキー場、明神岳スキー場、鶏頂スポーツ林、湯元スキー場、日光・小倉山スポーツ林、中宮祠地区宿泊施設、湯元地区宿泊施設、元湯・赤川溪谷風景林、六方沢風景林、小滝風景林、大坊山風景林、茶の木風景林、半月山風景林、唐滝風景林、川俣湖・瀬戸合峡風致探勝林、竜王峡風致探勝林、鬼怒川風致探勝林、高館山風致探勝林
	利根沼田 (25 か所)	玉原自然観察教育林、針山自然観察教育林、越本自然観察教育林、雨乞山自然観察教育林、玉原森林スポーツ林、川場森林スポーツ林、玉原スキー場、尾瀬三ヶ峰スキー場、糸之瀬スキー場、大峰山スキー場、赤沢スキー場、奥利根国際スキー場、ホワイトバレースキー場、大穴スキー場、天神平スキー場、吾妻耶山スキー場、老神風景林、不動滝風景林、三国峠風景林、三国風景林、一ノ倉・マチガ沢風景林、赤城山風致探勝林、吾妻耶山風致探勝林、大峰山風致探勝林、三峯山風致探勝林
	吾妻 (16 か所)	榛名自然観察教育林、白根山自然観察教育林、四万スポーツ林、万座スキー場、草津・白根スポーツ林、バラギスポーツ林、鹿沢スノーエリア、鹿沢休暇村スキー場、表万座スキー場、草津静山スキー場、谷沢原スキー場、青山スポーツ林、四万風景林、岩櫃山風景林、榛名湖風致探勝林、暮坂峠風致探勝林
一部しか掲載されていないもの (29 か所)	東京神奈川	—
	茨城 (12 か所)	花貫溪谷自然観察教育林、花立自然観察教育林、筑波山森林スポーツ林、北山森林スポーツ林、水沼風景林、大北溪谷風景林、八溝山風景林、高鈴山風景林、鷲の子山風景林、御前山風景林、太古山風景林、花貫溪谷風致探勝林
	日光 (1 か所)	奥鬼怒自然休養林

	利根沼田 (8 か所)	武尊自然休養林川場スキー場、川場スキー場、武尊スキー場、四季の森ホワイトワールド尾瀬岩鞍、片品高原スキー場、尾瀬戸倉スキー場、照葉峡風景林、裏見の滝風致探勝林
	吾妻(2 か所)	芳ヶ平自然休養林、万座風致探勝林
	東京神奈川 (6 か所)	丹沢自然休養林、城山自然観察教育林、箱根自然観察教育林、小下沢風景林、南高尾風景林、芦ノ湖風景林
全て掲載されているもの (3 か所)	茨城(1 か所)	奥久慈自然休養林
	日光	—
	利根沼田	—
	吾妻(1 か所)	野反自然休養林
	東京神奈川 (1 か所)	高尾山自然休養林

(注) 当局の調査結果による。

図表 4-3 アクセス情報の掲載内容に誤り等 (13 か所)

類 型	レクリエーションの森の名称	調査時点の記載内容	修正、追記等が必要と考えられる理由等	森林管理署
内容に誤り	奥鬼怒自然休養林	(駅名、所要時間が相違) 東武鬼怒川線の鬼怒川駅から女夫淵温泉までバスで1時間50分	①鉄道下車駅名は「鬼怒川温泉」駅。 ②日光市営バス時刻表によると、所要時間は1時間35分。	日光
	武尊自然休養林	(既に廃止されたバス路線が記載) JR 沼田駅からバスで鎌田で乗り換え、武尊牧場下まで90分	鎌田から武尊牧場下までの路線バスは廃止され、運行していない。	利根沼田
	武尊スキー場	(スキー場の名称が相違) 沼田 IC より約45分 (サイト上では、「スノーパルオグナススキー場」と記載)	スキー場名は「オグナほたかスキー場」に変更されている。	
	芳ヶ平自然休養林	(運行休止中のバス路線が記載) JR 長野原草津口駅からバスで草津温泉まで25分、草津温泉から白根レストハウスまでバスで約35分	平成30年4月22日に、白根山の噴火警戒レベルが1から2に引き上げられたため、草津温泉・白根火山間のバスは運休中。	吾妻
	丹沢自然休養林	(所要時間が誤り) ①私鉄小田急線渋沢駅から定期バス(大倉行き) 終点下車、徒歩約90分で自然休養林入口 ②私鉄小田急線渋沢駅から定期バス(大倉行き) 終点下車、徒歩約40分で自然休養林入口	当該レク森を紹介するページが2種類あり、バス下車から自然休養林入口までの徒歩による所要時間が相違している。 なお、②については、今回の調査を機に、「40分」→「90分」に修正された。	東京神奈川

内容が不適切	花立自然観察教育林	(記載の経路は利用が困難) JR 水郡線常陸大子駅から16km、定期バス(家戸内行き)約40分で自然観察教育林入口	路線バスの運行は平日のみ、本数は2本(大子発7時20分・12時36分)。 始発列車が常陸大子に到着するのが、水戸からが7時45分、郡山からが8時58分であり、7時20分発のバスに接続する列車はない。 また、12時36分発に乗車すると、終点家戸内に13時15分に到着するが、復路は家戸内13時25分発が最終のため、10分しか滞在できない。	茨城
	筑波山森林スポーツ林	(記載の経路は利用が困難) つくばエクスプレスつくば駅からシャトルバス利用 JR 常磐線土浦駅から路線バス利用	つくば駅発のシャトルバスは、約8km、土浦駅発の路線バスは、約10km手前の地点までしか行くことができず、いずれの場合も約2時間の徒歩が必要となる。	
内容が不十分	照葉峡風景林	(最寄りのバス停からの徒歩の距離、所要時間の記載がない) 水上駅からは湯の小屋温泉行きの東武鉄道の定期バス(所要時間50分)が運行されています。	定期バスの終点湯の小屋から3.5km。通称「奥利根ゆけむり街道」に沿って溪流が流れ、約5kmの間に大小11の滝が存在するが、歩道は整備されていない。	利根沼田
	裏見の滝風致探勝林	(最寄りのバス停からの徒歩の距離、所要時間の記載がない) JR 上越線水上駅下車、県道水上から片品線を経て東へ約20kmで到着。なお、水上駅からは湯の小屋温泉行きの東武鉄道の定期バス(所要時間60分)が運行されています。	湯の小屋温泉行き定期バスの「武尊橋」バス停で下車し、徒歩約6km、所要約1時間30分。	
	川場スキー場	(バスの利用について情報がない) JR 上越線沼田駅下車、タクシーにて約45分	①冬季は JR 上毛高原駅及び沼田駅から川場スキー場行きのシャトルバスが運行。 ②JR 沼田駅から「道の駅 川場田園プラザ」まで関越交通の路線バスが運行されており、冬季は当該道の駅から川場スキー場までシャトルバスが運行。	吾妻
	万座風致探勝林	(起点・所要時間が分からない) 有料道路・浅間白根火山ルート沿い、万座温泉の手前約2km	起点、所要時間が記載されていない。	
	城山自然観察教育林	(限定日に運行している旨の情報がない) JR 中央線高尾駅から定期バス(八王子城跡行き)終点下車、徒歩約20分で自然観察教育林入口	記載されている定期バスは「土曜、日曜・祝日」のみの運行(平日の運行はない)。	

	<p>芦ノ湖風景林</p>	<p>(バス、ロープウェイなど他の交通手段の記載がない) JR 東海道線小田原駅から16km、車約30分で風景林</p>	<p>小田原から強羅まで箱根登山鉄道、強羅から桃源台まで箱根ロープウェイが運行。桃源台から芦ノ湖風景林まで約1.5km。 小田原駅、箱根湯本駅及び御殿場駅から桃源台まで路線バスが運行。桃源台から歩いた終点である箱根町港には、小田原駅及び箱根湯本駅から箱根町港行き及び元箱根港行きの路線バスが運行。</p>	
--	---------------	--	--	--

(注) 当局の調査結果による。

## あとがき

今回の調査について、当管区局評価監視部は、第6評価監視官室（播田淳子評価監視官以下延べ6人）で取り組んだ。また、平成29年（2017年）10月に実施された「組織再編・業務改革」のメリットを発揮させるため、地域総括評価官（管区局、茨城行政監視行政相談センター、群馬行政監視行政相談センター駐在）も現地調査に参画（芦ノ湖風景林、奥久慈自然休養林、野反自然休養林）した。加えて、神奈川県行政評価事務所も、芦ノ湖風景林の現地調査に参画した。

これら「美しの森」における調査には、一部、若手職員も参加し、施設設備の実情の点検等を体験した。当管区局の実施する地域計画調査に、管内の事務所・センターが参画する活動は、今年度からの試みである。効率的かつ効果的な調査の実施にとどまらず、異なる世代の職員が共同で現地調査を行うことによるノウハウの伝承や人材育成にも心掛けている。

調査に当たっては、関係書類の確認や説明の聴取、関東森林管理局や同局管内の森林管理署のウェブサイトで提供されている情報の点検等にとどまらず、当管区局及び上記の事務所・センターの職員が「美しの森」6か所に複数のチームを組んで出向き、利用者の立場から、遊歩道、ベンチ、テーブル、案内標識や誘導標識などについて、「危険な状況にないか」、「不便な状況にないか」、「分かりやすく案内されているか」などを確認した。天候が急変し、雨中の調査となった箇所もあった。

平成30年（2018年）7月から開始したこの調査も、従事した職員に負傷などなく、無事に完了することができた。今後、関東森林管理局及び管内の森林管理署等において、所要の改善が図られ、「美しの森」を含むレクリエーションの森の利用者数の増加に結び付けられることを期待する。